

第五十一次回国会 大蔵委員会 議 録 第二十三号

昭和四十一年三月十八日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君

理事 坊 秀男君 理事 山中 貞則君

理事 吉田 重延君 理事 平林 剛君

理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

理事 岩動 道行君 理事 大泉 寛三君

理事 奥野 誠亮君 理事 押谷 富三君

理事 小山 省二君 理事 砂田 重民君

理事 田澤 吉郎君 理事 谷川 和穂君

理事 地崎宇三郎君 理事 福田 繁芳君

理事 村山 達雄君 理事 毛利 松平君

理事 山本 勝市君 理事 渡辺美智雄君

理事 有馬 輝武君 理事 小林 進君

理事 只松 祐治君 理事 野口 忠夫君

理事 日野 吉夫君 理事 藤田 高敏君

理事 山田 長司君 理事 山田 耻目君

理事 横山 利秋君 理事 春日 一幸君

理事 竹本 孫一君

出席國務大臣 大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員 総理府事務官 野田 章君

(統計局長) 大蔵政務次官 藤井 勝志君

(主計局長) 大蔵事務官 鳩山威一郎君

(主税局長) 大蔵事務官 塩崎 潤君

(関税局長) 大蔵事務官 谷川 宏君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 鈴木 秀雄君

(国際金融局長) 大蔵事務官 泉 美之松君

国税庁長官 泉 美之松君

委員外の出席者

通商産業事務官 赤澤 璋一君

(重工業局長) 通商局長 今村 昇君

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

官 官 官 官 官 官 官 官 官 官

係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一〇三号)

三池委員長 これより会議を開きます。所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括議題といたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。山田長司君。

山田(長)委員 大蔵委員の諸君の御了解を得まして、実は関連で質問すべき予定でございましたが、特にお許しを得て関連でなく、二、三の問題につきまして、お尋ねしたいと思っております。最近、経済界の不況に伴って会社の経営について無理が多く、中には脱税であるとかあるいはタコ配等、いろいろな犯罪が次から次に起こっているようです。最近山陽特殊鋼の問題とか、あるいは大阪土木、富士車輛のごときは告発事件まで起こしてあるようでありまして、これは私たちの目から見ましても、氷山の一角にすぎないと思うのであります。悪質なものになると、かなり多額にのぼるものがあるやにうかがえるのであります。そこで、最近私の手元に陳情としてきています問題、それから私の党の綱紀粛正委員会の問題になつてはいる問題等があるものであります。これらのことはどうしておけない実情にありますが、これらの機会に伺っておくわけであります。

それは近江絹糸の脱税の問題であります。背任、横領等の問題でさらにこれを追及しますと、脱税の問題があるやに見受けられるのであります。先般、大阪土木においては粉飾決算で大蔵省は初めて告発されたようでありまして、これらは、私に言わせると、小もの事件としか考えられないのであります。最近近江絹糸は毎期六分の配

当を続けております。実は八十一期から八十六期までの間に粉飾赤字累計額は六億六千五百万円でありまして、検査当局においてもこれを認めておるようであります。これらの点について、大蔵当局の調査はどんなふうになされておるものかということをまず最初に伺います。

泉政府委員 お話のように、昭和三十七年ごろから一あのときに若干経済界がよくなりまして、しかし、あの当時は、従来のやり方でございまして、国際収支が悪くなって、金融引き締めを行ないますと、かなり早い期間に景気が回復をするというところから、会社といたしましては、いわゆる粉飾経理を行なひまして、利益がないにもかかわらず、後年度に利益が出てくれば、それによって救われるという軽い気持ちで粉飾経理をいたしました。タコ配なども行なつておつたようでございます。ところが、御承知のような状況で、その後景気もあまりよくなりないうちに今日の不況を招いた、こういうことかいらいたしまして、当時の粉飾経理の内容がいろいろ現在出てまいりました。いまお話の山陽特殊鋼あるいは大阪土木、富士車輛などにつきましていろいろ問題が出ておるようでございます。ただ、お尋ねの近江絹糸の点については、私まだその粉飾の内容等を十分聞いておりません。これは大阪国税局で調査いたしておることでございますので、さっそく大阪国税局に調査を依頼したいと存じます。

山田(長)委員 ただいまの問題につきましまして、至急に調査の結果、資料の提出を願いたいと思ひます。

次にお尋ねしたいことは、実は、私は社会党で綱紀粛正委員長という肩書きをもちつておられるので、たびたび大阪に参りまして、政治献金の問題等についての調査をいたしました。たまたま、政治献金の問題につきましましては六千八百万円

本日の会議に付した案件 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

という金額が明確に出てきたのであります。しかし、その結論がいまだに出ずにおるわけですから、次に大蔵省のほうに伺いたいと思っております。これは、同会社から報告されておるところによると、利益金の中に土地の売却利益として三億八千万円を計上されているが、これに対して納税関係はどうなっているか、それから国税庁において調査しているかどうか、この点です。何でもこんなことを私が聞くかという、政治献金問題を調査しているうちに次々とこういう事実が発見されてきておるのであります。ですからこの問題を伺うわけですから、この点はどんなふうになっておられますか。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、近江絹糸について粉飾があるという報告を私まだ受けておりませんし、また、その土地売却利益については、当然課税になっておると思っております。その実際は私いま存じておりませんので、これもまた調査の上で答えたいと思っております。○山田(長)委員 この土地の売買については、すでに登記は完了しております。そこで、国税庁には当然登記所から登記が完了すると同時にその書類が回っていると思っております。登記が終わっている以上、所有権は確実に移転されておるわけでありまして、大蔵省においては、利益の報告があったはずであるから、この点、至急調査をしてもらいたいと思っております。

○泉政府委員 御承知のように、登記所におきまして登記を行ないますと、その通知が税務署のほうに参ることになっております。したがって、近江絹糸は資本金の関係から国税局の調査部門担当の法人でございますから、そちらのほうに税務署から連絡があるかと思っております。したがって、そういう点を調査いたしましたして御報告いたします。

○山田(長)委員 先ほど会計検査院の租税二課長に出席を求めましたが、租税二課長にこれが調査のこともお願いしたいと思つて、実はお呼びし

ました。どうぞその点ひとつお取り調べ願いたいと思つております。

私の質問はこれで終わりますが、なぜ私は特にこの委員会の席をおかりしたかといふと、綱紀肅正委員会であるという過程におきまして不明確な点が出てまいりましたので、特にこれも関連いたしまして調査の対象にしなければならぬので、資料の要求をしたわけでありまして、すみやかにこの書類の提出をお願いしたいと思います。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、私もその内容を現在のところ承知いたしておりますので、大阪国税局にそういつた点の照会をいたしました上で御報告したいと存じますが、個々の法人のいろいろ内容につきましても、国家公務員として秘密を守らなければならぬという義務がございます。したがって、その調査の内容によりましては、委員会に御報告できないような場合もあるかと思つております。その点はあらかじめ御承知おきいただきたく存じますが、山田委員には御連絡申し上げます。

○山田(長)委員 わかりました。それでは私の質問を終わりますが、次に、会計検査院当局にもただいまの問題につきましてはお取り調べ方をお願いしたいと思つております。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田会計検査院説明員 ただいま出席してまいりましたので、内容を国税庁のほうと打ち合わせまして調査いたします。

○三池委員長 藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は、主として所得税に關して質問をしたいと思つておりますが、もうすでに私がきょう質問をしたいという問題点については、あらたに先輩議員が質問されたところでありまして、質疑を通してなおかつ理解できたい幾つかの点がありますので、以下質問をしてみたいと思つております。

まず、事務的な質問にならうかと思つておりますが、所得税の課税最低限を設定する場合の標準世帯、

いわゆる課税最低限は昨年の五十四万四千二百五十九円に對して、四十一年度の今回の改正案は六十一万三千四百二十一円になっておるわけでありまして、この場合のいわゆる標準生計費と申しますか、年間の家計費はどれくらいになっておるのか、その中に占める飲食費の割合はどうか、それから占めるか、その中に占めるか。飲食費については、独身者から標準世帯、いわゆる五人世帯までの割合をひとつあわせて聞かしていただきたいと思つております。

○塩崎政府委員 例の基準生計費と申しますか、マーケットバスケット方式による食料費を基準にして推計した生計費という資料を私どもが提出いたしましたので、これまでもう御批判を賜わつたところでございます。ただ、藤田委員先ほど課税最低限をきめる場合というお話がございましたが、課税最低限のきめ方につきましても、これまでこれまでも申し上げましたように、この標準生計費が唯一の根拠ではない、一つの参考資料であるという点を申し上げたのでございまして、課税最低限は、こういう角度も一つの参考資料ではございませんけれども、種々の角度からきめなければならぬ。かように思つておるのでございまして、これも申し上げたところでございまして、減税にきき得る金額、そのうちでも所得税にきき得る金額、さらにはまた、所得税のうちでも現在の税負担から見、過去の減税の沿革から見、控除と税率にどの程度さくか、このあたりがまず総合的にきめられるべき課税最低限の根拠だろうと思つてございまして、そこで、そういう総合的にきめられた課税最低限が、たとえば標準的な生計費あるいは食料費とどんな関係になっておるであろうかという点を私どもが検討したのでございまして、これは昭和三十三年ごろから税制調査会におきましてもこんなような内部的な検討をしたらどうかという御要求がありまして、検討したものの資料でございますが、これが、たまたま昨年御要求によりまして提出いたしましたところ、大きな反響を呼んだわけでございます。私どもも反響の大きさに驚いたわけでございます。

が、ことしも御要求に基づきまして提出したところでございまして、課税最低限のきめ方も、たとえば、過去においては貯蓄はどうかから始まるかというようなことも一つの根拠になっておつたことがございまして、これらいろいろの根拠はございまして、ともかくもこんなような一つの参考資料として、検査のテストの一つの型として御提出申し上げておるのでございまして、そういう意味で、そういう前提を一つ置いたいただきましてお聞き取り願いたいと思つております。

そこで、私どもが一つの仮定を置きまして、いわゆるマーケットバスケット方式による食料費を基準にして推計した生計費というものは、今回推定いたしましたのは五人世帯の食料費で二十七万八千五百六十一円でございます。これをエンゲル係数で逆算いたしますと五十八万六千九百八十八円という金額が出ました。これが消費支出金額になります。途中たぐさんの世帯がございまして、独身者というお話もございましたので、独身者世帯、一人世帯でどうなるかと申しますと、食料費で六万七千二百二十八円、これも堀委員から強く御指摘のありましたエンゲル係数——一つの私どもの想定に基づきまして計算いたしましたので、上がったエンゲル係数で逆算いたしますと、消費支出金額は二十万四千四百三十三円というふうになっておるのでございまして。

○藤田(高)委員 課税最低限をきめる場合の標準生計費というものの考え方ですが、要素といふものをどういふふうの評価していくかという点については、これは局長のことばのニュアンスから受け取りまして、単なる参考というふうな説明でありまして、私どもの考え方としては、国民の最低生活費——この最低生活費はいかなる基準に置くべきかというそれ自体の見解については、私もあつて触れてみたいと思つておりますが、少なくとも、憲法二十五条の健康で文化的な生活というものが私はいくつかの基準にならなければならぬと思つております。そういう健康にして文化的な生活を営むという、そういう生活の前提に立つた最低生活とい

は、ことしも御要求に基づきまして提出したところでございまして、課税最低限のきめ方も、たとえば、過去においては貯蓄はどうかから始まるかというようなことも一つの根拠になっておつたことがございまして、これらいろいろの根拠はございまして、ともかくもこんなような一つの参考資料として、検査のテストの一つの型として御提出申し上げておるのでございまして、そういう意味で、そういう前提を一つ置いたいただきましてお聞き取り願いたいと思つております。

うものはどういふものであろうかというところに基準を置いてこの標準生計費というよりなものについても算出をすべきである。その場合に私は、やはり所得税というものは、国民が人間らしい生活をするために必要な最低生活費に食い込んでいなければならないことが大前提でなければいけないと思ふわけである。そういう前提に立って、いまの課税最低限をきめる場合の飲食費、標準生計費というものをきめる場合に、これは単なる参考というよりな、まあ、言い方は悪いかも知れませんが、軽い要素として考えるべきものか。それとも、いはば課税最低限をきめる場合に大きなファクターとして考えるべきかという点については、私は後者でなければならぬと思ふわけですが、その点についての見解を聞かしてもらいたい。と同時に、エンゲル係数というものは何を表示するものであるのか。私どもがこれまで知り得ておる範囲によりますと、エンゲル係数によって幾つかのランクがあるようでありますが、そのランク別の生活内容というものはどういふものなのか。大蔵省の考へておる考へ方というものをひとつ聞かせてもらいたいと思ひます。

○塩崎政府委員 藤田先生から二つ御質問がございましたが、まず第一の、課税最低限をきめるにあつて、標準生計費が一番大事な前提になるのではないか、これからスタートをしなければならぬのではないか、こういう御質問でございます。それは非常に有力な御意見だと私は思ひます。しかし、この課税最低限のあり方、あるいはまたその金額につきましてはいろいろの意見もございませぬ。私どもも専門でございますので、各種の書物を見るわけでございますが、その書物を見まして、国に對する費用というののも一つの生計費の大きな内容をなすものだ。それを前提としてまた課税最低限を考へるべきだというよりなこともうかがわれるのでございます。各国の課税最低限を見ましても、私どもが見たところ、アメリカでもドイツでも、こういった生計費を比較してみますと、日本より少し、国によりましては相当低めと

なつておるようなところが多いわけでございます。確かに、そういった書物の中にはそういった生計費のうちに入れるべきでないという意見もありません。そんなような考へ方の一方、もう少し生計費との関連を入れるべきだということもあります。しかし、私どもは、できる限り所得税が生計費と比べて、生計費の中に食い込まないほうが望ましい。しかし、これも個人所得税の税収が財政上どの程度の地位を占めるか、財政の需要も考へてきめる問題ではないか、かように考へております。ともかくも、私も何回も申し上げておりますように、税制のうちでやはり個人所得税が税らしき税でございませぬ、これを通じて初めて国政の批判もできるような税だと私は思ひます。そういった意味では、所得税というものをできる限り完べきなものにしたい。しかし、課税最低限はできる限り生計費に影響を与えない方向できめたほうがいい、かように考へております。このあたりは非常に考へ方の分かれるところでございますが、私どももいたしましては、そういった考へ方をとらなければならぬ、ただ、もう一つ住民税も所得に對する課税でございます。これらの関係もひとつ考へていかないと、国税だけの面を見ることも問題があらましようから、所得税、住民税を通じましてこの問題を考へていかなければならぬ、かように考へております。

第二の、エンゲル係数がいかなる意味を持ち、いかなる内容となつておるか、こういうお話でございます。エンゲル係数の意味は、もう藤田先生のおわかりのとおりでございます。食料費が生計費のうちを占める割合でございますから、エンゲルに言へば、低所得者になればなるほどエンゲル係数の割合は高くなる、こういう意味で、エンゲル係数は、しばしば生計費、さらには、生計費の内容について向上度を見る場合に使われているのではないか、かように私どもは考へております。そこで、エンゲル係数につきましても私どもの試算がどういふふうになつておるかというところは、昨日もお答え申し上げましたが、独身世帯は三三・

五四、五人世帯では四七・九七、こういった計算をとつております。このやり方は、去年御提出申し上げました資料でとりました方法に基づきまして、最近の家計調査にあらわれたエンゲル係数を参考にいたしましたものでございませぬ。

○藤田(高)委員 エンゲル係数の表示のあり方については、私どものごく常識的なところか、大体この表示の表現の方法については若干の違ひがあるにしても、エンゲル係数二〇%以下という生活をしているものは、これは非常に上流生活の生活状態じゃないか。エンゲル係数二五%は余裕のある家庭生活を営むことができる生活状態、エンゲル係数三〇%はやや余裕のある家庭生活、三五%は慰安の持てる程度のある家庭生活、四〇%はやや慰安の持てる生活状態、四五%になりますと、やつと健康を保てる程度の生活状態、五〇%になるとやつと生存のできる生活状態、ここになると、国際的なエンゲル係数の使い方としては、これは常識になつておると思ふのですが、俗にいうこじぎの生活、一言にしていへばこじぎの生活というものは、だるうと思ふわけですが、そういうふうな大体ランク別に区分をしますと、今度課税最低限をきめる場合は、いま局長が答弁をされたように、標準世帯では非常にエンゲル係数の高い、四七・九七%というふうな高いところへ根拠を置いておる。逆にそういうことになつたのかもわかりませぬけれども、数字の上に出でくるものは、やはりエンゲル係数は四七・九七%というよりなものを置いておるわけでありませぬ。私は、こういうものをこの課税最低限の一つの根拠といひますか、私をしていなしめれば、先ほどから言つておるように、有力な根拠にしておることは非常に不当じゃないか。いわゆる国民の生活状態、特に標準世帯の生活状態というものを、そういうところに甘んじておつてもなおかつしかたがないのだ、その程度の生活状態のものにさへ所得税をかけるのだ、こういうことになつておるのですが、その点についての見解はどうなんでしょうか。

○塩崎政府委員 確かに、藤田委員のおっしゃつたように、エンゲル係数について評価いたしますれば、そういった評価がきまると思ひます。私どもも、生活水準の向上度はエンゲル係数の低下によつてはかられるということも、また事実であると思ひます。さらに、そういうことが望ましいと思つております。さらに、私どももできる限り所得税の課税最低限はそういった考へ方を加味いたしまして高くしたい、かように考へておるのでございませぬ。しかし、現在の財政需要、さらには住民税等の関係を考へてみましてきめられる課税最低限でございますから、やはり課税最低限をきめる際に用いられるべきエンゲル係数というものは、理想的なものには頭に置きまして、それが現実にとられるべきじゃないかと、やはり標準的な食料費のこのあたりを支出されておる方々のエンゲル係数がその根拠になるべきものだろう、かように考へております。御批判はございませぬが、昨年度の調査におきまして、百六十七円四十八銭の成年男子の食料費が算出されたのでございませぬが、その程度の食料費を支出された方々のエンゲル係数はどの程度になつておるか、これをものといたしましたのが、この数字でございます。本年度もそのような方針を踏襲いたしましてつくりましたのがこれでございます。おっしゃる点は、私どもとして理想として掲げるべきだと思ひますけれども、課税最低限、しかも、現在の財政事情のもとに於いての課税最低限、さらには標準生計費のなものが一旦二千五百カローリというところでとり得るものとしたらすれば、その程度の食料費を出されます方々の現在におきまるところでは適当な方法ではないか、かように考へております。

○藤田(高)委員 私は、当初述べましたように、やはり課税最低限をきめる場合の有力な根拠として最低生活費というものを考へる場合に、その最低生活費とは何かといへば、やはり憲法の二十五条に言う国民が人たるに値する生活ができる、さ

らに、戦後二十年もたった今日、もう少なくとも文化的にして健康な生活ができる、こういうものを、税をきめる場合の社会的な一つの基準として設定をして、それを前提としたきめ方をしない、いまの説明にもありますように、標準の五人世帯のエンゲル係数が四七・九七、四人世帯の場合でいくと四四・五、これは憲法二十五条の精神どころか、たいへん劣悪な生活状態だと思つておられる、先ほども指摘したように、エンゲル係数四五％というのは、やっとな健康を保てる程度、五〇％になるとやっとな生存のできる生活状態、やっとな大蔵省が今度の課税最低限をきめておる標準世帯のエンゲル係数は四七・九七、やっとな生存のできる生活と、やっとな健康の保てる程度の間ぐらゐなところを一つの基準にして、こういふ課税最低限をきめておるといふことになり、これは私は、国の所得税をきめる一つの有力な基準としてははなはだ不当ではないか、これは少なくとも今日の社会通念といひますか、社会条件からいけば、もう少なくとも三五％ぐらゐな、慰安を持てる程度、あるいはやや余裕の持てる程度——これは大蔵大臣の財政方針ではないですけれども、貯蓄のある家庭といふものを築くのだといふことを方針にたわれておりますが、貯蓄のある家庭を築くといふことは、エンゲル係数でいえば、少なくともやや余裕のある家庭生活ができる状態でなければ貯蓄はできませんね。ところが、大蔵省のこの課税最低限を設定しておるエンゲル係数といふものは、いま言ったように、やっとな生存ができるか、やっとな健康が保てる程度のものであつて、余裕なんか一切ない。そういうものを所得税の基準にするといふことは、明らかに最低生活費の中に所得税といふものが食い込んでおる。そういう所得税といふものは、私は先進諸国の中にはないと思つておる。少なくとも、日本がもう今日の経済力を持ち、そして、総理大臣の自由諸国家群の三つの柱ではないけれども、そこまで日本の国際的地位あるいは経済的地位といふものが総合的に高まつてきて

おる段階で、このような劣悪な、極端にいえば、人間としての生存を認められない、そういうような劣悪な条件といふものを前提にして所得税の課税最低限をきめるというものは、はなはだ不当ではないか。こういうものは、いま私が言ったように、エンゲル係数でいえば、もつと三五％以下に引き上げるべきではないかと思つておる、これは基本的な問題として聞かせてもらいたい。これは、なおあとで大臣が来られたら、この問題については、私は大臣の見解も聞きたい。

○塩崎政府委員 藤田委員のおっしゃる通りに、確かに、エンゲル係数を三五％程度にして課税最低限を計算すべきであるというお話、私も理想として十分うなずけるところでございます。生計費といふものは非常に幅のあるものでございまして、私どもは、この機上で計算いたしました統計数字がすべてに妥当するといふふうにももちろん考えておりません。もちろん考えておりませんが、ただ、これは私は生計のやり方だろつと思つておるけれども、エンゲル係数を求めた消費支出金額のモードに属する世帯の収入金額は七十一万円、平均消費支出金額は五十八万円といったような数字も出ております。これが絶対的といふふうなものはございせんし、都市あるいは地方によつて生活の仕方あるいは物価、きわめて幅のあるものでございまして、こういふ平均的なものを直ちに唯一の根拠にするつもりはございせんが、そういう数字もございせん。私は、生計費をできる限り高く考へて課税最低限を考へることを趣旨として十分今後も進めていかなければならぬと思つておるけれども、現在の財政事情のもとにおきまして、一つの個人所得の地位を考へてみますと、こういふところが現在のところやむを得ない課税最低限ではないか、かように考へております。

○藤田(高)委員 先ほどから局長の答弁を聞いておりますと、理想としてはそういう方向に持つていかなければならぬだろつ、こう言われるわけですが、私はそういう見解にははなはだ納得できま

せん。もう現実的な政策論として、理想論ではなくて、私がいま議論の対象にしているのは、現実の政治の中で現実的な政策論として私が言つていふようなものを最低の条件に置かれておるのでないか、また、そういうものを基準にして、私の立場からいへば、逆に国の財政収入を考へていく、そういう、財政支出を考へていく、こういう基本にすべき問題がさか立ちをするような形の考へ方といふものについては、私は非常に納得がいかな。しかも、この私の言つておることを、あたかも雲の上とはいへませんが、飛びついても飛びついてもいまだ届かぬような理想論であるような、そういうものを受けとめ方については、私は非常に理解ができない。少なくとも、やはり現実の政策論として、そのエンゲル係数でいへば、三五％くらいのところまでは持つていかなければ、片一方では、この間の通常国会の財政方針では貯蓄のある家庭をつくるのだ、こう言つておきながら、片一方で、やっとな健康を保ち、やっとな生存できる程度の生活しかできていない者からまで税金を取らんというところは、これは貯蓄も余裕もあつたものじゃない。そういう点で、いまの局長の御答弁と政府の大臣なり総理が言つておる方針との間には非常にギャップがあるのではないか。そういう点で、私はこの四七とか四五とかいふエンゲル係数を土台にしたこの課税最低限のきめ方といふものは少なくとももうやめて、もつと高い条件の中にこの課税最低限といふものを今日段階できめるべきである、こういうふうにお思つておる、その点についての見解を聞かしてもらいたい。

○塩崎政府委員 繰り返して申し上げることになつて、はなはだ恐縮でございまして、確かに理想であり、また、私も現実政策の目標として考へていかなければならぬと思つておる、かように考へておる。先ほど申し上げておる、やはり現実的な政策の要請もまた財政にあるわけでございます。さらにまた、税制中個人所得税に期待する要素も、これまた現実的な政策といたしまして無視すべきでないと思つておる、かように考へておる。

○藤田(高)委員 局長も長官も、国の歳入面も考へておる、やはり税といふものは、持てる階層から取るというのがたまたまだと思つておる、そうすれば、これもあとで触れたいと思つておるけれども、例の所得税減税と企業減税のいろいろな状態から見ても、私は、やはり企業減税

んな点を考へまして、しかし、また課税最低限はできる限り生計費に食い込まないことも、これは大きな政策目標として考へなければならぬ、かように思つておる、まあ、両者をどういふふうにと関連いたしまして、これはよほど慎重に検討してまいりたい、かように考へておる。

○藤田(高)委員 国税庁長官にお尋ねしますが、いま私が言つておるような基準で課税最低限といふものがきめられておるといふことは、ある意味において、私は所得税といふものは、なおかつ苛斂誅求的な、所得の非常に低い者から税を取り立てておる、こういうことが、総論として私は言へると思つておる、そういう基準で税をきめておる状態では、こういう基準で設定したもので徴税することは、やむを得ないかどうか、そのあたりひとつ見解を聞かしてもらいたいと思つておる。実際に徴税をやらされる現実論から見ても、

○泉政府委員 御承知のように、国税庁といたしましては、国会で成立いたしました税法を忠実に執行する立場にあるわけでございます。したがって、国会で制定されました法律に基づく課税最低限で税を執行していくことになるわけであります。お話のように、まあ、課税最低限が高目でありましたれば税の執行の際案であるといふことは確かでございます。しかし、税の執行上課税最低限が幾らでなければならぬといふふうにはなかなか出てまいりません。したがって、いまお話のような生計費の面、あるいは国の歳入の要請、こういふいろいろな要素を十分勘案して、適正な課税最低限がきめられることが望ましい、このように考へておる。

のごときは、こういう資本家から取れる、また余裕のあるところから取れたいと思うのです。そういう国の財政収入というのを大きくする。トとして考えるのであれば、こういう最低生活費を脅かすようなところまで税の捕捉の足というものを伸ばさなくても、まだまだ取れる条件というものにはたくさんそのほかにあるんじゃないか、私はこういうふうにも思うわけですが、その点についての見解をひとつ聞かしてもらいたいので、できるだけ効率的な答弁を願うために、質問事項を若干まとめていたしたいと思います。

先ほどから答弁のありました標準世帯の場合のエンゲル係数ですが、これでいきますと、どうでしょう。去年の場合とことしの場合、これはそれぞれ世帯別構成によってエンゲル係数というものは上がっているんじゃないかと思うのですが、その点はどういうことになっておりますか。

○塩崎政府委員 二つ御質問がございました。分けてお答え申し上げます。

まず第一は、こういった課税最低限が問題になるときに、低い課税最低限をきめて所得税を取らないで、別な面から取れないか、取れるではないか、こういうお話でございます。確かに、税制はどうあるべきか、租税はいかなる面あるいは階層から払わすべきかという基本的な問題だと思っております。

言い落としたんですが、常に大蔵委員会で御批判になっておりますように、課税最低限以下の方々にも、たとえば、たばこを吸う方あるいは酒を飲まれる方には、たばこ消費税と申しますか、専売益金の形で税を支払っていただいておりますし、消費税の形で税を支払っていただいております。この間接税についても種々の批判がございまして、しかし、酒やたばこの消費税につきましても、別の角度的な意味もございまして、あるいは、あるいは衛生的な意味もございまして、納得されておりますが、こういった問題もございまして、それと所得税とどちらがいいか、ひと

つ検討もさるべきだと思っております。かりに所得が正確に申告され、また正確に把握いたしますれば、間接税よりも所得税のほうがすぐれておるのではないかと御意見が非常に強いわけでございます。間接税についてもなかなか御批判がある、税収を上げるのどこに持っていったらいいか、むずかしい。しからば、そういった低額所得者ではなくて、高額所得者のほうに持っていきませんか、こんな要請もあり、まさしくそういった点を考慮いたしました。私は、所得税の累進税率の構造は七五〇という、外国にも見られないほどの高い税率になっておると思っております。意味でございますけれども、こういった高い累進税率ができていまして、所得税の現在の基本的なたてまえは、外国に比べましても、比較的高額所得者のほうから税を払っていただくようなシステムになっておるのでございます。問題は、い

つも御指摘のように、租税特別措置法等によりまして、資産所得について抜け穴があるのではないかと、執行面でも、なかなかそうは言っても高額所得は捕捉がむずかしいではないか、こんな御意見もあつた。ひとつ、いろんな角度で私も検討し、また、当委員会におきましても御批判、御検討、それからまた、御示唆を賜りたいと思っております。これはひとつ時間をかけましても、いい方向に持っていきたい、租税特別措置法につきましても、政策的な効果について常に批判をしながら進めてまいりたい、かように考えております。しかし、所得税以外の法人税率がどうかとか、いろんな税目につきましても批判もございまして、また、執行面も、私は、多分に問題点があり、改善すべき点があるかと思っております。完ぺきとは思いませんが、現在の税制は、そういった意味で、私は、そんなに外国に比べてまして累進度の劣つたものでもなければ、企業の面におきましての課税が変なふうになつていられるとも考えないのでございます。しかし、なお問題点は非常に多々ございまして、また、時

代は進歩いたしますので、こういったところから租税を支払わすべきか、これは情勢に応じて私どもも日々検討してまいりたい、かように考えております。

それから第二の、標準世帯のエンゲル係数は、昨年比べて上がったのではないかとのお話でございます。まさしく上がっております。と申しますのは、私どもがマーケットバスケット方式によりますところの調査の基礎といたします家計調査の昨年度のエンゲル係数が上がったことを反映いたしました。そういった関係から、結局上がつていっていることでございます。

○藤田(高)委員 前年対比においてエンゲル係数が上がつておるといふことは、こういうふうな理解してよろしいですか。政府あるいは大蔵省の説明によると、たとえば四十一年度、ことしの標準世帯の課税最低限というものは六十一万三千四百二十一円だ。これに対して消費支出金額、いわゆる家計支出が五十八万六千九百八十八円だ。そうして、その中に占める飲食費は二十七万八千五百六十一円だ。先ほども言つておられるようにエンゲル係数は四七・九七〇だ。この試算からいくと、課税最低限度六十一万三千四百二十一円と、家計支出の総額である五十八万六千九百八十八円との差額が三万二千七百二十三円になるんだ。こういう三万二千七百二十三円の余裕がまだあるんだ。いわばこういう説明のしかただと思つておられます。そうすると、前年度は、同じような計算からいくと、その差額が八千五百六十三円しかなかった。ところが、四十年年度の課税最低限というものは引き上げたから三万二千七百二十三円になったんだ。だから、絶対額で見たら、その生活は、それだけ課税最低限に関する限りは余裕ができたんだ、こういう見方といふんですか、説明のしかたをされたように私は理解してよろしいでしょうか。

○塩崎政府委員 最初に申し上げましたように、私どもあくまで課税最低限の適否の一つの参考資料と考えておりますので、前年に比べてま

とりができたからというように誘示するつもりは毛頭ございせん。おっしゃるようにエンゲル係数は上がつております。しかし、こういった計算上のゆとり金額が出ましたのは、去年に比べまして、ことしは課税最低限を初年度で計算いたしました。五十四万円から六十一万円と七万円上がった結果、前年度の私どもの計算に比べますればゆとりができた、こういうことでございます。別にこれだけのゆとりがあるからということを誘示するつもりはございせん。エンゲル係数が上がりましたのは、統計調査の結果は、私の判断では、これは食料費が、前年は野菜等を中心にして上がった結果ではないか、かように見ておるのでございます。

○藤田(高)委員 そうしますと、額の面だけ見ると、課税最低限と家計支出の対比では、去年は八千五百六十三円に対して、ことしは三万二千七百二十三円だから、額は、極端に言えば四倍ぐらひに上がった。ですから、生活にも、額の面だけ見た場合には、若干余裕ができたんじゃないか、こういう見方が常識的にはできるわけだけれども、片一方、実質的には、エンゲル係数が高くなるということは、それだけ生活実態というものは下がつたということになるんじゃないかと思つておられます。この関連をどういふふうに理解したらいいですか。

○塩崎政府委員 また繰り返すようでありまして、エンゲル係数が上がったということは、確かに生活費は食料費に相当さなければならぬという点におきましては、藤田先生のおっしゃつたような評価だと思つておられます。ただ、課税最低限は、今回の所得税の減税がありましたために前年に比べまして相当引き上げられたが、私もそれは十分と思いませんし、藤田先生もおっしゃつたように、まだまだ足りない、もう少し上げるべきではないかというお話でございますが、前年度から対比いたしますれば、引き上げの幅が多かつたために計算上こういった差額が出てまいる、これだけでございます。もちろん、それを余裕ができたというふ

うに言い切れば言い切れるかもしれませんが、私も、そういった意味よりも、課税最低限の引き上げが多くなったから計算上こういう数字が出てまいる、こういうふうに言いたいのでござい

○藤田(高)委員 私は、ここに非常な大蔵省の算定の基礎の中に、意識的ならくりとは言われないけれども、結果論としておかしな要素が交錯しておると思う。その点は何かといへば、実質的に額の面で去年八千五百円の差額が生じた、ところが、こ

○塩崎政府委員 いま藤田委員の御指摘の点も、この委員会におきまして一応御指摘のあった点でござい

ざいます。昨年度提出いたしました八千五百六十円もやはり三十九年度の統計数字を基礎とした

○藤田(高)委員 私は、説明を聞けば聞くほどちよっと理解ができていきたいと思います。とい

○塩崎政府委員 この一日二千五百カロリーの昨年度の金額は百六十七円でございますが、これ

たかと思えますが、私は、こういう献立が一日百八十六円程度で

○藤田(高)委員 私の提案したことについてはあまり意味のない

とすわけにはまいりませんけれども、このことは可能であらう

とすわけにはまいりませんけれども、このことは可能であらう

○藤田(高)委員 私の提案したことについてはあまり意味のない

とすわけにはまいりませんけれども、このことは可能であらう

こう思うのです。

そこで、きょうは総理府の統計局の局長が来られておるようでありますから私は伺いたいのですが、大蔵省がいま言っておるような二千五百カローリを撰取するのに一日百八十六円程度、これは五人家族で込みすれば一日の食料費はもっと下がると思うのですけれども、その額はあとでなしますが、いずれにしても、大蔵省はあておるような、そういう金額で実際に二千五百カローリというものが撰取できておるかどうかが、これはあなたのところで調べになった統計の上にはどういふふうに出ているでしょうか。

○野田政府委員 統計局で実施しております家計調査の問題で、お尋ねがございましたが、家計調査は、御承知のように、全国の勤労者の世帯について、百七十の市町村で約八千の対象につきまして、毎月毎月の品物ごとの家計簿をもとにして全消費支出金額をはじき出して、それに基づいて、全消費支出の中に占める食料費の割合というふうな形でパーセンテージを出しておりますけれども、しかし、カローリの計算とかあるいはそういうものは実際にはやっておりますので、その点は御説明を申し上げることができないわけでございます。

○藤田(高)委員 それでは、総理府のこの調査というのは、単にそういう実態を集計するだけであって、積極的に、二千五百カローリを撰取するためにどの程度の費用がかかるかというふうなことは、積極的にというよりも、統計局として作業をされる場合、私が局長なり課長だったら、二千五百カローリを撰取するのだったらどの程度の金額が必要になるかということ、当然統計局の仕事としてやると思うのですが、そういうことはおやりにならないのですか。

○野田政府委員 統計局では、いまお話がありましたような理論生計費とか、あるいはそういうものを調査することは非常に困難でありまして、私どものほうでは、いわゆる実態生計費というものの実情を調査するというふうに限っております。

でございます。

○藤田(高)委員 総理府自身は実態調査をやるだけであって、いわば、私が言っておるような調査までやらないということですが、私は、本来的には、そういう作業も業務も当然基本的にはやるべきだと思っております。しかし、現実にはやらないということですから、これはしかたがないということになりますけれども、いずれにしても、総理府が調べた生活実態からいけば、五人世帯の生活というものは、四十年程度ではエンゲル係数が三六・三になっておることは、これは実態論として事実なんです。さすれば、先ほど局長が言われましたけれども、理想としては、エンゲル係数は三五になるか三〇になるか知りませんが、だんだんとエンゲル係数が下がる方向に課税最低限の算定についても考えていかねばいかぬ、こういうことを言われておるわけですが、先ほどから言っておることの計算をされた基準のとり方と、国民の生活の実態というものは、かなり違うわけなんです。いまエンゲル係数の上に出てきておる状態というものは、そういう点からいって、私は、結果論であります。今度用いておる課税最低限に關連する四七とか四五とかいうものは、もうこ

とからこういふきめ方が不当だと思っておりますけれども、大蔵省自身として、かりにこしはいかぬにしても、たとえば来年はどういう目標、再来年は少なくともどこまでエンゲル係数が下がるかというふうな課税最低限を設定していく、こういう一つの目標もあってしかるべきだと私は思うのですが、そこらの点についての考え方はどうでしょうか。

○塩崎政府委員 最初に申し上げましたように、私も、財政事情さえ許せば、個人所得税の課税最低限は引き上げたいという気持ちを持っております。しかし、御承知のように、財政事情がござりまする。また大きい現状でございます。先ほど来家計調査に基づくエンゲル係数のお話もございましたが、そこまでとりますと、これは私ども

のたいへんな開きもござります。この家計調査のほうは、御存じのように、非常に生活水準の高さも入れているエンゲル係数でございます。私どもは、課税最低限の一つの検証資料、参考資料としての生計費といたしまして、これは平均的なものと申しますより、課税最低限の近傍にある方方のエンゲル係数が採用されるべきではないか、こういう考え方を持っております。したがって、理想といたしまして、平均的なものというよりも、もちろん政策でござりまする。掲げることは可能でござりまするけれども、現在におきまして考えられます課税最低限のチェック資料としてのエンゲル係数ならば、やはり平均ではなくして、最低限近傍と考えられる方々のエンゲル係数、そのためには一日二千五百カローリ、百八十六円八十七銭といった想定を置いて別途のエンゲル係数を抽出せざるを得ない、こういうふうなことになるざるを得ないというのがこの計算だと私は思うのでござりまする。将来の方向といたしまして、エンゲル係数を高く求めて、それを課税最低限の参考資料にしていくということも一つの行き方だと思っております。現状ではこのようになつておる、かように考えております。

○藤田(高)委員 くだいようですけれども、やはり課税最低限をきめる場合に、エンゲル係数をどこに求めるかということ、私はどう考えても、基本的な出発点にならなければいかぬと思うのです。エンゲル係数というものはやはりそれぞれ国民の社会生活水準というものを表示しておる係数ですから、いま大蔵省がきめておるような条件というものは、エンゲル係数が四七とか四五とか動物的な生活ができる条件を基礎に最低限というものがきめられておる。やはり人間らしい、しかも、人間らしいということ、憲法でいわれておる健康にして文化的な最低条件が保障されるというものを基準にきめていかないと、国の財政の根本条件をきめる場合に、国民の生活条件をそういう低い次元に置いた条件の中から税のそれぞ

れの設定するということは、ものきめ方として非常に不当性があるのじゃないだろうか、こういうふうには私は思うわけですが。

そこで、理想ということをお尋ねいたしますけれども、エンゲル係数でいけば、こしは結果論として標準世帯で四七〇程度になつたけれども、再来年は少なくとも五〇〇くらい上げていく、再来年は三〇〇〇くらいを目標に課税最低限をきめる場合の条件にしていく、こういう努力目標というものがやはり必要じゃないかと思つて、そういう積極的な目標を設定されて今後課税最低限を引き上げていく用意があるかどうか。この点についてお聞かせ願いたいのと同時に、もう一つ、この二千五百カローリというものが、日本の場合に、この大蔵委員の中にもお医者さんもおられますけれども、人間が生活するのにこれだけカローリとればいいのかということではなくて、この撰取量自身も高まる必要がある。三千カローリなりあるいは三千五百カローリですね。ヨーロッパの場合、ちょっと私の調べた範囲では、これは経済企画庁の統計資料ですが、一九五七年から五九年の国民一人当たりの実質撰取カローリが、アメリカの場合には三千百十カローリ、イギリスの場合には三千二百八十カローリ、西ドイツの場合には三千九百四十カローリ、フランスの場合も同じく二千九百四十カローリ、そしてイタリアの場合が二千六百七十カローリ、日本の場合は一人当たり二千二百十カローリという統計が、これは経済企画庁の統計として出ておるわけなんです。私は、この二千五百カローリというものにあまり絶対的な条件を置くのではなくて、文化的な健康的な生活ができるということになれば、この撰取カローリ自身も量的にもふえてしかるべきじゃないか。そうして、そのカローリも、たん白の条件というものが、高いたん白をとっていくというふうな質の面が要求されてしかるべきじゃないか。そうしないと、現状のままのエンゲル係数にいわれておる、あるいは大蔵省がはじき出しておる百八十六円何がしの二千五百カローリという

ものにあまり拘泥すると、国民の生活水準というものは、一つの所得税の課税最低限をきめる場合に、向上する条件というものはなくなるように思うわけですが、そのあたりについての見解はどうですか。

○塩崎政府委員 先ほど課税最低限の将来の目標という御質問に対してお答えを落としてしましたたが、こういったマークトバスケット方式による標準生計費の理論と離れまして、先般私どもが大臣が申されておりますように、八十万円という一つの目標に長期減税構想を立ててまいりたい、こういうことを言っております。その減取額等につきましては、先般私からお話し申し上げたところでございますが、私どももいたしまして、将来の理想といたしまして、所得税の減税として八十万円の課税最低限を目標に進みたい、かように考えております。

その次はカロリーの問題でございます。これは昨日も国立栄養研究所の所長さんが申されましたように、一つの権威ある勧告に基づいたものでございます。しかし、最近の生活水準、あるいは将来の国民の体位を考へますと、種々の意見があり、二千六百カロリーくらいまでに上げるべきじゃないかという意見すらも私も聞いております。私どもはカロリーの問題につきましていろいろとございまして、この問題は、私はカロリー計算は別といたしまして、先ほど申し上げました八十万円という課税最低限の目標、ひとつこれとの関連でどうなりますか、結果といたしましては、上がったことなるかどうか今後の問題でございますが、考えられはしないか、かように考えております。しかし、何といたしまして、財政事情が問題でございます、この八十万円の目標というものが実現するには、よほど私は努力が要る、かように考えております。

○藤田(高)委員 私は、最後に、例の献立表ですね。これは決して、そのこと自身でけしからぬじゃないかと思おうとは思いませんけれども、私どもの常識では、百八十六円では、新聞やあるい

は大蔵省のほうから説明のありましたようなああいう献立の内容は、これはどんなに器用にやってみてもできぬと思うわけです。私もきょう質問するまでに、実は二、三こういった関係のあるところにも聞いてみましたが、今日の物価の条件でこれだけの献立を、たとへば、ある屋敷つたら屋の献立として、一、六十円程度になります。六十円程度で、御飯とイカさしと、あるいはイモとイカの油煮というのですか、それとすまし汁ですね、それと菜っぱの塩づけという、大体屋の飯以外に、何でも四品ぐらいつくわけです。こういうものを、何とせしが何グラムぐらいつくのか、切り身でいへば五きれぐらいつくのか、同じイカさしだといつても一きれしかつかないのか、これは量にも、内容にもよると思うのです。これは私の調べたところでは、こういう条件だったら、極端にいへば、イカさしなんというものは、普通常識的にはさしみがつくのだということになれば、五きれぐらいは最小つくだろう、それがまあ一きれぐらいじゃないですか。こんな内容で常識的に考えられるような量はとうていできぬ、こう言うのです。ですから、これは、やはり国民の生活に非常に関係が深い問題ですから、私は国立栄養研究所でもいと思うのですが、一こんなものはできぬという、そんな無理な献立をするような研究所なんというものは、これはまあ冗談ですけれども、やめてしまつたらどうだというような意見もありますけれども、そういうことでなくて、国立研究所がこれだけのものをを出すのであれば、たとへば何グラムぐらいいなか献立できるのだという責任のあるものを一べん私は出してもらいたいと思う。そうしないと、何か架空な、国民の生活の実態にはそぐわないようなもので百八十六円論争なんというものをやること自体が、たいへん私は愚かなことだと思つて、時間的にも経済的にも非常にロスが多いと私は思ふのですから、百八十六円で献立ができるというのであれば、イカさしも、これでいうたら、普通五きれぐらい、グラムにして何グラムぐらいつくま

すというやつを——新聞あたりにも献立の内容が春夏秋冬に分けて、朝昼晩のが出ておりますね、あれの何を何グラムぐらい、そしてどの程度だということ資料として出してもらいたいと思つておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○塩崎政府委員 この点も、藤田委員のおっしゃる通りに、昨年献立を発表しました際に議論になったところでございます。当委員会の先生方に国立栄養研究所へ行つていただきまして、試食していただいたというふうに向つております。今回は、献立の内容は、昨年国立栄養研究所があれだけの自信を持ってつくられたのでございまして、そのまゝの献立を採用し、ことはその献立の内容を変えておりません。しかし、二千五百カロリーをあげるための必要な限度でございますので、いろいろな計算がございまして、ひとつ、国立栄養研究所に伺つてみまして、私も、どの程度のものが出し得るか、聞いてみたいと思つております。

○藤田(高)委員 非常に誠意ある答弁ですが、藤井政務次官、どうでしょうか。きょうの質問ではちよつと数字やあるいはエンゲル係数というようなものをいじくり過ぎたような感があるかも知れませんが、私は、やはり基本的には国民の生活にこの問題は非常に深い結びつきがあると思つております。そして、国の税収の大宗をなす所得税の課税最低限をきめる場合のやはり有力な条件になつておるわけですから、そういうものは、政府の出す、少なくとも大蔵省が所得税の一つの基礎条件にする資料を発表する場合には、国民の立場から見れば、なるほどやり方次第ではこの程度の献立が百八十六円でもできるのかというものをい出すな

いと、こんなものを見て、何だ、こんなものできつこない、これはほんとうに魔法つかいでも雇つてこななければできぬというふうな批判をもらうようなことではだめだと思つておられますが、そういう意味からいって、いまの局長の答弁のように、これはできるだけ早い機会に、ひとつ政府の責任において内容を発表してもらいたいと思つておりますが、どうですか。

○藤井(勝)政府委員 先刻来、藤田委員から、特に標準献立から見ても課税最低限が十分でない、こういう点を中心に、きわめて緻密な御意見をいろいろ拝聴いたしました。私も、やはりできるだけ客観的な、人間生活をささえるたくわえというものを個人に与え、憲法が保障するような生活ができる、また、それ以上のゆとりのある家計というねらいをわれわれは持つておるわけでございますから、そういう面から考えますと、現状はまことに遺憾な状態でありまして、これを率直に認めざるを得ないのではないかと思つております。ただ、問題は、やはりいままでずっと敗戦後から今日までまいりまして、経済を再建して、多くの財政需要を税収によつてまかないながら、しかもまた、片や税の根拠を培養するための企業減税も考えなければならぬ、こういった点を総合的に考へて善処しなければならぬ、いろいろ先日来の当委員会を通じて各委員から御熱心な御意見なり、また御鞭撻なり、おしかりなりあるわけでございますが、そういう現状においても、所得税において、御承知のごとく、初年度千二百八十九億円、平年度千五百五億円という、こういう減税規模になるわけでございますから、順を追つて、ひとつ御趣旨の点は、今後減税の面において、あるいはまた課税最低限引き上げの面において生かさなければならぬ、このように考えております。

同時に、さしあたり御要求になりました資料その他につきましては、おっしゃることは私は全く同感でございますので、できるだけ早く調製をいたしたい。ただ一つここで念のため私も意見をつけ加えさせていただきます。やはりエンゲル係数、基準生計費は一つの基準でありまして、これを撰取して生きていく人間というものは、またそこに一定の尺度より以下でもいけるし、非常に弾力性があるという、こういう点がございまして、一つの基準であり、大切な目安である、こういう点で今後の参考にすべきではないか、このように考えておる次第であります。

○藤田(高)委員 私は、最後に、例の献立表ですね。これは決して、そのこと自身でけしからぬじゃないかと思おうとは思いませんけれども、私どもの常識では、百八十六円では、新聞やあるい

○藤田(高)委員 このエンゲル係数と課税最低限の問題については、この程度で終わりますが、決してことばじりをとらえるわけではないですけれども、お互い生活には弾力性があるという政務次官の意味することはわかりますけれども、やはり人間として生活する場合に、二千五百カロリーのカロリーを少なくとも摂取するという点については、そのカロリーを摂取するのは肉からとるか、卵からとるか、米からとるかかわりませんけれども、少なくとも、その程度のものはないければ人間としての生活もできないし、いわゆる軽労働というふうに分ければ、軽労働をやつて、そうして労働の拡大再生産を求めていくためには、少なくとも最低二千五百カロリーのものは必要なんだという点だけはかちつと最低の条件として押えなければいかぬと私は思う。それはさつきヨーロッパの例をとりましたけれども、アメリカなんかもう三千何百というふうなカロリーの量をとりおるわけですから、その点だけは——それは弾力性というものは、二千五百カロリーの割つてもいいのだという意味を言われたのではないと思ひますが、その点は、ひとつそこへ最低の基準を置いて課税最低限を引き上げるように今後御努力を願ひたいと思ひます。

次に、断片的になりますが、半ばとつびな意見になるかも知れませんが、今日勤労所得税としては、本俸あるいは超過手当あるいは期末一時金と、こういうふうな勤労所得の内容を大別してみますと、全部にかかつておるわけなんです。この点についてはどうでしょうか。勤労者の所得税というものは、他の所得に比べて源泉徴収で非常に確実に徴収できる、またその捕捉率も一銭一厘間違わぬ、そういう税ですから、全体的な税との比較においてはごまかしがきかぬ。徴収の効果の面からいけば非常に高い税金だと私は思ふのです。そういうことから見て、給与控除所得というのですか、そういうものも要素としていま加味されておるようですが、私も労働者出身の

立場から常に思うことは、本俸なり期末一時金は所得税の対象になることはやむを得ぬだろう、しかし、時間外労働、民間会社という残業ですね、残業した分に所得税がかかるというのには落ちぬ。なるほど、それも働いて得た収入だから税金をかけるのはあたりまえじゃないかという、非常に大ざっぱな理屈からいへばそうですけれども、やはり労働者は、今日の労働法の観念からいって、拘束された基準内労働で、基準内賃金で生活をしていくわけですから、今日、近代社会における労働法の基本概念にもなつておるものは、やはり拘束時間内、基準内労働時間働いたもので生活のできる給料もほしいし、また、それで生活を余った時間は、やはり教養の時間なり娯楽なり体育なり、いわゆる総合的な、人間の生活らしい生活が時間的にもできる方向でやっていくというのが、いまの近代的労働者の求めていくべき当然の方向だと思ふ。また、そういう基本的な概念というものは、今日の労働立法の中に、労働法にしてもあるいは労働基準法にしても盛り込んでおると思ふのです。そういう概念、基本的な考え方からいくと、時間外労働というものは、實際労働者の立場からいけば、あまりやりたくないわけですから、給料が、本俸だけだめしが食えれば、そんなに残業までしてやりたくない。そうしますと、残業というものは、やはり資本の側の、会社の事情で、きょうは残業をやつてくれぬか、こうなるわけですから、そこに二割五分なり三割の時間割増し賃金もついておるわけですから、そういうふうな、自分のからだ、健康を害するとはいひませんが、俗なことばでいへば、自分のからだをすり減らして、そうして資本のために、会社のために働く、これはいまの資本主義経済の理屈でいへば、国の経済の発展のためにそういう形でより多く貢献をしていく、そうして得た収入には税金がかかる。これも非常に素朴な言い方ですが、残業してもうければもうけるほど、所得税のかかる率は上がってくる。これは非常に不合理じゃないか。少なくとも、その残業、超過労働手当、それで

得た給与くらいは、せめて労働者自身の健康をよる守るために、超過労働によって労働者からだを傷つけることのないような栄養の補給なり、そういうものに充てていくべきであつて、税の対象にまですべきじゃない、こう思うわけですが、これはどんなものでしょう。

○塩崎政府委員 ただいまの藤田委員の御指摘の問題は、課税所得はいかに評価すべきか、またあるいは、課税所得はいかに評価すべきかというむづかしい基本的な問題の一つだと思ふのでございす。普通、給与は一つの生計に充てらるべきであり、労働者のためであると申しますか、そのためであるが、超過勤務、オーバータイムの賃金は雇い主のためである。さらにまた、疲労と申しますか、不快感もある。したがつて、これは課税所得から排除されるべきではないか、こんなような御質問に承つたのでございす。なかなかむづかしい問題でございす。やはり、所得というものは個人に帰属する財産の増加と申しますか、一つの収入の帰属、これをつかまえて、それに対して必要な費用を控除したものが所得と考へざるを得ないと思ふのでございす。費用にもいろいろのな意味でございす。現在の社会では金銭的な支出というものが中心でございすので、不快感とか精神的な苦痛は、いまの段階では費用という概念にははいれない、ただ、担税力の差異において、差異があるかどうか、しんしゃくすべき要素にはなるかと思ふのでございす。そういった意味で、現在では個人に帰属する収入は、すべてこれを益金と申しますか、総所得に入れないといけないのが、課税所得のたてまえだと思ふのでございす。しかし、藤田委員のおっしゃつたように、給与所得者といへども費用という面があるかと思ひます。超過勤務の際にはよけいな食事もとらなければならぬ、こんなような面があるかと思ひます。そんなような点を加味して給与所得控除がでさう上がつておる。したがつて、十八万円という限度がいかがうか、このあ

たり、ひとつ費用の問題として——やはり税制でございすので、あまり個別的に、自分はペターをよけい食つたというように一々計算することもできないのが税制であり、税務執行だろつと思ふのでございす。そんなような意味で、私は、オーバータイムといへども個人に帰属する所得といたしまして課税所得に入れるべきだ、かように考へております。さらにまた、そういうふうなことをいいますと、中小企業にも六時過ぎて働いておる部面もございす。そういう中小企業の所得にもオーバータイムがあるというふうな別のパランスの問題、さらにはまた乱用の問題、こんなことが発展いたしますと、課税所得というものが全般的に崩壊するおそれがある、こういう感じがいたします。しかし、給与所得は、何と申しましても、確かに藤田先生の おっしゃつた要素——源泉徴収、さらにまたオーバータイム等につきましてのよけいな費用、さらにまた利子支払いと申しますか、利子だけ損をしておるといふような先般の只松委員の御指摘の要素もございす。給与所得控除ができておりますが、これらを一つ基礎といたしまして、はたして担税力に合った課税所得になつておるか、これは常に検討してまいりたい、かように考へております。

○藤田(高)委員 この点は、私もあまり時間をかけて論議しようと思ひませんが、少なくとも、いま私が指摘をした、あるいは私が考へ方を述べたようなファクターは、今日の所得税の体系の中には、あえて言えば、給与所得控除といつたものの中には一般的な要素としてはいつておつたかも知れぬけれども、具体的にこういう超過勤務に匹敵するもの、ファクターをより正しく評価して、その分だけはずせといつたところまでいかぬにしても、給与所得控除なら給与所得控除の中にそういうファクターをより積極的認めたい、こういう考へ方は、いままでは必ずしもあまり強くないと、今回も定額控除として三万円が四万円、あるいは二〇%適用が五十万円から六十万円、一

○%適用が七十万円から八十万円というふうにならなうが、勤労者の、主として所得の低い層からいうと、最高額十五万円が十八万円というこの最高額は、かりにそのまま十八万円にするにしても、いまだ少し定額控除の分あるは二〇%、一〇%適用分を上げていくというふうな配慮があつて、い言つた時間外労働の分に対する課税を何らかの形ではずしていくというか、軽減をしていくというか、そういう要素を私は入れるべきだと思つた。そういう点について、もう一度見解を聞かせてもらいたい。

○塩崎政府委員 おつしやるように、超過勤務に基づきますところの所得、これを相殺する意味において給与所得控除によつて処理をしていくというお考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といたしまして、給与所得者の納税者数、さらには、所得税におきまますところの納付税額等から見まして、給与所得控除の引き上げの問題でございますので、給与所得控除の引き上げの問題といたしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやるような給与所得控除の問題をできるだけ優先的に取り上げて、そういった問題の解決の一つに役立てたい、かように考えております。

○藤田(高)委員 それでは次に、これもすでに委員会で質問点としては出たところでありましたが、所得税法上における配偶者、妻の存在といふか、妻の立場といふか、それをどういうふうか、認めたいか、あるいは今日までのもの考査会の答申案とか、あるいは今日までのもの考査会の方というよりも、これから先どう考えていくべきかという点について、見解を聞かせてもらいたいと思つた。

○塩崎政府委員 もうこの点も藤田先生十分御存じでございますので、あまり過去の沿革等について言う必要もございませんし、今後という御質問でございますので、今後の方向としてお答え申し上げます。

私は、過去からの所得税の改正の状況、さらにまた、婦人少年問題審議会等の御意見等も拝聴いたしました。所得税法上も、配偶者と申しますか、妻の座を高めていく方向に持っていました。持っていたのが所得税のあり方といたしまして、持っていないか、こういうふうな思ひます。ただ、三十六年度に基礎控除と同額でございました配偶者控除が、現在一百万の差がございまして、そのことについては問わないというお話でございまして、この点は、もう御存じのように、税制調査会におきましてもだぶ論議いたしましたのでございまして、現在の課税最低限はやはり人的控除であり、そういう意味では、先ほど来先生のおつしやる御議論のように、生計費の要素も加味すべきであらうというふうなことになりまして、必ずしも配偶者の金額だけ上げるのはどうか、独身者あたりの生計費のほうがむしろ苦しい、課税最低限が足りないのではないかという御意見もあつて、現在の差になつておるのでございまして、さらにまた、税制調査会におきましての御議論は、私主税局からしばらく離れておりましたのでつづきには聞いておりませんが、聞くところによりますと、配偶者と申しますか、妻の座を所得税法上で控除だけ考えようとするの自体十分ではない、夫の所得に対する妻の貢献度と申しますか、稼得に及ぼす家事労働の影響といふものも評価して考えるべきではないか、極端にいふと、それがアメリカのように、妻が家事労働をやつておられると、夫の所得の半分は妻の稼得に基くものであるという考査方になるのかもしれないけれども、したがって、そういう考査方を入れますと、控除だけでなく、アメリカのように二分二乗方式といったような問題まで含めて初めてそういう配偶者と申しますか、妻に対する所得税の考査方が明らかになるのじゃないか、さらにまた、そのことは、相続税におきましても入れて考査しないと、所得税だけで進むこともなかなか片手落ちではないか、こんな御意見であつたようにございまして、そんな御意見で、私ども

といたしましてまことに適当な考査方と思ひますので、今後ひとつ優先的に取り上げてまいりたい、かように考えております。しかし、何分にも独身者に対する給与所得控除、さらにはまた、基礎控除を上げよという要請も非常に強いわけでございます。そのあたり、基礎控除と配偶者控除をどういうふうに組み合わせますか、なかなかむずかしい。いまのところでは容易に――所得税をこれだけ減税してもいいというふうな財政上の非常なゆとりがございまして、貧乏、やりくりの中で各方面の要請を満たさなければいかぬ、こんな御意見もあつてございまして、現在のところは、基礎控除と配偶者控除の金額は一百万の差をつけたまま、しかし、この問題は、さらにまた相続税とも関連して、配偶者の地位を高める方向で検討すべきじゃないか、かように思つております。

○藤田(高)委員 大綱的な税法上における妻の存在といふものをより高く認めていく、そういう方向で今後努力していくべきではなからうかという点については、私も同感であります。せっかくの努力を要請したいと思つておられる、私ども、そういう基本的な考査方をお持ちであるとするならば、今回、相続税あるいは贈与税、この中で、いわば資産税のワクの中では、いま局長が言われたように妻の立場といふものはさらに積極的といふますか、その立場を評価していくような条件というものが満たされてきておる。これは具体的に申し上げるまでもないかと思ひますが、たとえば、相続税については、御承知のとおり、今度遺産にかかると配偶者控除の新設といふものができて、これは一千万円目標で、たしか基礎控除が四百万円、そうしてさらに二百万円を最高限度で控除される。ですから、現行のなにからいきますと、相続税の中に占める妻の座といふものは、今度の改正でもかなり積極的に前進をしたと思つておられます。それと同時に、贈与税についても、御承知のとおり現在の基礎控除のほかに、百六十万円とい

う新たな控除額が認められる。ですから、これは相続税と例の贈与税との関連においては、二百万円に關する限りは一方だけしか適用できぬ。これはある意味において当然の措置かも知れませんが、いずれにしても、資産税の中でこういうふうな妻の座といふものが、より積極的、ないしは当然の方向とはいふながら高く認められてきておるにもかかわらず、所得税の中では、さつき言つたように、機械的に基礎控除が一百万上がるのと配偶者控除も上がる、そういうつり合ひで、いわば配偶者控除も一百万上げたにとどまつた。これは妻の座といふものをそのまま資産税の中で評価するのであれば――税制は一つの一貫した考査方で税の改正がなされるべきだと私は思つた。そういう点からいけば、当然所得税の今回の改正の場合も、資産税の中で評価をされたような積極的な条件といふものが所得税の中でも生かされるべきではないか。むしろ、私どもの基本的な考査方からいけば、所得がずつと積み重なつて、そうして資産をつくるのだ、それだから、資産税の中で評価される以前に、むしろ所得税の中で妻の座、妻の立場といふものが税制の中で生かされ、資産税よりも所得税の中で先行して生かされるべきが順当ではないかと思つておられる。その点については、今回こういう資産税の中で評価したことはそれなりに私は認めるわけだ。しかし、所得税との関連において、何か順序がずれておる、もしくは、やるとすれば、いまだ少し所得税の中でも、資産税の中で生かされたと同じような考査方とそういう条件といふものが現実に出てきてしかるべきではないかと思つた。その点についてはどうですか。

○塩崎政府委員 おつしやるように、所得税、相続税におきまますところの配偶者の取り扱ひ、これは相互に關連せしめて考えるべきだと思つたのでございまして。相続税は、昭和二十五年から配偶者控除という制度が相続分について認められておるのでございまして。しかし、所得税におきましては、夫

といたしましてまことに適当な考査方と思ひますので、今後ひとつ優先的に取り上げてまいりたい、かように考えております。しかし、何分にも独身者に対する給与所得控除、さらにはまた、基礎控除を上げよという要請も非常に強いわけでございます。そのあたり、基礎控除と配偶者控除をどういうふうに組み合わせますか、なかなかむずかしい。いまのところでは容易に――所得税をこれだけ減税してもいいというふうな財政上の非常なゆとりがございまして、貧乏、やりくりの中で各方面の要請を満たさなければいかぬ、こんな御意見もあつてございまして、現在のところは、基礎控除と配偶者控除の金額は一百万の差をつけたまま、しかし、この問題は、さらにまた相続税とも関連して、配偶者の地位を高める方向で検討すべきじゃないか、かように思つております。

の所得という社会的な通念、これと関連いたしまし
すところの民法の態度、これらが影響いたしてお
りまして、簡単に所得税におきまして妻の座を
高めるといふような仕組みはとられていなかっ
たのでございますが、昭和三十六年に、先ほどお
っしゃいましたように種々の議論がございまして、
いままでも配偶者を扶養親族扱いにしておるの
これはひどいじゃないかということ、配偶者控
除を創設いたしました、そのときには基礎控除と
同額にいたしました。そのときにも、私も
当時税制一課長をしておりまして、ずいぶん御
討を願ったのでございますが、アメリカ式の夫婦
均分課税をどういふふうに評価されるべきか、夫
が職場において得るところの所得は、妻の貢献度
があり、したがってこれを半分ずつにいたしまし
て、税率を適用いたしまして、二倍するという、
例の均分課税の方式も検討したのでございませ
が、そのときの議論では、私の記憶では、それは
累進度が落ちて、それによって税負担の軽減にな
るのはわずかに四分の一である、累進度と全く関係
のない納税者、つまり、所得を半分にしても累進
度が下がらない四分の三の納税者についてはあ
り意味がないし、このこと自体、思想としてわか
るけれども、税制も複雑になるというお話で、将
来の検討にゆだねられて今日に至っておりますの
でございます。所得税は、その後基礎控除と配偶者控
除の金額に一万円の差が——財政上の事由もござ
いましたけれども、やはり藤田先生の御指摘にな
りましたような生計費との関連、特に最近にお
きましては、独身者との関係で、先ほど来申し上げ
ておりますように、独身者の控除、独身者の控除
と申しますと、基礎控除が中心になります、こ
れが高められるべきだという要請が強いために、
現在のところ一万円の差がつき、今回相続税にお
いてこのように妻の座を高めたのに、むしろ所得
税のほうが進んでいないじゃないかというお話に
なろうかと思ひますが、何といつても、所得税の
ほうは、いま申し上げました独身者の基礎控除と
の関連、それと毎年毎課税を受けております所

得税と違ひまして、相続税におきましては、やは
りこれは何年に一回かの改正でございまして、さ
らにまた、社会的な最近の風習が、夫婦は一体で
ございまして、どうしても子供との世帯分離の傾
向にあり、未亡人になりまして、子供のめんど
りを期待することもむづかしくなつた、さらにま
た、子供のやっかいになるのもいやだという風潮
が強くなつてきたのでございまして、さらにま
た、夫といたしまして、所得と違ひまして、夫
婦が共同してでき上がった財産とも言える点
は、私は所得以上に強いんじゃないかと思ひま
す。所得は、まさしく通念的には、これも考え方
でございまして、共同で得たという認識のほう
がまた強いのですけれども、得た所得をべん家計
に入れたまはつてつくりました財産は、現在の民法の
判例では、夫のものだということに——不分明な
きは共有でございまして、明白な場合は得得者の
財産であるというように言われておるようござ
いまして、しかし、財産のほうはより夫婦の共同
でつくりだした財産という意識が強いと思ひま
す。しかし、民法あるいは判例はそこまで進んでお
りませんが、税は、何といつても、裁判規範と言
われます民法と違つて、民法が進まなくても、も
う少し税法で社会的な進歩の方向を考慮したら
いいし、しかも、相続税は何年間に一回の改正で
ございまして、私はこの際ひと思ひ切つて取り上
げたらどうか、こんなような趣旨で行なつたので
ございまして、別に所得税をおくらしして相続税
だけ進めたという意識ではございませぬ。所得税に
つきましては、先ほど来申し上げておりますよ
うに、できる限り、控除の問題ではなくて、税率の
問題もあわせまして、さらにまた、課税所得のあ
り方と関連いたしまして検討をさせていただきます
い、かように考えております。

よ。これは額として見ますと大幅ななんですけれ
ども、そのケースというものが非常に少ないです
から、現実の妻の立場というものは、年中通して税
制上の中に従来以上に非常に高く評価されたとは
これは考えられないと思ひます。

そこで、せつかく大臣もお見えになりましたの
でお尋ねしますが、私はやはり妻の座というもの
を税法上の中にもっと積極的に認めていくべき
じゃないかと思ひます。そうすると、今日の税法の中
では配偶者控除というものをより積極的に額をふ
やしていくか、もしくはその額があまり大き
なつていけば、むしろそれよりもアメリカなり西
ドイツあたりが採用して二分二乗方式をとつた
ほうがかえつてすっきりするんじゃないか、こ
ういふことにならぬと思ひます。そこで、税制調査
会あたりの三十五年ですか、おとしの答申案を
見ますと、いずれも、二分二乗方式でやると高
所得に対する税率緩和になるといふようなこと
を中心に、その他二、三の条件をもつて二分二乗
方式は適切でないといふような答申案を出して
おりますが、私は、今日の勤労者、主としてけ
方來說つておる所得の低い勤労者のことを中心
に考えていた場合に、配偶者の立場といふものを
所得税の中でより積極的に認めていくべきであ
ると思ひます。この主張を生かす限りにおいては、二分
二乗方式といふものを採用すべきじゃないか。そ
して、高額所得に対する税率緩和といふような
ことになる面については、これはカーブの引き方
じゃないけれども、どういふふうにもなると思
ひます。ですから、これは限界点のクロスする
ところをどこでつくるかという技術的な問題だけ
であつて、妻の立場といふものをより積極的に認
めていくためには、二分二乗方式をとるべきじゃ
ないかと思ひますが、その点についての大臣の
見解を聞かしていただきたい。そして、二分二乗
方式といふものは無理だ、むずかしいといふこと
であれば、妻の立場といふものを資産税の中で
えん今度は生かしてきておるわけですから、それ
より積極的に生かしていくためにはどういふ形

条件をつくつていくべきかということについての
見解を承つておきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 たいま夫婦均分課税、二分二
乗方式についての技術的な仕組みを基礎に大臣に
御質問がありましたので、若干その点につきまし
てふえんいたしまして、その後大臣のお考えを
述べさせていただきます。

確かに、高額所得者に片寄らない方法は、大
ざっぱな方法をとりますれば、現在の所得の刻
みを非常に低めまして現在の税率を維持いたしま
すれば、もちろんこれは高額所得者に減税が、夫
婦均分課税という制度のために起こらないよう
なことは可能でございまして、ドイツにおきま
した。しかし、これをとりましてもなかなか
税制は複雑になります。と申しますのは、奥さん
に死なれたら税率がぼんと上がるというよう
なことになるかと、これはまたたいへんでござ
いまして、三年間奥さんが死ななかつたと同様
にか、そういう意味で奥さんを大事にするか
もしませんが、そういう仕組みがあり、さら
に藤田先生に御理解を願ひたいのは、低
所得者の方々が夫婦均分課税では得をしないとい
うこととございまして、先ほど申し上げましたよ
うに、私の記憶では昭和三十五年に、そのとき
所得階層を前提いたしまして、夫婦均分課税に
よつて、現在そのときの税率のままに据え置
たらばどういふ階層が得をするかという計算
をしてみますと、当時納税者は現在の二千万ほど
はなかつたと思ひますが、四分の一の人が累進
税率が緩和されて得をする、四分の三の方は、半
分にいたしましたも、同じブラケットの中でござ
いまして、二分二乗の恩恵は全くない、こ
ういふ計算になつたのであります。先ほどお話の
低所得者は、かりに六十三万円の控除を引きま
して残り
の課税所得が十万円以下ならば、改正案は八・五
%でございまして、それを半分にしたま
して五
万円ずつ八・五%をかけたまして二倍にいたしま
しても、その税負担は全く同じということになり

す。したがって、この夫婦均分課税は、低額所得者の救済というよりも、むしろ所得の稼得に對する妻の貢献度の税制上の、いわば哲學的な評価と申しますか、それに基づくものだろう、かように考へるのでございます。その点は、夫婦が得ました所得を夫婦共同の力で財産化したといつた場合の相続税とは少し違つた問題になりはしないか、かように思つてございませう。そんなような仕組みになつておられますので、夫婦均分課税はそういうものだといふ認識でひとつ御理解願へばしあわせてございませう。

○福田(尠)國務大臣 たいま主税局長から見解の表明がありましたが、藤田さんのおっしゃられるような一面も私はあると思つてはいます。配偶者を税法上一体どういふふうに扱つかという問題は、理論的な面もあり、また實際的な面もある。そういう両面から考へてみなければならぬ問題と思つていますが、ともかく、これは今後税制を考へていく場合におきます重大な問題の一つである、そういうふうには私に考へてみます。お話しも、趣旨はよくわかりましたので、今後の検討にあたりましては十分考へてみたい、かように存じておられます。

○藤田(高)委員 この間の横山議員の質問は、ないですが、大臣のいまのお答えは、前向きとか積極的とかいう表現ではないですけれども、少なくともいまの答弁のニュアンスから受け取れるものは、私が指摘をしたような妻の座、立場というものを所得税の中により積極的に生かしていく、こういう答弁であつたというふうには私は理解をするわけですが、これは決して理屈をこねようとは思いませんが、先ほどの局長の答弁の中に、二分二乗方式をとつた場合は、低額所得の者は必ずしも得をしないというお話がありました。私が二分二乗方式を主張しておる主たる理由は、やはり所得税の中における妻の立場というものを高く評価して、少なくとも主人と概念的には平等の概念に基づいて妻の座というものを認めていくべきだといふことが中心になるわけですが、そのことによつて、現行のカーブがこういうふうにあるものが、二分二乗方式をとる

ことによつて所得の低いほうは上がる、こういう税制の改正というものは本来あるべきじゃないと思つておられる。これは、八五〇というものは二分二乗方式をとれば、その税率は七〇になるか、六〇になるか、それはわかりませんが、変わると思つておられる。逆ですね。絶対額において額が下がるような率のなを考へたらいのであつて、これはちょっとわかりにくいかもしれませんが、現在の所得税のカーブをこういうものだとすると、二分二乗方式でいつた場合はこういうふうになると、クロスするところさえ考へれば、それから先は、税率で現行の所得税と全体的な収入の面についてバランスがとれるような算式といふものは、そう複雑でななくて済むのではないかと、私はそういうふうには考へるわけですが、そこで、私は、大臣のいま言われた答弁で、気持ちの上では了承できるわけですが、少なくとも、妻の座というものが今度の税改正で、資産税の中では、これは一生一回あるか二回あるか知らぬけれども、いずれにしても考へ方が具体的にこういうふうにはあらわされてきたわけですから、私はそれを配偶者控除のより大幅引き上げ、もしくは、まさに百尺竿頭一歩を進めるといふ、この際ひとつ二分二乗方式を採用してみるか、いずれにしても二分二乗方式というものを一つ大きな前提にして、配偶者の控除の問題については次の税制改正の場合は考へてもらうべきだといふ点を強く要求したいと思つておられるが、その点について伺いたいと思つておられます。

○福田(尠)國務大臣 そのとおり真剣に検討してみたいと思つておられます。

○藤田(高)委員 それでは私、本会議の関係もありますので、あと本会議までの時間、積極的に質問をしたいと思つておられます。大臣質問として二分二乗方式を考へておられることがありますが、そのこともお尋ねをいたしますが、いままでの関連事項において、実は私、昨年も退職金に対する課税のあり方について質問をしたのです。今日の退職金に対する課税のあり方は、これまで申し上げるまでも

ないところでありませうけれども、退職金から、勤続年数に對して一年五万円といふもので計算をしましてその分を差引いて、その半分に對して税金がかかる、こういうシステムになつておられるわけでありませうが、私は、これでいくと非常に少額な退職金まで税金がかかつておられると思つておられます。これは時間を節約する意味において、若干昨年の質問の蒸し返しにもなりますので集約して申し上げますが、私は、こういう考へ方を持つておられるのですが、どういふものでしょうか。今度の税制改正によれば、独身者に対する課税最低限は、まだ低いといふ論はありますが、そのことは一応留保するにしまして、賞与、一時金を入れて二十二万二千七百八十八円が独身者の課税最低限です。そうすると、公務員の一時金のワケといふのが大体四・三くらいですから、十二月に四万円足して十六万円、十六万円計算すると、独身者でいへば一月一四万円までは税金がかからないといふことになりませう。そうすれば、退職金といふものの性格をどういふふうに見るかといふこの見方においても若干の違いが出てくるかも知れませんが、これは歴史的に見れば賞金と払い的な性格もあるだろう、それから社会保障制度が完全に確立してない今日の段階では、社会保障の補完的な役割を果たす性格もあるだろう、あるいはそれぞれの、特に民間の退職金制度ができた歴史的な由来からいけば、そういう給与のあり方といふものは問題がありませうけれども、ある意味においては、企業に對する功利的なフアクターといふものもあるだろう。これはいい悪いは別ですよ。今日の近代的な労働関係の中で功利的な要素を認めていくなるといふことは理屈に合はぬけれども、いかんといへばそれまでなんでも構はず、よく常識的にいって、そういう三つの退職金に對する性格、要素があると思つておられます。そういうことを前提にして考へた場合に、社会保障的な要素があるとすれば、そういうものには基本的には税金はかかるとは思つておられる。賞金と払い的なものに税金をかけることとすれば、そのかける限度はどのあたりを課

税の限度額にすべきであらうか。そういうなにからなければ、私はいづゆるしうとでありませうけれども、さっき言った独身者の場合に月一四万円といふものが課税対象になつていないとすると、二十五年、三十年といふ長年社会で、それぞれの企業で貢献してきた者に対しては、月一四万円程度のもので、まあいわば非課税分としてどういふと積み立てていく、その積み立ててきたものを、對しては税をかけるべきでないといふ考へ方を、私は私の一つのしるうとのもの考へ方、試算として考へてみたわけですが、そうすると、二十五年でいへば四百二、三十万円になりませうか、それから三十年であれば約五百万円、ちよつと見ますと、五百万円といふのは額は多いように思つておられますが、今度の、先ほど私が触れました相続税の試算からいへば、四百万円が基礎控除で、法定相続があれば八十万円でした。それに新設の二百万円がなされませうから、まあ条件さえよければ、満度といふか、満度でいへば六百萬八十万円までは相続税の場合控除されるわけですから、そうすれば、退職金五百万円といふちよつと大きいよりですけれども、民間の労働者なんかは、もうもらつた給料といふものはこのごろの物価情勢の中で、昔は労働者の子供なんといふのは、われわれにしてもそうですけれども、旧制中学まで出せばいいところだ、大学なんか行くのはぜいたくだといわれたものが、今はそういうものではなくて、むしろ学校教育を受けたい労働者の家庭ほど、おやじは学歴がないのだから、せめてむすこだけでも大学にやつてやらなければいかぬといふことで、そういう進学の意欲といふものは、学歴のない親ほどむしろ気持ちの上で旺盛だと思つておられます。そういうなにから、實質的には、若干私の主張が長くなりますが、これはひとつお許しくださいと思つておられますけれども、毎月毎月もらう給料は、私は足らぬくらいだと思つておられます。しかも、いなかの場合だったら、東京に子供を出すその学費といふものは、いづいぶんかさむといふことで、余力といふものは全然ない。大蔵

税の限度額にすべきであらうか。そういうなにからなければ、私はいづゆるしうとでありませうけれども、さっき言った独身者の場合に月一四万円といふものが課税対象になつていないとすると、二十五年、三十年といふ長年社会で、それぞれの企業で貢献してきた者に対しては、月一四万円程度のもので、まあいわば非課税分としてどういふと積み立てていく、その積み立ててきたものを、對しては税をかけるべきでないといふ考へ方を、私は私の一つのしるうとのもの考へ方、試算として考へてみたわけですが、そうすると、二十五年でいへば四百二、三十万円になりませうか、それから三十年であれば約五百万円、ちよつと見ますと、五百万円といふのは額は多いように思つておられますが、今度の、先ほど私が触れました相続税の試算からいへば、四百万円が基礎控除で、法定相続があれば八十万円でした。それに新設の二百万円がなされませうから、まあ条件さえよければ、満度といふか、満度でいへば六百萬八十万円までは相続税の場合控除されるわけですから、そうすれば、退職金五百万円といふちよつと大きいよりですけれども、民間の労働者なんかは、もうもらつた給料といふものはこのごろの物価情勢の中で、昔は労働者の子供なんといふのは、われわれにしてもそうですけれども、旧制中学まで出せばいいところだ、大学なんか行くのはぜいたくだといわれたものが、今はそういうものではなくて、むしろ学校教育を受けたい労働者の家庭ほど、おやじは学歴がないのだから、せめてむすこだけでも大学にやつてやらなければいかぬといふことで、そういう進学の意欲といふものは、学歴のない親ほどむしろ気持ちの上で旺盛だと思つておられます。そういうなにから、實質的には、若干私の主張が長くなりますが、これはひとつお許しくださいと思つておられますけれども、毎月毎月もらう給料は、私は足らぬくらいだと思つておられます。しかも、いなかの場合だったら、東京に子供を出すその学費といふものは、いづいぶんかさむといふことで、余力といふものは全然ない。大蔵

大臣の非常にならぬ、これは福田さんのキャッチフレーズですけれども、たくわえある家庭なんというの、選挙向けには、ある意味においては三悪追放以上のキャッチフレーズだと思ふ。しかし、現実にはいまの勤労者の家庭ではなかなかむずかしい。そうすると、一般の労働者の唯一の楽しみは何かといえ、やはり退職金だ。退職したときにはまとまった金ももらえる。それで、さっきの相続税や贈与税じゃないけれども、せめてそのささやかな住まいくらい、夫婦が隠居をする住まい程度のはつくりたいというのが、私は最大の楽しみだと思ふのです。そういうことを考えていく場合に、都会で五百万円といつたって、坪十坪で五十坪の土地も買えぬ。今ごろ坪十坪なんといつたら、それこそ北多摩のほうまでいかなければいけないといくらでしょう。そういうことからいって、五百万円といつたら、皆さんの感覚からいけば何と大きいと思つていないが、われわれ労働者の感覚からいって、額もかなりの額だと思ふわけです。いままでは二百万円や二百五十万円まで退職金がかかっていますから、五百万円まで税金がかかるといふなら、その額は大きいようですけれども、私は一般の世間相場からいって、この額は大きくないと思ふのです。そういう点から見て、私の一つの試算のよりどころというのは、いま言ったように、独身者の月一万四千元までは税金がかかっている、それくらいなのは毎月毎月ずっと積んで、二十五年、三十年たつてやめるといふ者には、そういう性格の退職金には、三十年で五百万円、二十五年で四百二十万円というくらいなところまでは税金をかけるべきでないと思ふのですが、その辺についての見解はどうでしょうか。これもひとつ、あとで大臣のお考を聞かしてもらいたいと思ふ。これは私の見解を言つて恐縮ですが、私は非常に真剣な、私自自身が経験をきたお互い勤労者の職場の声を代表しておると思ふのです。私は、ある意味において、利子や配当の分離課税じゃないけれども、この程度のもので当然税の対象にすべきじゃない、こ

い、こう思ふのですが、そういう私の非常に熱意のある意見ですから、そういうものにひとつ十分見合うようなお答えを要求したいと思ふのです。○塩崎政府委員 確かに、藤田委員のおっしゃいますような退職金の性格分析を私も頭も置いて置かして現在の退職金課税をしておるつもりでございます。退職金の性格の中には、給与のあと払い、あるいは将来の老後の保障等の社会保障的なのがあるといつた角度で私先ほど申し上げましたが、少なくとも、所得税法上の課税所得は、個人に帰属する所得はすべて総合というのがたてまえであり、特別な評価はできる限り避けるべきである、こういうことを申しましたが、退職所得につきましては、藤田委員御指摘のような、お考えになられたような角度をもちまして現在のところ特別課税をしておること、御存じのとおりでございます。この退職所得につきましては、普通の所得と全く分離して課税する、さらにまた、年五万円という退職所得についての特別控除を設けて、それを引きまして、その残りの所得をさらにまた半分にして、分離して税率を適用するといつた考え方は、まさしく私は藤田委員の御指摘のような退職金の性格を考慮したものであると思ふのでございます。しかし、この点も、私は、よほど退職所得の課税のあり方についても批判があることを過去において気がついたのでござりますが、最近では、退職一時金という制度よりも、むしろ企業年金という形で、一時金よりも、むしろ毎年毎年退職した者に年金の形で渡すのがより進歩した形であるといつた考え方が、私が税制一課長としておられた際にありまして、そういう意味で、年金課税と退職一時金課税とのバランスはよほどとつてもらわれないと今後の企業年金の方向がおかしくなる、こんなような御要請があったのでござります。私は全くもつとだと思つたのでござります。年金となりまして、これは毎年毎年発生する所得といたしまして、恒常的な所得といたしまして、所得税を適用するのが当然だと思ふのですが、こ

た税とのバランスを考えなければならぬという要請が出ましたので、それとのバランスを考えながら、先ほど申されましたような退職金の性格を考へまして、三十九年には、従来退職したときの年齢が四十歳までの場合は一年につき三万円、四十歳をこえ五十歳までの場合は一年につき四万円、五十歳をこえる場合は一年につき五万円としておつたのでござりましたが、この金額を一本にいたしまして、五万円一律といたしておりました。こんなような関係で、三十九年度には特別控除の引き上げが行なわれたのでござります。今回はその軽減が見送られたじゃないか、こういうお話でござります。私どもは、ここでも御議論になつておきますように、所得税の一般的な軽減、その形は課税最低限の引き上げであり、税率の緩和がより優先的だと考へまして行なつていけるのでござります。しかし、今回の税率の緩和は、当然退職所得にも適用になりますので、たとえば、現行税額と改正による税額を比較いたしますと、退職所得の三百万円の方は約一百万円ばかりの税金が軽減になります、五百万円の方は退職一時金につきましては、三万四千五百円ばかりの負担が軽減される、こんなような軽減は当然行なわれる。また、そのときにほかの所得がなくて、控除がその他の所得に適用されせん際には、この退職所得のほうにも適用されることがあります。そうなりますと、控除の引き上げがそのまま潤つてまい、こんなふうになりますので、決して退職所得につきまして軽減が行なわれていないといふことにはならない。しかし、退職一時金と企業年金の間問題がござります。私もしろうとでござりますが、その間のバランスをとりながら、さらにまた、企業年金という最近の新しい方向に支障を与えない方向で、退職一時金につきましてどんなふうな軽減を行なえば適當であるか、今後検討してまいりたい、か

○福田(社)国務大臣 お話のように、退職金はいろいろな性格を持っておりと思ふ。しかし、これは一時ではありますけれども、所得であるという点においては、これは間違ひなく所得になるわけであり、そういうことで、所得ではあるから、所得税の対象になる。しかし、その所得自体が複雑な内容を持つておることから、退職所得に対する課税も今日複雑になつておるわけなんです。まあ、お話のような点もありませんので、これも今後の検討の課題というふうにとつたしてみたい、かように思います。

○藤田(高)委員 実はこの退職金の問題については、冒頭断りましたように、去年の委員会においても、あるいは税制小委員会の中においても、私は大体同趣旨の意見を出してきたのです。そのつど検討はしてくれましたけれども、現実にはこの四十一年度の改正の中には具体的な生かされてないわけなんです。私は先ほど、われわれの立場からいへば不当な税制を引き合いに出すことは、この種の正攻法的な議論をするときにあまり気が進まなかつたので出すのをやめたのですけれども、率直に言つて、配当分離課税じゃないけれども、計算のしかたによれば、百八十万円までは税金がかからぬでしょう。百八十万円までは配当分離課税でかからぬものさであるのですから、二十年も三十年もつとめた労働者が、配当分離課税を例にとるのであれば、その三十九年分くらいのが四百五十万円になるか五百万円になるか、それ自体にそう拘泥するわけじゃないけれども、五百万円程度くらいまでのものには税金をかけるべきでないという主張は、今日の全体の税制の中で無理でないと思ふのです。ですから、いま大臣が言われましたけれども、この問題は直ちに額を四百万円とか五百万円とかいうよう設定することは無理にしても、毎年物価が上がつていく、所得税は、今度の場合も基礎控除なり配偶者控除なり、あるいは扶養控除が上がつていく、少なくともそういう考え方が退職金の中では相當かさされる

べきだと思つて居る。その要素さえ今度の改正の中で全然生かされてない。われわれがこの委員会で真剣に論議することが、すぐ来年の税制改正の中に何もかも入るとは思いません。そんなことは思わないけれども、大臣に議事録を読んでもらったらわかりませんが、前の田中大蔵大臣もアイデアとしてはなかなかいい、積極的のひとつ考えてみる、そして、ここに泉さんおられますけれども、税制小委員会のおきにも泉さんが出られておいて、私は具体的に意見を出して、当時の泉主税局長も、これは御趣旨もわかりましたから、さっきの答弁じゃないが、積極的のひとつ検討してみよう、こういう話があったのです。やはり積極的という答弁がある限りにおいては、具体的な税制改正のときにそういう趣旨が生かされる、生かされない場合は、なぜ生かされなかったかということをお委員会論議の中で答弁されないと、われわれは言うてみるだけだ。いわば髪結いさんみたいなもので、言うだけであつて何のことはないというのでは、これはやはり国会論議の成果はあがらないので、これは積極的に説法的なことを言つて恐縮ですけれども、そういうものであつてはならぬ。したがつて、たとえば一年当たり五百万円の控除を十万円くらいにしていくとか、そういう何らかの具体的な措置を伴う積極的努力をされる御用意があるか、そういう条件を含めて積極的にやってみようというのであれば、昨年よりも今度のこの国会の審議は、退職金問題についても積極的な形になつてきたんじゃないか、こういうふうには思つて居る。満足のいくひとつ御答弁を願ひたいのですが、大臣どうでしょう。

○福田(越)國務大臣 これは御了解願ふと思ひますが、ここで結論を出すわけにはいかないので、政府の機構としても税制調査会というものがあつて、そこで御審議を願ふなければならぬ。たまたまに御審議を願ふことがあつて、ここで私が意思表示をするということは支障があることは御了解願ふのじゃないか、こういうふうには思ひますが、税制調査会にもこの問題をはかつてみます。要は、財源の問題なのです。今後財政事情がどうなるか、財源がないのにこれをやるわけにはいかならない。どうも積極的な答弁をしたが、ことはしないのはどういふわけだといつて、来年問ひ詰られるということがあるとしても、財源がなければどうにもならないわけだ。財源があつた場合に、藤田さん一人でも言つてもらえるわけだから、その他のいろいろな方がそれぞれのことを言つておられる。そういうような諸問題について、優先的にどれを扱うべきかといふことは、限られた財源の中で当然行なわれるわけでありませう。そういうようなことを前提といたしまして、この問題は積極的に取り上げてみたい、かようにお答えを申し上げたいと思ひます。

○藤田(高)委員 私は時間の関係で、泉国税庁長官もおられるので、実は去年何回もやつた、それはどういふふうな反映してくれたのかといふことを聞きたいのですが、いまの時限では私のほうは髪結いさんになつてしまつてなげないわけでは、日は改めて泉さんにも聞いてもらいたいと思ひます。いま大臣が言われた積極的といふ中には、優先的に審議すべきものが幾つかある、そういう中にこの退職金の問題も入れてひとつ検討してみよう、こういうことに理解してよろしいですか。

○藤田(越)國務大臣 そのとおりであります。○藤田(高)委員 積極的に優先的な事項として検討していただくといふことで、これはひとまず留保して、時間の関係もありましたので次に移りたいと思ひます。

○藤田(高)委員 今度の税制改正によると、企業減税が従来の減税ワグに比べて——これは主として所得税と企業減税といふものの対比ですが、一般的に言われておりますように、今度の税制改革の内容を見てもかなり大福な企業減税がなされておるわけですが、この企業減税を大幅にやつたねらい、その目的は、どういふものなのでしょう。

○藤田(越)國務大臣 今日の意味もありませんと同時に、今後にわたつて企業体質を改善する。私は、企業の今日の経理状況は非常に劣弱である、こういうふうな考へておられます。これを改善することは、長期にわたるわが国の経済発展のためにせむ必要である、こういうふうな考へておられますが、そのためには、企業自らの自主的な意欲と努力、これがもう絶対必要であると考えられるわけでありませう。しかし、その自主的努力をなす企業に對しまして、政府が何かの助成を行ない、その自主的努力に氣勢をつけようといふことが必要である。それはまた税の面におきましてもある程度可能である、かように考へまして、今度の企業減税をやつたわけだ。それからもう一つは中小企業であります。今日、中小企業は非常に困窮しておる。これは景気が停滞長きにわたるといふ結果、抵抗力の少ない中小企業が、自然の勢いだろうと思つたのですが、困窮する。これを自然の勢いそのままに放置することはできない。この際、中小企業対策としては、金融あるいは財政政策上のいろいろな措置が総合的にとらるべきであるけれども、税制の面におきましてもこれをお助けしなければならぬ、こういうふうな考へておられます。その対策をとつたわけでありませう。

○藤田(高)委員 一番肝心の質問があとわずかな時間の中でしか質問できないことは非常に残念ですが、これは大臣のおいでになる時間的な制約もあつてそういうことにならざるを得ないのです。限られた時間の中でせむこの点だけは——少なくとも政府のそういう考へ方が現実的に効果をを生むのかどうか、その点をせむ聞きたいのです。

○藤田(越)國務大臣 いまの大臣の御答弁を私なりに集約をしてみますと、今日の不況対策の一つの手段といひますか、有効需要を拡大するといふか、有効需要の造出策に企業減税といふものを考へたといふことが一つじゃないか、第一は、最近非常に個々の企業の収益率といふものが悪い。この収益率を高めるための何らかの迎え水といふか、条件にしたいといふことと、それと第三は、企業体質を改善する。企業体質を改善するといふことは、一面で言へば、今日の企業の自己資本率を高める方向に企業減税といふものを生かしていきたい。こういう中小企業の問題を除きますと、大体この三つくらいに集約できると思つて居るのですが、そういうふうな理解してよろしいですか。

○藤田(高)委員 私はいま大臣の言われたような二つに集約されてもけっこうだと思ひます。その場合に、どういふか。大臣の言う、企業収益が改善されることによつてそういう条件が満たされる中から事業活動といふものが活発化してくる、事業活動が活発化するといふことは、需要が旺盛になつてくるんだ、こういう一つの考へ方ですね。そういう条件を満たすために企業減税をやられるといふ第一の点からいひますと、それは、企業収益をどの程度改善しようとしておられるのか。たとえば、私のこの手元の資料では、たしか三十八年の企業収益といひますか、全法人の総資本の純益率といふも

と、それと第三は、企業体質を改善する。企業体質を改善するといふことは、一面で言へば、今日の企業の自己資本率を高める方向に企業減税といふものを生かしていきたい。こういう中小企業の問題を除きますと、大体この三つくらいに集約できると思つて居るのですが、そういうふうな理解してよろしいですか。

○藤田(越)國務大臣 そう三つに分けますと、ちよつと理解が私と違つたのですが、私は一、二は一緒に考へて居るのです。つまり、この対策によつて直線的に需要喚起につながるとは考へておりませぬ。企業の収益状態が改善される、これは税率の引き下げとかあるいは償却の問題とか、それが主として響くと思ひますが、収益に影響する、これは改善に役立つ、こういうふうな考へております。収益が改善されるから、したがつて事業の活動が活発になる、そういうふうな御理解を願ひたいのです。たとえば、公共事業費を大いに促進するといふように、あるいは、物品税を減税するといふ場合におけるように、直線的に需要の喚起にはつながるものではない、そういうふうな考へております。

それから第二の、長きにわたつて自己資産を充実させ、企業の体質改善を行なう、こういう趣旨であるかといふ点、これはそのとおりに考へております。

のは税引き後二・五%だ。この三十八年なら三十八年、もっと新しい資料があれば三十九年でもけっこうですが、そういう収益率というものをどの程度高めることが、年度の企業減税によって求められるのか、また求めようとしておられるのか。それをちょっと聞かしてもらいたい。

○福田(越)國務大臣 主税局長からお答えいたします。

○塩崎政府委員 私どもが国税庁から出ております「法人企業の実態」によりますと、収益率がどんなふうになっておるか示されたわけでございしますが、おっしゃる通りに、売り上げ対所得率と申しますか、所得に対する売り上げの割合は、法人につきまして三・八%でございましたが、これが三・六%に下がっております。そこで、いまの御質問は、今回の法人税法改正によりまして、これがどういふふうな収益回復に役立つかという数字的な現象の御質問だと思っておりますが、これはなかなかむずかしい。私もいろいろ計算もしないわけでもありませんが、しかし、このことは、先ほども大臣が申されましたように、自己資本の充実がはかられていく、そして利子負担等が低下します。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

企業収益がよくなる、たとえば、減価償却が増加いたしますれば、減価償却を引き当てていたしまして設備の拡充もできますし、また、あるいは過去の借金も支払える、したがって、そんなような関係から利子負担の低下が生じて、そこで純益が上がっていく、そうして、これがもととなりまして企業活動が活発になる、こんなような計算でございますが、数字的にこれがどの程度上がるかという計算は、御承知のように、経済学がそこまで進歩しておりませんし、一つの推計になりますので、いたしてはおりません。

○藤田(高)委員 これは多くの算定資料を用いてやるとすればたいへんな作業でしょうけれども、一般的にこの種の専門家の意見をとりましても、先ほど私が引例しましたように、昭和三十八年度

の統計からいくと、全法人の税引き後のいわゆる総資本の純益率は二・五%だ。これをかりに二割程度引き上げるといふことで、利益率を二・五%を三%程度まで引き上げるためには今日の法人税をどういふふうな改正をしなければならぬかというところ、これは大きな目安でなければならず、約三分の一くらいに大幅に大なたをふるって大減税をやらなければ、総利益率をわずかに二・五%から三%にするのでも、それくらいの大改正をやらなければできぬという説が専門家の間ではなされておるわけですが、そうすると、いま大臣が言われたように、企業収益を改善するのだというけれども、一つのものの考え方としてはわかりませんが、現実にはそれでは大会社なり資本家、総資本の側が満足できるような条件というものは、いま私が指摘したようなものがかりに一つの条件として考えられるのであれば、企業収益の改善なんということは、今度の一%や二%の企業減税、いわゆる法人税の改正では、大臣が言われるような効果というものはあげられないのじゃないか。いわんや、ワンクッションつきでそういう企業収益が改善されることによつて事業活動というものが旺盛になつてくるのだ、ひいては、直線的ではないにしても、有効需要をつくり出していく一つの有力な条件になつていくのだという点については、私は、そのことによつて企業減税というものが今日の景気対策に大きな役割りを果たす柱にはならぬと思ふのですが、その点はどうですか。

○福田(越)國務大臣 私はしばしば申し上げているのですが、今日われわれが当面している問題は景気対策、これもあります。しかし同時に、景気対策過程を通じて企業の体質を改善し、自由経済国際社会において日本の産業が活発に動き得る基礎を固めていくのだ、こういうことなわけです。税法全体を通じて第一の目的に主として奉仕する面があるわけですが、物品税の問題、また所得税の問題、これはそつちのほうへ多くつながらると思ひます。しかし、企業減税、この面は、中小企業対策は、私は当面の景気問題に多くつな

がっていくと思ひますが、中小企業を除いた一般の企業減税という面は、どちらかといえば、私は今後の企業体質という問題に重点がある、しかし、ただいま当面している経済と無縁のものであるとは考えておりません。先ほど申し上げましたように、直線的ではないが、かなりの影響を持つておる、こういうふうな考えでおります。

○藤田(高)委員 大臣の先ほどの答弁にもありましたように、今回の企業減税のねらいというものは、やはり企業収益を改善するのだということが大きな眼目であると思ふ、この企業収益率というものは、全体的に総資本の立場から見るとどの程度改善されることを目標にこの税制改正というものがなされるのだ、こういう目標は、これは当然あつてしかるべきだと思ふのです。そういう点からいくと、先ほど私が指摘したように、企業収益の改善というものは、この一、二%程度のワックでは、さしてその目的を果たすことはできないのじゃないか。そういう効果の薄いとところへ減税のワックを向けるよりも、今日、口を開けば政府は不況対策を言われるわけですが、そういう不況克服の手段としては、今日までいろいろ論議されたように、むしろ所得税、低所得者層を中心とした所得税の軽減に減税のワックを振り向けることによつて——この低所得者層というのはわれわれの仲間がそうですけれども、現実には貯金したり何かする余力はないわけですから、それを消費需要に全部ぶつ込むわけですから、むしろそのほうが景気回復といひますか、不況対策としては有力な条件にというふうなことで、あまり効果のあがらないところへ、しかも、きょうは時間がありませんから具体的な数字はあまり出しません、一般的にいうと、諸外国の例をずつと見ましても、法人税というものは、国税、地方税を合わせても、あるいは法人税だけ取り上げても、アメリカやイギリスやフランスに比べて日本は高くな

からないと思ふのです。今日の経済情勢の中で大幅な税制改正をやる場合に、不況対策のためにも何を一番重点的にやるべきかということになれば、やはり所得税中心主義でいくべきではなかったのか。その点は、これはたいへん率直な言い方ですが、それはわかりませんが、一応一般的に言われておるように、ことし選挙があるということになれば、やはり資本家なり企業家のきげんをとつておかなければいかぬ、そういう選挙対策でこの企業減税というものを手をつけたような感が私は非常に強いのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○塩崎政府委員 計数をあげての御質問でございます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申しますか、影響と申しますか、これに関して言われておると思ふのでございます。先ほども申し上げましたように、減税の経済効果、これをまた最終まで突き詰めて評価することは非常にむずかしいわけでございますが、現在法人税が、企業の利益、さらにまた自己資本の充実と非常に大きな影響を与えることは事実でございます。先ほど引例いたしました「法人企業の実態」という統計資料を見ていただきました、現在の会社企業の利益のうち、最も大きく分配を受けておりますものが、私どもの得ております法人税でございます。利益を分析いたしますと、配当は二四・三%でございますが、法人税は三二・二%をそのうち得ておるわけでございます。企業側が、とにかく内部留保をしたいと言つておるその内部留保は三〇・五%でございます、この関係を見てみますと、企業利益のうち三分の一は法人税でいただいておる。ところで、端的に今度の法人税の減税の率は税収に對しまして一割程度でございますので、三十九年度の数字を使ひまして、法人税が端的に一割減税され、その一割減税されたものが留保に回るとどういふことになるかと申しますと、今度は、いま申しました法人税と内部留保との割合は逆転いたしました、留保の割合が高くなるの

でございます。そんなような関係から見まして、もちろん、法人税だけが企業収益をよくする道ではありませんが、利子その他も関係いたしますが、自己資本の充実を通じて企業の内部留保が促進されてくるのではないかと、また、それに基づいて利子負担も下がってくる、そして企業の事業活動が活発になる、こんなような現在の法人税率は高い、これが相当下がってくることによりまして、自己資本の充実形成に役立つであろう、かように見ております。

○福田(尙)國務大臣 どうも藤田さんはちょっととらわれているんじゃないかという感じがするのです。つまり、私が申し述べておりますように、私もとはいま二つの問題を解決しなければならぬ。一つは、この企業を不況から救い出すという問題であります。もう一つの問題は、その救い出す作業の過程を通じて、今後再びこういう事態を繰り返さないように、企業体それ自体を改善する、こういう問題であります。この税法はいろいろの面に触れておるわけですが、そういう二つの問題のいずれかに、あるいはその両者に奉仕している、こういうので、何も需要喚起一点張りという考え方はない、こういう前提でお考えを願いたいと思っております。

○藤田(高)委員 本会議が始まりますので、私これで質問を終わります。残余の質問点、いま質問しかけておる問題点については、あとで理事の皆様さんと御相談の上、続いて質問するかどうかということについては、後ほど相談をさせていただきますのと同時に、午前中質問をいたしました中で、大臣の見解を最終的に聞きたい幾つかの事項については、これまた留保させていただきます、こういうことになりました。

ただ、午前中の集約として、大臣のいま言われたことについて私の見解だけ一言言っておきたいのですが、この企業減税のねらいである不況脱出の手段に企業減税を使うという点については、私は、これは非常に効果の薄いものである、全然な

いなんということは言いませんけれども、効果の薄いものである。それよりも、この不況脱出のために税制をてこに使うのであれば、これはむしろ所得税に重点を置くべきでないか、こういう見解だけを申し上げまして、午前中の私の質問を終わりたいと思っております。

午後二時一分休憩

午後三時四十分開議

三池委員長

本会議散会後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

質疑を続行いたします。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 本席でこの種の言いわけを言うのはどうかと思うのですが、二時までやっておつて本会議に出て、いま、めしを食ったところですか、そういう意味で若干おくれまじしたけれども、お許しをいただきたいと思っております。

けさ方米、主税局長を中心に、幾つか私の意見を交えながら質問をしたわけですが、そのことについて、事務当局は事務当局なりの答弁を、これは当然のことですが、聞きました。が、やはり大臣としてぜひ答弁願いたい。これまた幾つかの問題点がありますので、そのことだけに集約をして質問したいと思っております。

その第一は、いわゆる所得税の課税最低限をきめる場合に、消費支出と申しますか、家計支出と食料費との関係において、四十一年度の場合でいえば、エンゲル係数が四七・九七%になっておる。これは憲法で保障されておる健康にむして文化的とか、あるいは人間らしい生活を営むという、そういうものを前提にする限り、四七・九七%なんというエンゲル係数が、結果論とはいいなから、そういうものが課税最低限の一つの基礎になつておるということ、これは非常に問題があるのじゃないか。所得税の課税最低限の基礎算定の条件として四七・九七%というようなエンゲル係数が入ると

いうことは、これはいわゆる勤労国民の生活条件というものを、極端な表現をすれば、エンゲル係数が表示したしておりますように、エンゲル係数五〇%といえやうと生存ができる程度でありますから、極端にいって、いわば同じような生活をするようなところに一つの基準を置いて課税最低限をきめるということは、これは今日の税法上にこういう基礎資料を用いるべきでないというの

が私の見解であります。したがって、少なくともエンゲル係数は三五%あるいは三〇%と向上することが望ましいわけでありまして、われわれが少なくとも課税最低限を八十万円とかあるいは百万円とか言っておりますように、このエンゲル係数自身がもつと、少なくとも三五%以下に下がるような課税最低限のきめ方をすべきではないだろうか、こういうふうな言明を主張したところ、事務当局の見解は、私の言うことに間違いはないとすれば、局長の話では、理想的にはそういう方向に持っていくべきである、こういうことであつたと思つていますが、私は、これは理想論とかいふことではなくて、現実の政治課題として、現実の政策論としてエンゲル係数を三五%程度までに引き下げ得るような食費構成にすべきではないか、こういう主張をしたわけでありまして、それに対して大臣の統一した基本的な考え方というものをお聞きしたいと思います、どうでしょうか。

○福田(尙)國務大臣 課税最低限は、これは率直に言つてば、非常に大きな基準になるわけでありまして、財源を許すというふうな状態になりますれば、もつともつと引き上げたい、そういうふうに思つておるわけでありまして、財源の関係からきまされた六十三万円あるいは初年度の六十一万円という最低限は、はたして客観的にどういう意味合いを持つかという検査の一つの資料としてメニューの作成ということを試みたわけなんです。そういうようなわけです、あまりこのメニューと最低限度とを直結して論じられることは適当ではない、私はこういうふうに思つておる、ともかく、私も、財源これを許せば、まず所得税法の改正の焦点というものは最低限の引き上げだ、これに合はしていき、かような考えであります。

○藤田(高)委員 局長の答弁とある意味においては全く一致しておるのですが、私はそこで一つふに落ちぬのは、これは局長にも言つたのですけれども、例の課税最低限をきめる場合のいわゆる献立表ですね、そして家計支出と食料費との関係ですが、これは確かに一つの参考にしたという意見でありますけれども、やはり所得税をかける場合には、どこから所得税というものはかかるべきなのかということになれば、人間らしい生活ができる条件といふものは、これは最低の生活費として保障しなければいかぬ。ですから、最低の生活費に食い込むような課税最低限のきめ方は、これは私は所得税として所得税の名に値しないと思つておる。そういう点からいふと、これは単なるメニューとして参考材料として用いたということではなくて、課税最低限を用いる場合に、今日の経済情勢の中で勤労国民が健康的な生活をするための最低生活費といふものは幾ばくなりや、二千五百カローリであれば二千五百カローリを撰取して、そして健康な生活をするためには年間何十万円の食費がかかる、これをまず先にばき出して、そこを一つ一番大きな眼目に計算の基礎を起すべきではないか。こういう点からいけば、いま大臣の御答弁にもありましたが、五人世帯の課税最低限にあらわれておるそういう一つの条件といふものは、単なる参考にしたということについては、私はどうも納得がいかない。これは答弁のためには、うまく答弁をつくらうための答弁にしか聞こえないのです。私は、基本的にはやはりそこへ集めるという点をむしろ出発点にして、したがって、ことばをかえて言えば、最も重要な条件にすべきではないかと思つておる、その点の見解について聞かしていただきたい。

○福田(尙)國務大臣 それは理想だと思つておる。しかし、世の中は理想ばかりでは動き得な

い。われわれはわれわれ個人として独自の生活も営むわけですが、お互いに金を出し合せて共同の生活国家を経営しているわけです。その二つが寄り合つてわれわれの完全な生活というものが保障される、こういうことになるわけでありまして、そういう見地からいって、とにかく、昭和四十年度は課税最低限が標準世帯五十六万円になった、それ以上の人はみな出し合つたんだ、それが今度六十一万円、平年度六十三万円まで改善されるのだ、そういう大幅な改善を見るわけでありまして、私どもは、今後あなたのおっしゃるようなことも考えながら理想を貫くために努力をする、こういうことが実際の動きではあるまいか、さように考える次第であります。

○藤田(高)委員 これはひどいようになりましてけれども、午前中私が質問をしたときには大臣はなかつたからそういう答弁も出てくるのかもわかりませんが、そう言われると、ますます私はふに落ちぬのです。というのは、なるほど名目的な額だけを見ますと、けさ方も言ったのですが、去年は五十六万円程度のものであったものが、ことしの初年度は六十一万円、平年度は六十三万円、こういうふうになつてきています。これはそのとおりだと思ふ。ところが、実質的なエンゲル係数自体は〇・三%ですか下がっているのです。エンゲル係数が下がっているということは、結局課税最低限に用いておられる総支出の中に占める食料費の割合がそれだけ高くなつておる。国民の生活条件を一般的なエンゲル係数を用いて表現する場合には、生活状態が悪くなつておるのです。そうでしょう。そういう悪くなつた状態で名目的な額だけがふえたのだから、それで課税最低限というものは上がつてきておるのだから理想の方向を向いておるのだというところは、私は具体的な内容を知らざる答弁だと思ふのです。これはどうですか。

○福田(勉)國務大臣 ともかく、課税最低限を六十三万円までに引き上げるには九百億円を必要とするわけですね。ところが、四十年の実質を維持するために幾ら必要であるかというところ

三百億円なんです。そういうようなことを考えますと、六十三万円まで引き上げたということは、理想に向かつて大きく前進した、こういう判断をいたしておるわけです。

○藤田(高)委員 これは私の指摘しておる問題点について必ずしも的確に大臣は私の言うことを理解されてない向きがあるように思ふわけですが、やはり名目的に幾ら額が上がつても、その間に物価が上昇する、そして物価の上昇するものを基礎単位にして食料費の割合をやる、そうして家計の総支出と食料費の割合からいって、この食料費支出というものがエンゲル係数からいって高くなつておる、こういうことになれば、実際の国民の生活程度というものは相対的な理論としては下がることなんですから、そういうような課税最低限のきめ方は、エンゲル係数でいった場合に〇・三%であろうと〇・二%であろうと、これは理想の方向には向いてない、去年とことしの対比ではむしろ後退しておる、この事実も少なくとも認めなければいかぬのじゃないですか、どうですか。

○福田(勉)國務大臣 こういうことじゃないでしょうか。五十六万円がどういふ物価との関連を持つかというところ、これを平たく言いますれば、われわれが言います五・五%の生活費の上昇になる、こういうふうに見られて差しつかえないんじゃないかというふうに見るわけですね。五・五%というと幾らになりますか。五十六万円に相応する私どもの今度の引き上げは六十三万円になるわけです。相当の余裕を持った引き上げである、つまり、改善に向かつて大きく前進した措置である、こういうふうに見るわけでありまして。

○藤田(高)委員 大臣の言われるのは、絶対額だけで見ますと、午前中の論議にもありましたように、課税最低限と家計の総支出額との差額は、前年度は八千五百円程度の差額があった。それが四十一年度は三万二千円程度に上がつておる。確かにその額の対比だけで見れば、大臣の言うように名目的には上がつておると思ふのです。しかし問題は、国民の生活からいって、実質的には

そういうふうな条件が向上したかどうかというところになるわけですから、それからいけば、物価が五・五%で押えられるかどうかにも疑問はありますが、その物価上昇にプラスして、私は特にこのエンゲル係数をどういふ討論の条件に用いる場合に、エンゲル係数の対象になるものはいわゆる食費構成が問題になるわけですから、その食費の問題は、何もかも突っ込んだ五・五%の物価上昇的なもので割り切れるかどうか。これは去年あたりの統計を見ても食料費関係は非常に高い騰率を示しておる。そういう点からいって、名目的な額の比較においてはなるほど去年の八千五百円に對してことしは三万二千円程度だけれども、実質的な対比においては、エンゲル係数で比較した場合にことしのほうが〇・三%下がると思ふ。私は、国民の生活状態というものは、そういうふうな相対的に切り下げられておると思ふ。また、その課税最低限のきめ方についても、初年度で六十一万円まで上げたと言ふけれども、実質的には去年の五十六万円よりも条件が悪くなつておるんじゃないかと思ふのですが、この点どうでしょうか。

○福田(勉)國務大臣 とにかく、初年度でいうと五十六万円が六十一万円になり、平年度ベースでいうと五十六万円が六十三万円になる。これは争われない事実なんです。これにかりに物価の要素を加えましても、これは相当の余力がある。これは一つのはっきりした資料なんです。エンゲル係数のことをおっしゃいますが、これは別の問題という要素もあるんじゃないか。つまり、国民所得が一体手取りのほうはどうなつたであろうかという要因を含んでおるわけでありまして、納税者の立場からいって、五十六万円が六十三万円になることはもうはっきりした事実であつて、争うべからざるところではないか、そういうふうな思ひます。

○藤田(高)委員 この論議は、基本的には非常に大事な問題だと私は思ふわけですが、大臣ともなると、こういふたこまかい係数いじり的なこと

ついては、大きな国政の担当者として、私がいま質問しておるようなことだけに精力を費やすわけにも必ずしもいかないと思ふので、ひとつ、私の意見を開陳して、今後の努力を要請するということでは私の質問を打ち切りたいと思ふのですが、これは結果論ですけれども、けさ方主張いたしておられますように、今回の改正の課税最低限の中に占める食費構成というものが四七・何%ということになれば、これはエンゲル係数では非常に高い係数が出てきておるわけです。これをいろいろ表示すれば、やつと健康が保持できるか、やつと生存が保障できるという程度のランクにこれは入るわけですね。ですから、私どもは、いわばこういう動物的な生存条件を保障するような生活状態ではなくて、文字どおり人間らしい生活のできるような条件を前提として、大急ぎで、やはり来年度の税制改正あたりには課税最低限を大幅に引き上げていく、そして、食費構成の面についてもエンゲル係数が四〇%台に乗ることのないように、四〇%の台を割るような方向で課税最低限をきめられるように、具体的な政策論としてひとつ今後の努力を要望したいと思ふわけでありまして。

これはまあ、ひとつ要望として、次に移りますが、私が先ほど指摘したことに関連するわけですね、例の二千五百カローリをとるのに、大蔵省のメニューによれば、一日当たり百八十六円で二千五百カローリの献立ができる、こう言つておるわけですね、私も二千五百カローリをとるためには、一日百八十六円ではこの献立はできないと思ふのです。今度逆に、百八十六円で献立をするというところになれば、政府が二千五百カローリをとると言うんだけれども、これは二千三百カローリになると、二千五百カローリを割らざるを得ぬだろうと思ふのです。そこで、私はけさ方からもこれは政務次官にも質問をしたところですが、政府が一日百八十六円で二千五百カローリの献立ができるという自信があるのであれば、これはひとつ国立栄養研究所だけでなく、直接この税の対象になる消費団体、たとえ

ば主婦連になるか、あるいは労働組合でいえば、総評になるか、同盟会議になるか、あるいは中立労働連になるか、一番この勤労所得税の対象になる団体に、大蔵省がいっぱい胸を張って、百八十六円で十分献立ができるんだ、国立栄養研究所もそう言っておるんだ、それを一つの基準に課税最低限をきめておるんだ、こういうふうな強固な立場をきめておるんだ、この百八十六円の献立で大蔵省が発表しておるような条件ができるかどうかを、一ぺんアンケート方式なり何らかの適切な方法で調査をさせてみる必要があるか、そういふ国民の実態、実感なり、実際の生活の中から百八十六円であるか、それとも二百円にならざるを得ないか、そういう答えを聞くことによつて、より確かな課税最低限を設定する条件というものをきめていくべきじゃないかと思ふのですが、その点について、そういう諸団体に一度ひとつ政府として調査をさせてみてはどうかと思ふのですが、どうでしょう。

○藤田(高)委員 先ほどから申し上げているのですが、課税最低限は、財政上の理由が大きな決定要因になるわけなんです。試みにまあ国立栄養研究所にメニューをつくつてもらつた、こういうふうなわけじゃないんです。藤田さんにはばかっつておるわけじゃないんです。藤田さんにはばかにメニューにこだわられますが、そういう一つの資料というところで試算したようなわけなんです、これをさらにはかのほうへ頼んでというふうな考えは毛頭持っておりません。

○藤田(高)委員 私は、たいへん思うと思ふのですよ。大蔵省なり政府が発表したあつたという百八十六円の献立を見ますと、この百八十六円で課税最低限をどういうふうにきめたか、このなには、一日百八十六円何がしてどういふ内容の献立ができるんだから、まあまあしんぼうしてもらえな意味を持った発表だと私は思ふのです。ことしは出し渋つたけれども、去年発表した段階では、少なくとも、そういう政治的な理由より意図が私は

あつたと思ふ。また、そういうものがなかったら、こんなものをつくる必要はないと思ふのですよ。ところが、だんだんとどういふふうにかかり計算なり、一日の食費計算なり、あるいはエネルギー係数という縦横十文字に検討を加えてくるよ、大蔵省の発表したこの資料というのはいかにまよかした。百八十六円何がしかで、あんなイカのさしみから、いろんな、もう屋の中から五つも六つもおかずがつくような献立なんかできっこない。これはもうどの角度から見てもこういう献立なんかはできぬという強い批判が、検討すればするほど出てくる。そうなつてくると、これはもう単なる試みにやつたんで、政府としては、さしてこれを有力な理由づけにしようとは思つていなかったというこゝになつて、これは私は理由にならぬと思ふ。少なくとも、大蔵省だつたら、大蔵省が発表するものは百八十六円でこれだけの献立ができるというのであれば、イカのさしみは何グラム、四きれになるのか、五きれになるのか、そういうものを国民の前に出すべきですよ。これは失礼な言い方だけれども、大臣のような生活をされておる人は、私がいま質問をされているようなそういうみみみちいには関心がなないかもしれぬけれども、国民の大多数の勤労者の生活にとつては、こういうことが一番大事なんです。そしてまた、勤労所得税を納めておつて、勤労所得税が高いとか安いとか論議をしておる国民諸階層といふものは、こういう論議が一番問題なんです。い

わんや、勤労者の女房である家庭の主婦にとつては、こういうことが一番関心が高いのですよ。そのことについて、大蔵省の出しておるものは単なる試みでなしておるので、そこをどうももうどうは困るというふうな答弁は、これはいささかいただけな資料として出すべきだ。したがつて、政府は、大蔵省が発表したものが二千五百カ

ロリーを撰取するの一日百八十六円で献立ができるというのであれば、国立栄養研究所だけでなく、それは仰せのように、総評なりその他の労働

団体なり、あるいは消費団体にもひとつ積極的な意味において調査を依頼してみましよう、聞いてみましよう、そして、よりよき献立表が将来に向かつてできるように政府としても努力をしましよう、こういうことにならなければ、国民の生活に直結した、国民の生活に根ざした課税最低限なんといふものは、大臣、きめられないのじゃないですか。その点はどうですか。

○藤田(高)委員 やはり所得税の課税最低限を設定する場合の一つの目安にもしろ、これは目安というものは、大臣なり大蔵省が答弁しておることを前提にしておるわけですが、そういうものにして、少なくとも、政府がだつたら、政府の責任において発表するようなのがいけなかつたら、これはしやうもないのだというふうなことでなくて、なるほど大臣が言うように、国立栄養研究所というのは権威があるというのであれば、どうですか、国立栄養研究所がこういう献立ができるという団体がどうだ、所得税の対象団体になるという団体がどうだ、これで十分というか、大蔵省が発表しているような値段でこの程度の献立ができる、すなわち、二千五百カロリーの二、二百五十カロリーの撰手ができるということであれば、積極的に調査されたらどうですか。私は、やはりそういう努力をされること、政府のやられる所得税をばじめ、もるもの施策に対して、国民が信頼を置くか置かないかの出発点に對して、国民が信頼を置くか置かないかの生活実態から離れた、家庭の主婦からいへば、こんな金額ではあのメニューに出されておるような献立はできないというふうな、

実生活から遊離したようなもので、政府ができるかどうかできないかということになりますと、政府

の発表する資料についての信頼性をこれから先も国民は疑うようになると思ふ。やはり政治は信頼だと思ふのです。その信頼を位置づけるものは何かといへば、やはり統計資料ですよ。その資料、数字でこれを裏づけていくことが一番科学的じゃないですか。そういう点からいへば、百八十六円何がして二千五百カロリーのカロリー撰取ができるという、これは大蔵省の出した権威ある資料だといふんだから、権威を裏づけるためにも、国民各層からこれについての意見を聞いてみたらどうですか。それくらいのこと、私は、むしろ積極的にやってみましようというものが、大蔵省の、あるいは大臣の態度でなければならぬと思ふのですが、どうでしょう。

○藤田(高)委員 このメニューが課税最低限の基準であるというならば、そうします。しかし、そうじゃないんです。先ほどから申し上げておるとおり、財政上の事情等も特に勘案いたしましてきめた最低限であります。そういうふうなことでありますので、このメニューに私どもはさうこだわつてはおりません。

○藤田(高)委員 去年の論議からことしの論議に入つてくるに従つて、はさみ状に、えての悪いことは三十六計逃げるにしかずで、だんだんと政府のほうは逃げ腰になつてきておる。そういう点で、まだあと他の先輩議員の質問もありませんか、この問題だけで類似したようなことばかりお尋ねするのどうかと思ふのです、これでやめますけれども、課税最低限の中に用いたエネルギー係数なり、あるいは二千五百カロリーの撰取してどの程度の生活ができるかといふことは、所得税の課税最低限をきめる有力な条件でなければならぬ、これは客観的にだれが見てもそう思うと思ふのですよ。そうしないと、何が根拠になつてこ

得税をかけてもらわなければいけません。しかし、その所得税のかかる限界というのは、食生活の面については、一日何百円程度の生活のできる人に税金がかかるのです。一日何百円よりも下の人には税金がかからないんです。この程度から税金をかけるようにするんだから、ひとつしんぼうしてくれ、協力してくれという発想、そういう考え方が出発点にならなければ、国の財政を一般の国民の人に、そんなもので理解してくれとい

たって、税金なんというのはこまかい計算の中から出てくるわけですから、なかなか理解はできない。そういう点で、単なる参考とか、決定的な条件でないというふうに、今日段階でいろいろ議論のやりとりの中から、ちょっと逃げ腰になってきておるのですが、私は逆に、そういうものを有力な根拠にして将来の課税最低限を設定していく、こういう方向で努力を願いたいと思えます。これは意見が若干はさみ状になってきておりますからこれ以上言いませんけれども、そういう方向で努力をしてもいい。それについての見解をあとでひとつ統一してお聞かせ願いたい。

それで、最後といいますが、非常に問い合わせる形で、ノーカイネスか式に聞きますが、大臣、どうでしょう。一日、例の百八十六円程度で二千五百カロリーの摂取が可能だと思いますか。これだけ聞いておきましょう。

○福田(総)國務大臣 私、その数字には、ここでお答えするほどそこだわってはおらぬ、先ほどから何回も申し上げております。

○藤田(高)委員 それほどこだわっていないという事は、ことばをかえて言うとう、そんなに自信の持てる数字でないということですか。

○福田(総)國務大臣 昭和四十年年度に国立栄養研究所がこういうことも言っておる、こういう程度に御理解願いたいのであります。

○藤田(高)委員 私は、くどいようですけれども、国立栄養研究所がこの程度のものだと言っても、それについて、そういう条件で献立ができるということをお大蔵省自身が信頼できるものでなければ、

大蔵省の資料としては、大蔵省の発表としてはすべきじゃないと思うのです。そんなに軽い、歌の文句じゃないけれども、吹けば飛ぶような、そんな適当な資料だったら、一べんこれを全部撤回されたらどうですか。

○福田(総)國務大臣 撤回してもよろしいと思いますが、よろしゅうございますが、国会で出せという要求がありますので、お出ししたわけであり

ます。○藤田(高)委員 私はこだわらるようですけれども、少なくとも国会に政府が責任ある資料として提出するものが、単なる参考であって、国立栄養研究所で試算をさしてみたらこういうことになる程度だということではなくて、あの資料をわれわれが提出要求したのは、こまかい課税最低限六十一万円、平年度六十三万円をきめる場合に、この程度の一つの献立というか、生活のできるところえ一つの線を引きおけるのだ、この当否を、まあいいか悪いかの基準判断をするためにわれわれはあの資料を要求したつもりなんです。そういうつもりで政府のほうも出してきておると思うのですが、それが百八十六円程度の献立ができる

とか、あるいは二千五百カロリーの摂取が可能である保証できるかどうかについて自信のある答弁ができませんというの、私は非常に残念だと思えますけれども、そういうのは、これから政府の出される資料について、その資料の軽重といいますが、そういうものについても非常に疑わざるを得ない。少なくとも、国会に出してくる資料というものは、いまま少国民生活にとっても重要な価値を持つ資料として提出すべきじゃないでしょうか。その点についてはどうでしょう。

○福田(総)國務大臣 ですから、その資料は一つの参考資料としてごらん願いたいという意味合いである。これはもう何回も申し上げておるとおりなんです。課税最低限は財政上の事情を考慮しおまきめておる、それが一体どういう価値があるものであるかというのを判断するための一つの資料である、こういう注釈をつけておるわけなんです

ございます。国会で要求があるから三十九年度に出した。それと同じようなものが今度なせ出ないんだ、こういうことでお出ししておるのですから、注釈はさように加えておるわけであり

ます。○藤田(高)委員 この問題については、平行線とおもいます。私は、繰り返すようですけれども、献立表については、政府が国会にああいう資料を発表した以上、単なる参考資料であるにしても、あの献立表の内容は、それぞれの朝昼晩について、魚でいえば何グラム、野菜でいえばどれくらい、そういうものを、これもやはり政府の責任において出した資料ですから、これをさらに裏づけする資料をけさ方も要求したのですが、これはぜひ出してもらいたいと思うのです。大蔵省が、政府が国会に出した資料というもので、ほんとうに百八十六円程度で二千五百カロリーの献立ができるのかどうか。これは何ぼ私が口をすっぱくして、直接の対象者である国民、勤労者から調査を依頼してそういう実態を集約してはどうかと

言っても、政府は、頭を横に振って、そんな必要ないと言え、これは口をあげて飲まずわけにはいきませんから、これはわれわれの自主的な立場から、こんなべらぼうな資料をつくってけしからぬじゃないかという、こちらのほうからどんでんブッシュする以外に方法としてはないと思う。ですから、それはこちらのほうでやるにしても、百八十六円という献立表は政府の責任において出したのですから、その中をいまま少しこまかく、けさ私が注文したような条件のものを出していただくかどうか、これをひとつお尋ねしたいと思う。

○塩崎政府委員 けさほど申し上げましたように、資料は全く大臣の申された意味でございますが、つくりました資料のこまかい計算の根拠につきましては、国立栄養研究所と相談いたしました。提出できるかどうかお答え申し上げます。

○藤田(高)委員 私は、企業減税の問題について、本会議に移る前に若干質問したわけですが、これについては、いまま少しくお尋ねしたいこ

ともありますけれども、先輩議員の質問もありませんので、先輩議員の質問する過程で、私の残っておる質問について関連することがありましたら、その機会に質問をさせていただきます、こういうこと

で私の質問を一応終りたいと思えます。○三池委員長 有馬輝武君。

○有馬委員 最初に、私、大臣に公共事業の推進についてお伺いをしたいと思います。

私は、予算委員会が国債の発行と地方財政の関連について若干お尋ねをいたしました。そのとき残された問題といたしまして、国の施策に即応する態勢に地方財政がなっておるかどうか、こういう点についてお尋ねする余裕がなかったもので、この際お尋ねをしたいと思うのでありますが、大蔵大臣が本部長となられてその促進本部をつくっておられるのでありますが、その促進の概要についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○福田(総)國務大臣 公共事業費につきましては特に促進方を考慮しております。公共事業費と申しましても、予算科目上、公共事業費というものはかりじゃないのでありまして、公共事業費と同じ性格、つまり、ものをよけいに使うという費目を全部網羅しておるわけでありまして、そういうこと

でありますので、促進の対象となる経費は政府一般会計ばかりではございません。政府の特別会計も包摂しております。また、政府関係の機関、特に電電、国鉄、かようなところを含んでおるわけでありまして、その総体の事業費は二兆五千億円かと思えます。それが上半期に契約が六〇％で

きるように、こういうことを考えておるわけなんです。昭和四十一年度は契約ベースで一体どのくらいのものかできたか、こういうことを検討してみたのですが、そういう考え方を持っております。ただ、支出ベースだけはわかるのであります。ただ、支出ベースの支出をわかっておるわけでありまして、そういうことから見まして、まあ四〇％の契約はやっておるんじゃないかというふうに想像はできるのであります。今度

は六〇%の契約を実現をする、こういうことを目標としております。

それで、そういう各省、各機関にわたるところの公共事業費等につきまして、各省ごとに、また各機関ごとに、さらに、各省にありましては各費目ごとに、どういうテンポでそれを実現するかというところを精細に取りきめております。その取りきめた結果は、契約ベースで七二%を実現するという計画になっております。私は、その六〇%のものを実現するに際して七二%という実施計画になる、これは行き過ぎのようなところもありませんが、今後、天候の状況、そういうような不測の事態を考えますときに、余裕を持っておいたほうがいいというふうに考えまして、各省の実施計画を集計しました七二%計画、これでひとつやってみたい。その調整は、今後その進行の状況を見てとるといふことにいたしたい、こういう考えでございます。

地方団体におきましても、とにかく四兆一千億円の予算であります。そのうち、いまちょっと覚えておられますが、公共事業費のものが相当あります。政府とはだいぶスケールは違いますが、相当あるようでありまして、これも相ともに促進されなければならぬ、こういうふうにも考えております。地方のほうにつきましては、自治大臣が促進連絡本部長というふうになりまして、各地方団体ごとに促進の機構ができておるわけであります。これも三月県会、地方議会におきましておむねの予算を議決する。その進行状況、計画を見てみますると、前年度に比べまして、契約高が二五%になりましたが、そのくらの増加になる状況でございます。そういう状況でございますので、地方団体のほうも順調に促進し得る、かように考えておるわけでありまして、私は、六〇%契約目標というものは、中央、地方を通じて実現し得る、こういうふうな確信をいたしております。

○有馬委員 上半期、四月から九月までに二兆五千億円、その中で地方にかかわる分がどの程度になりますか。

○福田(起)國務大臣 数字のことはあとで……。が、所得税法の所得控除、雑損控除、医療控除、すべてありますが、この控除の基本的な概念について聞かしていただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 非常にむずかしい、いろいろの見解のあるところでございます。御存じのように、先ほど午前中の委員会におきまして藤田委員にお答え申しましたように、すべての個人に帰属する所得は総合したして課税する、しかしながら、その際に人的事情のしんしゃくが行なわれるのが、この個人所得税のたてまえでございます。そこで、人的事情のしんしゃくの方法にいろいろございますが、まず基本的には、いつも問題になりま

すところの基礎控除、配偶者控除、扶養控除といった生計面と関連する面の人的控除、これが一つあるかと思ひます。そこで、それを引いた残りを私どもは課税所得としておるのでございますが、そこだけで足りるかどうか種々の考え方が出てくるかと思ひます。そんなようなしんしゃくをする意味におきまして、現在ある制度は、御存じのように、社会保険料控除、生命保険料控除、雑損控除、医療費控除、それから、最近では損害保険料控除ができましたが、このおのおのについて考え方が私は違うのではないか、かように考えております。

まず第一の社会保険料控除、これも人的事情の一つのしんしゃくでありましようが、また同時に、社会保険への一つの寄与であろうかと思ひます。それともう一つは、将来の給付には課税いたしますが、現在の掛け金は引いておくという考え方がまた一つあるかと思ひます。言うならば、現在は控除し、将来において全額課税するという考え方も、社会保険の推進という政策的効果のほかに課税方式として一つあるかと思ひます。それから、生命保険料控除、損害保険料控除となつてまいりますと、そういう人的事情のしんしゃくであるかどうか、なかなかむずかしいかと思ひます。これは一つに貯蓄の奨励とから

む、しかも、貯蓄の奨励と申ししても、長期貯蓄の奨励という形になりましようと思ひます。当初、社会保障制度が不備な時代には、生命保険料の控除制度は、社会保険の不備を補う意味におきまして、生命の減耗に備える意味におきまして、生命保険料控除は社会保険料控除的な意味において理解されておつたこともございりますが、現在においては、その意味もございまいらうけれども、長期貯蓄の推進といった意味の控除だと思ひます。損保もこれなかなかむずかしい、財産補償にかかるとは思ひます。

その次は、医療費控除でございます。医療費控除と雑損控除、これは、私は二つ合わせまして、収入をあげるための費用ではないけれども、負担力を減殺する要素として医療費の支出あるいは資産の減失等によりましますところの種々の費用、費用を出さなければならぬという考えのもとに、負担力の減殺という形での控除だと思ひます。言ひ落としましたのが、収入をあげるための必要な費用は、これは所得ではございせんから、引いたものが所得になります。費用は、当然に引いたものにおきましても控除すべきものだと思ひます。これは人的控除ではございせん。しかしながら、所得控除として考えられております。しかしながら、所得をあげるための費用というより、むしろあがりまして所得の負担力を減殺する要素を加味したものだ、こんなような意味で理解できるのではないかと思ひます。ドイツでは特別支出控除という制度がございまして、生命保険料控除まで含めまして、特別支出控除が一つの負担力の減殺要素として費用のほかに認められております。このことは、貯蓄にいたしまして、一つの不可避的な、個人として生活して以上ひとつどうしても出さなければいかぬという点を着目して設けた制度かも知れないと思ひ

ます。私が、そんなような考え方のもとにわが国の医療費控除あるいは雑損控除、こういう制度ができ上がっている、かように私は考えております。

○有馬委員 控除の基本的な生成の根源に就いてのみに綿密な答弁でありましたので、私も全くそのうだと思ひます。また、私どもも、やはり西ドイツの例をあげられたいけれども、税制のあり方については各国の事情を見てまいりました。問題は、税負担が重いか軽いかということ、単に率の問題でないことは明らかでありまして、そういう点で、私どもも固定的な考え方では今回の審議にも臨んでおりませんし、また、過去本委員会における税制の検討の際にも常にその税負担というものについてあらゆる角度から検討を加えてきたつもりであります。問題は、その税負担の重さというものが支出にかかわってくることは、これはもう私が言うまでもないところでありまして、そういう意味で、私は一昨年でございまして、予算委員会におきまして、愛知さんが文部大臣のときに教育費控除というものを提案いたしました。この点について、最近では早稲田の授業料の値上げ問題、昨年は慶応というところで、来年は明治じやなからうかといわれておりますが、いずれにいたしましても、現在の教育費の生計に及ぼす影響というものはきわめて大きいのであります。いま主税局長が答弁いたしましたような概念からすれば、私はその負担力の減殺という意味からいいますと、既存の控除と教育費控除、これは決して重さ軽さはないと思ひます。もちろん、控除についてはある限界を設けなければ、これはどこでもないことは明らかでありまして、よほど決定的な理由がなければ取り上げてしかるべきではないか。前の内閣の有力閣僚の一人が、ぜひ検討させていたいただきたいということを約しなげられなかった。きわめて残念であります。大蔵大臣のほうからこの問題についての見解をお伺い

したいと思ひます。

○福田(社)國務大臣 まあ、教育費の控除までいくと、これは一つの政策目的を控除制度に持ち込む問題かと思ひます。この控除をすればそれだけ国の収入は減るわけでございます。したがって、それだけ教育費に投入すべき財源というものが減殺されるといふことになるのですが、そういう控除をしないので、教育目的のために財源を投入するかどうかというその比較考量的問題もあると思ひます。今日では、教育費控除、その一番大きな教育費といへば、何といつてもこれは学費であります。これに対して、御承知のように育英制度、こういうものも設けられておるわけであります。そういうようなこと、それから学校に對しましては、国立にありましては、これはもう国立です。全部政府が責任を持っております。私学に對しましては、あるいは施設費を補助いたしますか、あるいは、これは研究費の補助をいたしませんけれども、財政投融資を私学振興會につぎ込む、そういう学校経営の負担を軽減する、あるいは私学振興會に對しまして出資を行なつておられますか、いろいろのことをやっておるわけであります。財政に余裕がありますれば、それらの、國が積極的に施策しておるそのいろいろな行為のほかに、また税の面でも考へべきか、こういう問題が起ると思ひますが、何せ限られた財政でありますので、そこまですりかへた、こういうのが現実だ、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○有馬委員 大臣のそういう答弁があるかと思ひます。控除の基本的な概念について主税局長から伺つたわけですが、いまの御答弁では、大臣みずから、ほかの医療費控除なり何なりとの違いは、お触れにならなかつたですね。そうでしょう。もしその医療費控除なり教育費控除と違ふ点があるならば御指摘ください。

○塩崎政府委員 税の仕組みの問題でございます。控除の本質的な問題でございますので、私からお答を申し上げたいと思ひます。

先ほど、収入をあげるに必要な費用、所得をあげるに必要な費用ではないけれども、租税力の減殺要因として医療費の支出、雑損を著目いたしました。医療費控除あるいは雑損控除があるということをお申上げました。このことは、私どもの理解するところでは、やはり医療費の支出にいたしまして、雑損にいたしまして、やむを得ない、自分の責任でない支出、あるいは災害によるところの住居の崩壊、こういった自分の責任によらない面を著目いたしました。しかも、一定の足切り等を設けておられるというふうな租税力のしんしゃくをいたしておるのでございます。したがらば、あくまでも人的控除とは関係はないように見えますけれども、人的控除とも関連し、さらにまた、生計と申しますか、生活の必要最小限度の部分に關連したものを引くという思想が私はあるかと思ひます。過去におきましては、年々発生する所得に對しまして課税するという理由で、雑損控除というふうな制度はございませんでした。譲渡所得は課税するということになりましたために、この雑損控除も一つの租税力の減殺要因として認め、医療費にいたしまして、過去の戦前の制度にはなかつたのでございまして、これもシャープ勧告によりまして、新しく必要最小限度の部分の医療費の支出という角度から、そういった租税力の減殺要因として、所得控除がで上がったのでございまして、そこで、それが教育費とどこが違ふかということが次の御質問だと思ひます。義務教育まではもちろん問題ではないと思ひます。これが入つておるかどうかは、扶養控除の金額の適否として判断されるので、扶養控除の金額が種々の支出を基礎としたとして計算されるわけでございます。そういった意味では、扶養控除の金額の中に義務教育も当然入つておられます。この間までは十三歳というところで限界を引いておりましたが、義務教育費もある限度に入つておる、しかしながら、やはり高校以上の教育になりますと、これはもう考え方でございます。もちろん、教育

の進歩の程度にも依存いたしますけれども、まずまず任意な教育でございますし、さらにまた、見方によりますれば、おしかりを受けるかもしませんが、その人の将来への投資でございます。そういった意味で、これを直ちに租税力の減殺要因といたしまして、医療費あるいは雑損控除と並べまして引くことが適當であるか、これはまた議論の分かれるところだと思ひます。最近、租税理論の教科書を見ましても、教育費控除につきましてもいろいろ意見が出ておられます。政策的に控除すべきだという考え方もございます。さらにまた、一つの減価償却理論からいっても、教育費は控除すべきでないかというふうな考え方もある。しかしながら、一般的にどの國でも、まだ教育費控除を所得者の租税力の減殺要因として控除している國はほとんど見当たらないのが実情ではないかと思ひます。ことに、わが國のように、まだまだ課税最低限が一般の人に足りないといつたときに、こういった教育費控除はたしてまず最初に入るべき控除であるかどうか、これは、教育問題のあり方とも関連して、さらにまた、大臣の申されましたように、教育に對する財政援助のあり方とも関連して、よほど慎重に税制といたしまして検討しなければいけない問題だ、かように考へておられます。

○有馬委員 あげ足をとるわけじゃありませんけれども、すつきりしないですね。課税最低限を持つてきたり、そこまですりかへたというロジックではこの問題は解決しないので、いま租税力の減殺の問題とそれから人的控除の問題に触れられて、医療費控除と比較されたのですけれども、どうも納得がいけない。そこをどうもまだ説明する余地があつたならば、区別ができるならば、いまだ少し明らかに区別をしてほしい。

○塩崎政府委員 先ほど来申し上げておりますように、所得を得るための費用ならば、当然費用といたしまして控除いたします。それ以上の種々の個人の支出をどういふふうに所得税で織り込むか

というの、これはひとつ租税力の減殺要因として、別の角度から見れば、それは、人的控除が基礎控除、配偶者控除、扶養控除で適當にでき上がつておられます。それとの関連で、その後の控除をどうするかは、多分にその課税最低限と申しますか、それらの人的控除との関連できめるべきである。しかしながら、先ほど来申し上げておられますように、医療費のように、個人の生命の維持あるいはまた活動力の回復といった必要最小限度の部分に影響いたしますところの種々の支出は、これは控除すべきでないかということ、一定の制限をつけながら控除して、これが実情でございます。雑損にいたしまして、これは自分の責任で家をこわしたというふうなときには控除はいたしませんけれども、天災その他不可抗力の災害によりまして家屋、住宅が損壞いたしました。そういったときに、そういったものは普通の人的控除では救済できない。住宅の回復は、これは当然すべての人がしなければならぬ不可避的な支出とも認められますので、所得の割合をこえるような雑損は、これは所得税の課税上しんしゃくしよう、こういった考え方のもとにでき上がつておるのでございまして、そういった意味で、高等学校あるいは大学の教育費の支出とは、親がなす大学あるいは高校の修学学生に對する教育費の支出とは少し変わった性格を持つておるのではないかと、こういった意味で申し上げておるのでございまして。

○有馬委員 ではお尋ねいたしますが、配偶者控除なりあるいは生命保険料控除とどう違つてきますか。これはそれぞれの控除の中には、言われるとおり、ニュアンスの差はあるのですよ。が、教育費控除と現存の控除との決定的な要因、これはないはずですよ。そうでしょう。それぞれそれは配偶者控除と生命保険料控除とはニュアンスの差はあるのですよ。多少の差があります。そういった差よりも、教育費控除というものととの差はないはずですよ。医療費控除についても、先ほど大臣がやはり政策目的を持ち込むことは、というような微妙な

た際にどういふ影響が生ずるかどうか、このあたりを見きわめなければ、私は新税は創設すべきでないと思つておられます。広告税を課税すべしという論拠は、現在の過当競争の結果生じておる過大な広告の支出に着目し、さらにまた、大企業のみが広告ができて、中小企業は広告費の支出がでない、こんなようなことが理由になつておるやうに私は見受けるのでございます。あるいはまた、誇大広告はけしからぬという倫理的な意味が、広告費の支出がやはり企業を維持する条件といたしまして必要な費用を構成していると思つて、さらにまた、現在の経済社会は、広告費という支出を通じて市場の開発をするということも、さらにまた、消費者の消費を適正にすることも大事だと思つておられます。

そこで、おっしゃる点は、そういう点じやなくて、一定限度の過大な広告を押えることほどどうかという点が、またその次の有馬委員の考へておられる案ではないかと思つておられます。あたかも、交際費の支出が一定限度を越えるものについて、法人税法上は損金を否認するということから考えられるのではないか、こういうことにならうかと思つておられます。しかしながら、広告費の支出につきましては、先ほど申し上げておりますやうに、企業の基本的な、現在の資本主義経済社会の不可欠な部門でございまして、やはり広告の中に、弱いものが広告しなければならぬ面が相当ございまして、さらにまた、新規に進出した企業が、相当広告をしないと、過去において存在している企業には太刀打ちできないといつたような要素もございまして、そんなようなことを考えますと、弾力性の面から見ても、広告税の課税は問題でございまして、さらにまた、それでは一定企業だけというやうなお話もございまして、これは、企業によつて税負担の差をつけること自体も、法人税のような一般的な負担がある上に差をつけることになると、これまた問題だと思つておられます。葉屋さんあるいは電気メーカー、当然広告費が多

いような宿命を持つておる、この宿命をつかまえて強制的に税を取ること自体、はたしてどんなものであろうかという気がするのでございまして。さらにまた、それでは一定基準ということになりまして、各業態によりまして一定基準を越える広告費だけをつかまえたかどうかということになりまして、過去に私どもも経験したのでございまして、これはまた、業態によりまして広告費の支出の程度は非常に違つておりますので、その適正な規模を見つけることは技術的になかなか至難のわざ、神わざみたいな感じがいたしておりますし、税務の執行面でもなかなか面も出てくるわけでございます。そんなやうな意味で、政策として、交際費課税のような意味で言われるといたしまして、これは交際費以上にむずかしい問題ではないか、かように考へておられます。

○有馬委員 私、私の学校で学問として宣伝広告という問題について研究して、あなたが言われるやうなことに百も承知の上でほかに質問しておるので、もろもろ一定限度、過当広告ということになる。そして、むずかしいと言われるけれども、交際費課税にしても、物品税にしても、むずかしいことをちゃんとやっておるのです。そういうむずかしいといふやうな理由でなくて、絶対にやるべきでないという理由があったらお聞かせをいただきたいということでございます。

○塩崎政府委員 租税というものは絶対に起こしてはならぬ、こういうことは私は申し上げておられません。政策上のきわめて強い要請のもとにおいては、もちろんむずかしい租税でもやるべきことは十分存じております。しかし、そういう税を起したことの効果が、経済上どういふ弊害を生むか、あるいは利益を生むか、これを勘案して起こすべきではないか。そういう角度から見ますと、私どもは、広告税といつたものは、現在の段階においては交際費課税以上に適当でもなければ、また執行もむずかしい税ではないか、こういうふうに申し上げておるつもりでございます。

○有馬委員 私は、特に現在政治の大きな課題であります物価の問題等ともからめながら、この問題を提起しておるわけですが、そういう意味で大臣からお聞かせをいただきたいと思つておられます。

○福田(社)國務大臣 税をどの程度かけるかという問題になるのではないと思つて、多少のことがあつても、その広告費を抑制するといふわけにはいかない、そうしてまた、抑制力があるくらいは課税をするといふことになりまして、これはまた、いま主税局長が言つたやうないろいろな問題を生起する、こういう感じがするので、課税をする、しかし、広告は減らぬといふ状態だとならないか、さように考へます。

○有馬委員 物価の問題なり、それから過当広告を押えるといふことでは、とにかくいろいろな効果があると思つておられます。これは、私がここである述べても、もうおわかりだらうと思つておられます。そういう意味で、やはりこの広告費課税といふことについても、ひとつ前向きで検討いただきたいと思つておられます。この前が党の税制改革案を公表いたしました、私どもは常に常識上考へて、こうあるべし、租税の公平負担の原則から考へて、こうあるべしという角度からしか税制を考へておりません。それは自信を持って言えると思つておられます。そういう意味で、やはり課税されてよい効果が出る、消費者にとつても、また、過当広告を押えるといふ意味においても、私は、企業自体にもむしる逆にいふ効果をもたらしてやるものだ、このように考へておられますから、この点について、ひとつ、坊委員のほうでも考へてもらふ、政府のほうでも考へてもらふ、このことを要望いたしておきたいと思つておられます。

これから、武藤委員と春日委員の質問が残つておりますから、あと一点だけお尋ねしたいと思つておられます。

物価調整減税について大蔵省の考へ方がぐるぐる変わつておられますが、この理由を主税局長のほうからお聞かせいただきたい。

○塩崎政府委員 参議院の木村委員の御要求資料といたしまして出した資料に二つの物価調整減税の数字が出ておられますので、私どもの考へ方が変わったのではないか、こういう疑問を持たれたと思つておられますが、私どももいたしましては、別に考へ方を変えたものではございせん。消費者物価減税につきましては種々の考へ方がございまして、また、計算につきましても、いろいろな計算がございまして、そういう意味で二つ提出したのでございまして、一つは、課税最低限に消費者物価が影響したものと見る場合、もう一つは、過去に出しておりました数字でございまして、これは最高位所得階層まで、消費者物価の影響と申しますか、消費者物価の引き上げに伴ひまして所得がすべて伸びたと見る、そのときに、平均の伸びに應じて所得税の税がふえるのはいいけれども、累進税率で、そのステップが上がつていって、税額の伸び以上にふえるのは、これは捨象しなければならぬ、こういう二つの考へ方、この二つの考へ方の数字を提出しただけでありまして、これはいづれが正しいかといふことは種々の考へ方があるわけでございます、私どもはどつちをとれといふやうなことは言つておりません。

○有馬委員 名目所得の伸びが、物価騰貴によつて減殺されておることは、これはだれしもいなめないところでありまして、そういう意味から、たとへば、木村委員に出した資料等を見ると、今回の減税によつて、そういう面については考慮しないでもいいのだといふやうな線がむしる先に出ている点について御説明をいただきたい。

○塩崎政府委員 この二つの考へ方の差異は、わずか五十億圓という数字になつておられます。すべての所得者について、たとへば、消費者物価が五・五%伸びた場合には最高位の所得者まで五・五%伸び、さらにまた、所得が伸びた結果、累進税率が上がつておると見ること自体がどうであらうか、やはり消費者物価の影響は生活に關する部分、そうなりますと、どこかむずかしいのでございまして、現在の段階では、私どもも考へてお

りますところの課税最低限にどの程度影響するか、それが考えられるべきではないか。こういった意味で、新しく課税最低限に五・五%影響したものといたしまして、それをすべての所得者から影響を排除するにはどうしたらいいか、こういうふうにしたものが、新しく提出した数字でございまして、いずれか、いまして、考えは両方成り立つと思ひます。

○有馬委員 これもまた議論の存するところでありますが、いずれまた機会を見てやりたいと思ひます。それから、大臣に、これは端的に一間聞きま

給所得の源泉徴収はやめたらどうですか。やめられない理由があったら、お聞かせをいただきます。

○福田(越)國務大臣 これは、徴税の簡素化というよりなことを考えますときに、私は、やめることはまことに困難だ、さように思ひます。

○有馬委員 私がこういつた唐突な質問をするその背景はおわかりだろと思ひます。そういう意味から、ただ、廃止できないのは、徴税の簡素化という意味だけですか。

○福田(越)國務大臣 そうだろと思ひます。

○塩崎政府委員 有馬委員の背景は、まあ、わかったようなわからないような、むずかしい背景が、ありかと思ひますが、源泉徴収制度は、確かに、徴税費用の問題、徴税の手段の問題として考えられます。同時に、これは納税者がいずれた納税しなればならぬことを考えますと、納税者のためにもあると考へていただきたい、かように考へております。もちろん、このことによつて、源泉徴収を受けない者との間の負担の不均衡、あるいは納税が早目になるといった、むしろ納税者のためというものは、おためごかしではないか、こういう御批判があるかと思ひますが、それはそれなりに努力し、国税庁におきましても、税の執行面において、調査の充実あるいは課税の適正化をはかつていただく、こういうことが必要だ

と思ひますし、さらにまた、昨日の委員会で申し上げましたように、源泉徴収を受けます給所得者には、給所得控除という形で特殊な控除がございします。これは所得控除といたしまして、先ほど言ひ落としたけれども、給所得者の源泉徴収の不利益を補うという意味も、一応あるかと思ひますが、こういう点で、ひとつその不利益は相殺する、こういうことでございします。この制度はどの国でもやっておる制度でございまして、突如としてそういった大きな話を持ち出されまして、非常に困るわけでございますが、これは税制として重要な支柱と考へております。

○有馬委員 ぼくが出したことは、公平の問題、それから憲法上の問題、背景は、大きな問題と言われるように、これは大きいわけですが、そういう意味で出したんで、この点についても、また論議を深めたいと思ひますが、とにかく、さっき言ったように、時間の制約があるようでありまして、以上で、私の本日の質問は終わります。

○三池委員長 この際、あわせて、関稅定率法の一部を改正する法律案、関稅暫定措置法の一部を改正する法律案、関稅法等の一部を改正する法律案及び関稅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 きょうは、民社党との時間の割り振りで、三十分以内でやめろという一応約束でありますので、大臣を中心に、大きな政治的判断を必要とする問題だけに限ってお尋ねをし、残余は二十二日の質問に譲りたいと思ひます。

まず最初に、日本は、御承知のように貿易立国で、貿易を中心に国を立てていかなければならぬという宿命的な国の状態に置かれております。そういう国柄でありますから、貿易関係というものは、国民所得に比してどの程度まで貿易に依存

しなければならぬか、そういう際に、今日の日本の輸出、輸入の関係から見、これをどの程度まで引き上げていくべきか。そういう政府の大きな方針について、まず大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 今日、日本の貿易依存度、これは大体一%ということになるわけでありまして、このパーセンテージが、一適切であるかどうかという問題であります。いまだのくらいが適切であるかという武藤さんのお話でございしますが、私は、これはより高きを可とする。わが国のような資源の少ない国は、どうしても貿易に依存する度合いはますます高くしていかなければならぬ。そういうようなことを目標にして進まなければならぬ、かように考へております。

○武藤委員 通産省、戦前の国民所得に対する割合といふものは、昭和九年、十年の辺を基準にするると、貿易依存はどんな状態にございしますか。

○今村説明員 的確な数字をここに持ち合はしておりませんが、最近の国民所得に対する貿易の率は著しく高くなつておりますが、戦前の、昭和十一年前後の数字と比べますと、まだ現在の数字に達しておらぬというふうに考へます。

○武藤委員 したがって、率からいくと、まだ戦前の水準に達してない。むしろ、絶対額は、国民所得が伸びておりますから、それだけでわかるわけにはまいりませんが、それにしても、輸出あるいは輸入の角度から見ても、もともと伸びるべきは輸入の角度から見て、今日障害となつておられると思はれるものは何か。日本の輸出を伸ばし、あるいは安い原料を手に入れ、貿易を拡大する上からの障害条件は何か。それをひとつお聞かせ願ひたい。

○今村説明員 貿易拡大の要件に対する障害条件は何かという御質問でございしますが、これはいろいろな角度から考へられると思ひます。

まず第一に考へなければなりませんのは、日本が戦後比較的立ちおられて国際社会に入りました

ために、市場開拓の歴史がたいへん浅うございします。その上、日本は、輸出に対する外国の制限的措置、こういうものもそれに加わりまして、そういうものが相からみ合ひまして、輸出がなかなか伸びない、こういうことが要因をなしておるものと思われま

○武藤委員 外国の日本に対する制限的措置というものがかなりある。戦後まだ二十年で、市場の開拓が非常に行き届いておらぬ大きな原因はこういうところにある。そこで私は、きょうは関稅率の問題が法案として審議されるわけでありまして、当面一番交渉しなければならぬ相手国はどうか。

○谷川政府委員 日本の貿易振興をはかるために外国と関稅率の問題につきましても検討を要する國といたしましては、まずアメリカ合衆國、それからE.E.C諸國、それから今後日本の輸出の伸長をはかるべき國といたしまして、低關稅率でございします東南アジア諸國が、当面關稅率の問題でわが國に有利に交渉しなければいけない國だ、かように考へております。

○武藤委員 特にアメリカの場合、輸出の場合に非常に關稅障壁やあるいは自主規制、あるいはダンピング防止法みたいな古い体系が残つてい

る。そういう体制の中で、日本は、どうもアメリカに対して交渉する場合非常に腰が弱い、そういう感じがするのであります。大臣として浅いかでございませうか。また大臣に就任して浅いからあまり關稅のことは研究しておらぬといへばそれまででございますが、アメリカに対する日本政府の態度、いま關稅局長はやはり交渉相手として一番初めにアメリカをあげた。それに対する日本政府の、あなたが大臣に就任してからのアメリカに対する態度というものについては、あなたはどんな感じをお持ちになっておりますか。

○福田(越)國務大臣 アメリカに対して特に弱い、こういうふうには考へてはおりません。アメリカでいま特に問題になっておりますのは、

鉄鋼、繊維でございます。そういうような問題につきましても、まあ、わが国としては主張すべきところは勇敢にこれを主張しておる。また、同時に、アメリカの主張もあるのです。アメリカの主張は、一番問題は、日本へのアメリカ資本の導入を自由にすべしと、こういう要求でございますが、それがいつも相からみ合ってすっきりした形になっておらぬ、こういう状態でございます。

○武蔵委員 そので私は、どうもアメリカは虫がよ過ぎるのではないかと感じがするのであります。というのは、ケネディラウンドというのは、これは私から申し上げるより局長から聞いたほうがいいと思うのでありますが、ケネディラウンドのねらいは一体何ですか。

○谷川政府委員 ケネディラウンドにおける交渉の目標としましては、ガット加盟国のそれぞれの関税率を適当なところまで引き下げることにございまして、ガット加盟国相互間の貿易の伸長をはかるといふことでございます。同時に、関税率の問題のみならず、関税率以外に貿易の障害になっておりまするいろいろな制度的な問題等につきましても、廃止の方向にお互いに歩み寄って話し合いをする、いずれにいたしましても、貿易の振興をはかるといふことがねらいであります。

○武蔵委員 その場合に、いま世界の関税率というのを比較すると、E.E.C.、日本はやや類似したような税率であるが、アメリカは特に高い品目数が多い。特に中小企業製品については非常に関税率が高い、そういう現状のまま、ケネディラウンドは一括五〇%現状より引き下げる、そうすると、やはり底が違ふのですね。もう現状の関税率自体が差があつて、アメリカのは非常に輸入禁止的な、輸入制限的な率でできていて、組み立てられていて、そういう関税率系のもとで一律五〇%引き下げしても、一番有利になるのは、アメリカの意図した方向に実を結ぶのであつて、私は非常にアメリカは虫がいいと思うのであります。政府はそういう点についてはどういふ感じをお持ちになっておりますか。

○谷川政府委員 ケネディラウンドにおける交渉のやり方につきましては、鉱工業品、農業品等につきまして話し合いをする手順等はいろいろ差異があるわけでございますが、特に、鉱工業品の中で世界的に少数の国が輸出の大部分を占めておるようなものにつきましては、その関係の国が集まりまして、それぞれの関税率を五〇%引き下げるといふ方向で、なおかつその間の調和をはかる、関税率の高い国が特に結果的に有利にならないように、特定の品物につきましては、全体としてどの程度の関税率におさめるかというふうなことも、交渉のやり方の一つとして論議されておるわけでありまして、交渉の当事国が特に有利にならないように全体としてまとめていく方向で話し合いが行なわれておるわけでございます。

○武蔵委員 そういう話し合いを進めておられますが、今度のケネディラウンドの考え方は、その国の経済構造、あるいは賃金や社会的条件、そういうものまでには触れないようにしようという前提でケネディラウンドは出発しておられます。したがって、アメリカの現状をE.E.C.や日本と比較した場合に、より国内生産者を保護するような立場の古い体制の中で一括五〇%下げようというから、E.E.C.が非常に不満を持っておられます。

そこで、大蔵大臣にお尋ねしたいのであります。一体、ケネディラウンドは成功すると見込まれておるかどうか。成功するとしたら、現状がこれこれだからケネディラウンドは成功すると見ると、成功しないというならば、こういう関係で成功をしようもない。大臣は偉大な政治家でありますから、やはり大蔵大臣というものは、政府の一員としてかなり関心を持たれておられる問題であります。ケネディラウンドについての大臣の見通し、見解はいかがでございますか。

○福田(赴)國務大臣 ケネディラウンドは非常に勢いでスタートしたわけでございます。これは急速に成功をおさめるのではないかと、これはも、一時は一般に行なわれたようでありまして、これはもう経済問題もありませんが、同時に、政治

問題がからまわつておると思つておる。つまり、アメリカ対フランス、ジョンソン対ドゴールですね。この関係がどういふふうになりかかるといふことが、ケネディラウンドの将来に非常に大きな影響を持つ問題だと思つておる。最近、御承知のように、ことにことしになりましてから、経済的な角度から見た米仏関係というものが改善をされてきておるわけ、そういうことを背景といたしまして、一時E.E.C.を脱退いたしましたフランスがE.E.C.にまた復帰をする、こういうことになってきておる。そういうことから見て、またケネディラウンドの成功への見通しというものが強まってきたおる、こういうふうにお考えをしております。

一番問題になるのは農産物の問題ではないか、ドゴールが経済的に関心を持つのは農産物の問題だ、この問題につきましてE.E.C.間の調整ができて、これがアメリカとの間の調整に発展する、こういうふうに見ておるわけですが、最近の傾向は、来年が五年目の期限になりますから、その期限までにこの問題が成功裏に決着する可能性が非常に強まってきたおる、こういう判断をしております。

○武蔵委員 もしケネディラウンドが成功するといふ前提に立つならば、今日アメリカが制限的な関税を設けているという個々のものに対して、日本政府はいまのうちにやはりできるだけ引き下げさせる両国間における関税交渉というものをやっておかぬといふか、私はそういう感じがするわけでありまして、そういう点については、専門家の関税局長はどうお感じになりますか。

○谷川政府委員 アメリカと交渉する場合に問題になりますのは、関税率の問題、それからさらに、関税率以外の関税障壁の問題、特にダンペン法の適用の問題等でございます。関税率の問題につきましては、それぞれ自国の産業にとりまして非常に影響が重大な物品につきましては、例外リストを出し得るということになっておるわけ、アメリカにおきましても若干例外リスト、日本も相当数の例外リスト、その例外リストにつきましては五〇%下げないという方向で話が進みますけれども、最終的にはこの例外リストの幅を狭める、あるいはそのうちの幾つかのものにつきましては、五〇%までいかになくとも若干下げられるものがあるかどうかというふうなことで、アメリカと日本との間のK.R.交渉の結果、あまり日本の立場で不利にならないような考え方で交渉を進めておるわけでありまして、それから、関税率以外の問題、特にダンペン法の問題等につきましては、ガットの会議の場あるいはアメリカとの交渉の場におきまして、日本の輸出にとりまして、アメリカ国内の法制がわが国にとって不利にならないような方向でアメリカと折衝すること、今後やってくるべきことが必要だ、こういうふうにお考えをしております。

○武蔵委員 この問題を議論しておりますと時間がないへん経過いたしましたから次に進みますが、今日の地域別の輸出入状況というのを見ますと、日本の貿易構造というものをやはり再検討する必要があるような数字が出ておる気がするわけでございます。四十年はアメリカとの関係は対等取引になつて、たいへん改善されておるわけでありまして、非常に輸入超過の国、東南アジアには輸出が一方、アフリカも輸出超過一方、こういう姿が日本との長い間の貿易構造から生まれた結果であります。そこで、四十年の輸出入の実績でアメリカは一体どういふことになっておるのか、四十年の集計を伺います。

○今村説明員 四十年の数字を申し上げます。アメリカ合衆国に対する輸出額は二十四億七千九百万ドル、全体に対して占めます比率が二九・三%でございます。それから、同じくアメリカからの輸入でございますが、二十三億六千六百万ドル、占める比率が二九・〇%でございます。

○武蔵委員 初めにアメリカとの関係で輸出超過になつたのが昭和四十年、それ以前の統計数字を見ると、ずっと輸入超過である。約四億ドルから五億ドルの間で常に輸入超過であつたわけでございます。四十年は非常に好ましい方向に変わつてき

た。そこで、これがこのままずっとこういう大勢で推移するのか、それとも、ホンダドリームのオートバイも今度は輸入規制をする、あるいは鉄鋼についても輸入の規制をしようとして動いておる、あるいはハルトケ、ハーロン提案の改正案なるものも国会にすでに上程されている、そういうようなものもろもろのアメリカの日本品に対する規制の強化の動きが非常に顕著になってきておる。私はそれを非常に心配をしておるのですが、そういう面から見ると、せっかく昨年一年間改善されたこういう形というものは今後持続されるものかどうか、その見通しはどうかですか。

○今村説明員 たいま御指摘のように、対米貿易の輸出の均衡は、過去において恒常的な輸入超過という状況でございます。幸いに、昨年は非常な輸出の膨張及び輸入が非常に伸び悩まされたためにたいま申し上げましたような数字になったわけでございます。最近のアメリカ経済の成長の状況から見まして、予想される程度の将来につきましては、やはり日本の輸出は順調に伸びていくだろうというふうに考えております。それから、輸入のほうは、日本の経済動向によりまして、近い将来におきましては、現在のよくな均衡あるいは若干の輸出超過という好ましい状態が予想されるものと思っております。

○武蔵委員 そうすると、鉄鋼の問題にしても、あるいは食器類にしても、いろいろ自主規制をさせられ、輸入制限的な強硬なアメリカの態度が濃厚になってきて、昨年のような趨勢を今後もたどる、四十一年度あるいは四十二年度までぐらいい見通した場合には、ここ二、三年間は去年のような推移をたどるであろう、こう見ておるわけですか。

○今村説明員 いろいろ問題は確かにございますけれども、全体としては対米輸出は好調な経過をたどるものというふうに私は予想しております。

○武蔵委員 そこで、この貿易額から見ると、日本の特に外貨をかせぐ輸出市場としては、東南ア

ジア——中近東は輸入超過で、たいへん日本のはうが入り過ぎておりますが、台湾、韓国、アフリカ、こういうところが日本の輸出超過国の代表的なところですか。こういうところは、今日非常に国内が不安定で、輸出はしたものの、どうも政策があるところにつき債権になって損をする。それが国家の資金で一応輸出入銀行の肩がわりみたいな形で、ときには国損を生ずる場合もあるであろう、こういう不安定な貿易構造でありますから、これをできるだけやはり変える努力をしなければならぬ。そういうような面における通産省の業者に対する指導というのは、一体どういう指導方針を立てて貿易構造の改善をしようとしたのか。たとえば、北朝鮮、中国、ソ連、こういうようなところから原料を入手して、さらにそれを販売する先をラテンアメリカ、こういうような方面で、改善しなければならぬEJC、その他の西欧諸国、こういうような方面にもっと向けていく、やはりこれは適切な国の方針を立てていかないと危険性を常に伴っていく、こういう感じがするのであります。その辺の指導というものはどういう方針を立てておるのでありますか。

○今村説明員 たいま御指摘のように、貿易のバランスが、ある一定の地域に対して非常に著しい出超になっておる、それからまた、他の地域に対しては非常に入超になっておる、あるいはまた、一つの地域に非常に集中して依存しておる、これは理想的に申しますと、必ずしも好ましいことではございませんので、なるべく多元的に貿易を進めていくというのが基本的にはとるべき態度だと思っております。ただ、現在発展途上の国は、たゞいま御指摘のように、経済的にもたいへん競争力が不足してございまして、生産費が高いというふうなわけで、経済的な条件が悪い上に、場合によりましては、政治的にいろいろ不安定条件もありまして、いろいろ問題がありますが、結局、この発展途上国の経済力を高めていくということが、将来の日本の貿易の運命にも非常な影響がございますので、たゞいまのところは、これらの国からの輸

入というようなものも、経済原則だけに照らしますと、なかなか困難なのが実情でございますが、やはりこれは経済協力、借款の供与というふうないろいろな方法を組み合わせて、なるべく発展途上国との貿易を推し進めていく、こういうふうな指導しておる次第でございます。

○武蔵委員 通算局の方々にいまことに気の毒なものであります。きょうは私の持ち時間二十分という話で始まったのですから、せっかく足を運んでもらったのですが、あと二十二日の日に事務当局には詳しくお尋ねしたいと思っております。

○武蔵委員 事務当局、いまの大臣の答弁、間違いないと思いますか。

○鈴木(秀)政府委員 本日現在幾らあるか正確に記憶しておりませんが、大臣の数字より若干多いのではないかという感じがしております。

○武蔵委員 若干じゃないですよ。三千万ドルと日本経済新聞や他の新聞に発表しております。おそらくこれは政府の発表した数字だと思っております。一千万ドル違いますよ、三百六十億円。これは大臣、ちょっとインドネシアに対する認識——つい最近インドネシアの問題について閣議をやったばかりではございませんか。私はそれをお尋ねするのであります。大臣、日本の政府は十五日の日ですか、閣議を開いて、インドネシアにこれから日本政府としては援助しよう、こういうことがございましたというところが新聞に報道されました。十五日の夕刊に各紙一斉に出たのですから、あなたは閣議に臨んでおられたと思うのですが、臨んでいたか、これはどうですか。

○福田(赳)國務大臣 焦げつきの額は、十日か二週間くらい前の状況では大体二千万ドルですが、その後またふえてきたものがあるようです。多少

それを上回っておる。しかし、おそらく三千万ドルにはいっていないのではないかと、お尋ねに思っています。この間の閣議では、いま武蔵さんのおっしゃったような状態ではないのです。今度政策が行なわれた、政局はきわめて流動的な状態だ、しかし、これが安定して援助を求められるという際には前向きで対処しよう。こういうふうな話でありました。具体的に何もありません。

○武蔵委員 そうすると、閣議では具体的に何もきまっておらない。外務省が独走しておるということになりますか。外務省はインドネシア向けに経済援助をやるのだ、そうして三千万ドルの問題についても、西ドイツやオランダやその他の債権国との会議がなかなかうまくいきそうもない、そこで、これらの会議を待つまで時間的余裕がない、日本は独自でインドネシアの外貨危機を救済しよう、こういう方針を外務省としては打ち出しております。もし新聞がうそだといふなら別ですよ。新聞なんかあてにならないといえれば別ですが、新聞の切り抜きをはっきり読んであげてもいい。そうすると、一体、商売をやって貸しが出てきて、しかも百二十日の手形がやっておると、あるいはまだこれから不渡り手形がふえるかもしれない。そうすると、債権額はまだふえるかもしれないですね。そういう事態のときにスカルノが失脚しそうだという報道があったら、とたんに日本政府は軍部政府をひとつ支援しようというふうな印象を与える援助を考へる。これはどうも日本の民主主義を標榜する政府のとるべき態度ではないと思うのですが、大蔵大臣はいかがな見識を持っておりますか。

○福田(赳)國務大臣 外務省が何と言ったか、私、新聞を見ておられませんけれども、インドネシアの問題というものは、これは応急的な問題とそれから恒久的な問題があるだろうと思っております。応急的な問題というのは、インドネシアの民生に関する問題、当面非常に食糧が困窮しておる。そこで、政情不安の一つの大きな原因ともなっておるわけですが、そういう問題を一体どういふ

ので、これがこのままずっとこういう大勢で推移するのか、それとも、ホンダドリームのオートバイも今度は輸入規制をする、あるいは鉄鋼についても輸入の規制をしようとして動いておる、あるいはハルトケ、ハーロン提案の改正案なるものも国会にすでに上程されている、そういうようなものもろもろのアメリカの日本品に対する規制の強化の動きが非常に顕著になってきておる。私はそれを非常に心配をしておるのですが、そういう面から見ると、せっかく昨年一年間改善されたこういう形というものは今後持続されるものかどうか、その見通しはどうかですか。

うにインドネシアとすればしていくのだからか、
こういう問題がある。同時にもう一つは、日本を
含めて、各国に非常に多額の債務を負負ってお
るわけです。この債務を一体どういうふう
に処理していくか、こういう問題に当面してお
ると思います。これが見当がつかないという
こと、正常貿易は各国との間に始まらない、
こういうことかと思ふのです。それで、こ
れはインドネシアがどういふふう
に処置するかという問題、日本に直接関係
のある問題ではございませんけれども、当
面の対策については、インドネシア自
体がいろいろ考へておるといふふう
に伝えられております。

それから恒久対策につきましては、これはやは
りインドネシアが各国と正常貿易を始める、
その前提として決済の計画を立てるという
ためには、インドネシアの経済再建計画とい
うようなものが、インドネシアとして
はどうしても必要である、こういう段階
かと思ふのであります。そういう経済
計画が立ち、また、それに伴う決済計画
というふうなものもできるという際に、
私はどの国もインドネシアの問題を背負
つて立つというふうな国は一つもあ
り得ないと思ふ。そこで、自然に国際
コンソーシアムというふうな問題がど
こなく起こってくる傾向をたどるであ
らう、こういうふうな思ふのですが、
そういういろいろな問題を飛び越えて、
日本だけがインドネシアの問題を引き
受けるのだというのを外務省が言うは
ずはない。もしそういうことを言つて
おるとすれば、これは独走であります。

○武蔵委員 私実は外務省の独走だと大蔵大臣の答弁が出るだろ
うと思つておつたのであります。が、
結局、この責任は、為替局長ですか、
輸出銀行ですか、この三千万ドルの
焦げつきについては、政府機関として
はどこの一応肩がわりして資金を出
すことになりませんか。輸出入銀行
ですか、それとも別な機関で代位弁
済みたいな形になっておるのですか。

○鈴木(秀)政府委員 たいだいま滞つてお
ります三千万ドル、私、正確に覚えて
おりませんが、若干少

ないといつたとしても、その金額を前提
として考えますと、大部分が民間の通
常の輸出で行なわれたものでござい
ますから、輸出入銀行が出しておるも
のもちろん若干はございますが、大部
分は民間のものでございます。したが
いまして、もし向こうが払つてこない
場合には、保険の事故として、通産
省にありまして輸出保険特別会計の
さしあつたての負担というものにな
るわけでございます。現在はいしあ
し保険会計に全部がいつておるわけ
ではございません。

○武蔵委員 局長、これは次の二十二
日の私の質疑までの間にひとつ資料を
整えて、民間ベースで完全にやつて
いるもの、あるいは輸出入銀行を経
由して、輸出入銀行が代位弁済した
形での支拂い、それぞれ性格の違
う取り引きについては資料で提出願
い。きょうは、せつかく皆さんに足
を運んでいただいたのであります。春
日委員との約束がありまして、非常
に簡単な質問しかできないで政治論
だけで、これから詳しく、こまか
く二十二日には質問したいと思
いますから、きょうはひとつ御了承願
いしたいと思います。

○三池委員長 春日一幸君。

○春日委員 私は、所得税法、法人
税法並びに相続税法の三税法、い
よいよ査詰まつておるようござい
ますので、この三案に關係をいたし
まして、特に政策的見地から大臣に
所見を伺つて、今後の善処を求め
たいと思つております。

第一番にお伺いしたい点は、事業所得
者の専従者控除の問題についてござ
います。一、この税法の中で事業所得
に対する専従者控除の制度が設けら
れております政策目的は何か、また、
その理由は何か、まずこの点につ
いて御答弁を願います。

○塩崎政府委員 お尋ねは、現在事業
所得者についてございますところの
専従者控除の趣旨いかんという問題
だと思つております。御存じのよう
に、事業所得は当然収入から必要
な費用を控除したものが所得でござ
います。費用の中にどういったもの

入りますか、これは企業経理の慣行
その他でございしますが、もちろん
その中に、使用したところの、従
事した従業員に支払いました費用
が入ることは当然でござい
ます。そこで問題は、家族労働に
対する報酬が事業所得をあげるに
必要な費用として控除されるか
どうかという問題にならうかと思
います。私どもは、厳密な意味にお
きましての費用というものは、法
律上の契約的な費用だと思つて
ございします。そのような意味に
おきまして、他人を使用しました
場合に支払つた賃は、契約上の
費用といたしまして、これは当然
費用を構成すると思つてござい
ます。御存じのように、現在の
日本の家族社会のもとにおきま
して法律的な雇用関係ももちろ
んございしませんし、さら
にまた、それに基づきまして法律
を適用した上での厳格なる賃
金支払というものは見受けられ
ないでございします。しかしなが
ら、現実には他人に支払つた場
合には、その支払つた給料は費
用として控除できるのに、な
ぜ家族労働を使った場合に控除
できないかといった問題がその
次に提起される問題でござい
ます。ことに、その中小企業
者が、かりに法人企業の形態
をとつた場合には、その事業主
を含めて雇用関係が成立した
として費用が認められる、そ
れとのバランスから見てもどう
であらうか、こんなことが思
われるわけではございません。そ
のあたりはなかなか日本の家
族社会に根ざした深い慣習が
ございしますので、むずかしい
わけではございますが、そうい
つた家族労働報酬の費用性を
幾分考慮しながら、しかも
また、家族労働報酬についての
税務上の認定を容易にする意
味におきまして、画一的な基準
ではございしますが、税法で
一定の限度を青色申告者に
画し、白色申告者につきましては、
所得金額を一定いたしました
控除しているのが、専従者
控除の趣旨でございします。

○春日委員 時間もだいぶ過ぎて
おりますので、できるだけ簡潔に、
要点を集約して私も質問を
いたします。しかし、塩崎局長の
御答弁は、まるでずぶのしろうと
にかんで含めるような御答弁で、
不肖のごとき大ベテランに
対しては無用に存じます。だから、
論理の骨子を整理してひとつ
御答弁願いたい。あと二点ござ
いますから。それで、この制度を
設けた趣旨というものは、これを
整理して申しますならば、所得
を得るに必要なる経費という
ものは、法人ではこれが損金に
算入されておる。したがつて、
法人と個人との負担の均衡をは
かるといふ観念からこういう
制度が設けられたと見るべき
ではないか。他人の労働の対
価として支払つたものは経費
として損金算入を認められて
おるが、家族従業者については
そこに若干の不明確さがある
ので、最高限度額を法定した
ものと見るべきである。だから、
整理して言うならば、法人と
個人との負担均衡の原理の上
に立つてこういう制度が設定
されたものと見るべきである
と思つて、この点いかが
ですか。

○塩崎政府委員 私は、法人
企業ならば控除できない点も
加味されてこの制度はでき
上がつておると思つてござ
います。これによって完全に
法人、個人とのバランスをと
る意味で設けたとも考へて
おります。

○春日委員 もとよりそれが
オールマイティでござい
ません。負担の均衡をはか
るという一つの目的とし、
同時に、中小工業者の担
税力並びに中小企業の安
定と振興をはかつて、そ
して中小企業所得の負担
の軽減をはかるといふ政
策的意図というものが加
味されておる。そういう
ものがあるから、大体大筋
は二つのものではないか、
いかがですか。

○塩崎政府委員 政策的意図
となりまして、なかなか
私はむずかしい表現だと思
いますが、家族労働報酬を
払う企業の担税力を考へ
た点は、税法上でござ
いますから当然考へられて
おると思つてござい
ます。

たします。しかし、塩崎局長の御答
弁は、まるでずぶのしろうとにか
んで含めるような御答弁で、不
肖のごとき大ベテランに對して
は無用に存じます。だから、論
理の骨子を整理してひとつ御
答弁願いたい。あと二点ござ
いますから。それで、この制度
を設けた趣旨というものは、
これを整理して申しますならば、
所得を得るに必要なる経費とい
うものは、法人ではこれが損
金に算入されておる。したがつ
て、法人と個人との負担の均
衡をはかるといふ観念からこ
ういう制度が設けられたと見
るべきではないか。他人の労働
の対価として支払つたものは
経費として損金算入を認めら
れておるが、家族従業者につ
いてはそこに若干の不明確さ
があるので、最高限度額を法
定したものと見るべきである。
だから、整理して言うならば、
法人と個人との負担均衡の理
念の上立つてこういう制度が
設定されたものと見るべき
であると思つて、この点い
かがですか。

○塩崎政府委員 私は、法人
企業ならば控除できない点も
加味されてこの制度はでき
上がつておると思つてござ
います。これによって完全に
法人、個人とのバランスをと
る意味で設けたとも考へて
おります。

○春日委員 もとよりそれが
オールマイティでござい
ません。負担の均衡をはか
るという一つの目的とし、
同時に、中小工業者の担
税力並びに中小企業の安
定と振興をはかつて、そ
して中小企業所得の負担
の軽減をはかるといふ政
策的意図というものが加
味されておる。そういう
ものがあるから、大体大筋
は二つのものではないか、
いかがですか。

○塩崎政府委員 政策的意図
となりまして、なかなか
私はむずかしい表現だと思
いますが、家族労働報酬を
払う企業の担税力を考へ
た点は、税法上でござ
いますから当然考へられて
おると思つてござい
ます。

勘案しながら支払いのマキシマムを設定した、こういふふうじに判断すべきであると思ふがいかがですか。

○塩崎政府委員 お尋ねは、なぜマキシマムをこういふふうじに設定したか、こういう御趣旨かと思ふますが、マキシマムは、これは私が最初に申し上げました、わが国の家族労働報酬の実態、さらにまた、納税者と税務署との間のトラブルを少なくするといふ意味からこのマキシマムがでさ上がった、かように私は考えております。

○春日委員 私は、あとで大臣に政策的に問題点を説明願ひたいと思ふのでありますが、いままで、すなわち、二十歳未満の者と二十歳以上の者と三万円の格差がございましたね。ところが、今度はこれを一律にいたしました。この積極的な理由は、何でございますか。

○塩崎政府委員 これまで二十歳という区分を置いておりましたのは、春日委員御存じのように、私が最初申し上げました概括的な基準でございませうけれども、二十歳程度を境にいたしました家族労働報酬の金額は間違いがあるのであらうといふふうり考へておいたのでございませう。しかし、今回これを改めましたのは、先ほど申しました、これは最高限でございます。青色申告者につきましては、二十四万円というの最高限でございます。また、さらにまた、扶養親族控除につきましても年齢区分をやめたことと同じように税務の簡素化をはかりたい、こういう趣旨でございます。

○春日委員 だから、最高限というの一人当たり二十四万円ということでございます。家族専従者が三名あれば三名、五名あれば五名、こういうことでは、

○塩崎政府委員 一人当たり二十四万円ということでございます。配偶者その他子供さんが専従者ならば、そのような計算になります。

○春日委員 家族間の雇用契約というものが不明確である、幾ら払つておるかということに対してなかなか立証したい、こういう立場から、その立場をも含めてこのマキシマムが設定されておる

と思ふのでございます。その理論については、われわれはマキシマムがはなはだ低いので、したがって、これは十八歳以上二十歳までの者も二十歳をこえる者も大体同じであるべきであるといふ所論を長くやつてまいりました。ようやくそのわれわれの主張が今回実現を見たといふわけでございます。一方、このような質疑応答を踏まえて私は大蔵大臣に伺ひたいと思ふのでございませうが、今回の制度の改革によりまして、青色申告は二十四万円に引き上げられた。できるだけその実費弁償が現実即事するようにこれを高めようといふ意味で高められてまいつたと思ふのでございませう。しかるころ、この白色申告は青色申告に比べて九万円の格差があるわけでございます。

言うならば、いままで白色申告は十二万円であつたものが、二十歳未満については十五万円、十八歳未満については十八万円ということだから、三万円と六万円の差しなかつたものであります。が、今度は一律に九万円の格差というものがあらわれてまいつたのです。由来、この専従者控除といふものを制度として設定した趣旨といふものは、一つには、これは法人と個人との間の税負担の不均衡を是正しようという目的もあるし、あるいは中小企業所得者の負担の軽減をはかりたいといふような意図もあるし、それから、事実上家族相互間における雇用契約といふものに基ついての支弁といふものについても、これもなかなか立証しがたいといふ面等もあつて、おのずからそこにマキシマムが設定されてその調整がなされてまいつておるわけでありませうが、これらの三つの要件は、白色申告と青色申告との間にこのよう大きな格差を設定しなければならぬという積極的理由は発見し得ないと私は思ふ。すべからずこれは同一になすべきである。法人と個人との間の負担の均衡であるならば、青色も個人であるし、白色も個人である。個人企業であることには変わりはない。両方とも中小企業者であることに変わりはない。

政策的にフューバーを授けなければならぬ対象として、資格、条件上何らの差異はない。それから、支払の事実関係の実証についても、その不明確さについては同じことである。同様のものが、白であるのと青であるのとによつてこのよう大きな開きがあるといふことは、これは徴税理論上あるいはまた政策上論理が合わないと思ふし、実態に即さないと思ふ。このような格差を特につくらなければならぬといふ理由は一体何であるか。

○塩崎政府委員 仕組みでございますので、私からちよつと趣旨だけ申し上げたいと思ひます。春日委員から基本的な仕組みにつきまして御質問がありましたので、私から大臣の御答弁の前にお答えを申し上げたいと思ひます。

青色申告者と白色申告者によりまして、専従者控除の仕組みが相当違つておることは御指摘のとおりでございます。このことはなぜかと申しますと、私どもの考え方では、やはり青色申告者は、現在の税法のもとでは、企業と家計は分離したものだ、個人企業形態ではございませうが、法人企業形態まで至らないものにつきましても、企業と家計は分離したものである、これが第一点であります。したがって、その報酬を支払つたならば、その支払い金額は明瞭に家計から分離されておる、こういう前提に立っております。したがって、仕組は、この二十四万円というの最高限でございます。給与を支払う、たとへば十八万円でもいい、十七万円でもいい、十五万円でもいいという考え方に立っております。そこは企業形態を認識してございませう。そこは、家族労働の報酬を青色事業者は事業主の立場で判断できる、こういう立場でございます。

それから第二に、この青色申告は中小企業者に相当利用できる制度でございます。簡易帳簿もございまして利用ができる、したがつて中小企業者は青色になれる、そういうふうり考へております。一方、白色申告者は、御存じのように、農業所得者を対象として私どもはその仕組みを考へております。農業所得者は、御存じのように、帳簿をつけることになじまないもの、企業と家計とい

うものが分離できないものといふ前提が私どもには強く考えられるのでございませう。そういう意味では、帳簿をつけなくても、専従者の要件として一定限度の、たとえば労働時間、そういう簡単な外形事情から判断いたしました家族労働報酬を概括的に引こう、こういう趣旨でございます。十二万円を引く、今回これを十五万円といたしましたのは、そういう趣旨でございませう。白色者につきましては、いま申し上げましたように農業所得者を頭に置いてございませう。農業において立証される他人労働、農村労働における支払い賃金を主軸として考へてございませう。中小企業はできる限り青色申告者になつていただく、そうしてまた、青色申告者の最高限度ではあります。二十四万円の専従者控除を利用していただく、かように考へてございませう。

○春日委員 ただいまの御答弁によると、このような専従者控除の恩典、恩恵といふものを特に青色に高めておくことによつて、白色を青色化せしめるというような指導的效果といひますか、えさでつると申しますか、こういうような意思がひそめられておるようには私は承ります。とにか、現実の問題として白色申告という農業者以外の納税者は相当あるでございませう。いかがですか。

○塩崎政府委員 青色申告の普及状況につきましては、先般国税庁の次長から御説明がございませうが、約五四%、営農業者についてでございます。それはだんだんと率は高くなつております。先般申し上げましたように、今後はまた青色申告者の簡易帳簿の制度をさらに簡素化したし、これを普及せしめたい、かように考へております。一方、農業者について見ますと、青色申告者は三%くらいしかなく、こういう実情でございます。

○春日委員 いずれにしても、四七%のものが白色申告なんでございませう。五三%が青なら

ば、残されたものは白、四七%という多数のものが白色である。だとすれば、このような専従者控除という制度が政策的に必要とされ、制度化されておるといふ根源の理念にさかのぼって判断をすれば、これは幾分均等、同じものであつていいと思ふ。問題は能力の限界だと思ふ。われわれは、その点を高い政治的立場に立つてものごとを判断せなければならぬのであります。すでに青色申告の制度が制度化せられてからこれが残存してまいつた実績は認めなければ相なりませんけれども、相当の年月をかけてもなおかつ青色化することのできないというものは、もう能力が非常に乏しいものであると判断をすべきであらうと思ふ。力の限界の問題であらうと思ふ。何といわれたって、税金が重かろうと軽かろうと、そんなものではないんだ、どぶり勘定でやるしかないんだ、こういう人々が現在の徴税行政に対応し得る納税者の実態ではないかと思ふのです。だとすれば、制度というものは、青色申告にせしめるために税法があるわけじゃないのですよ。負担均衡の原則、応能、たとえ、担税力ある者には強く、担税力なき者には薄く、こういう立場から制度が編まれておるのでございますから、いよいよよもって、担税力の乏しき者に対しては、税法はやはり担税力乏しき者、能力乏しき者に対しては、私は、法律のフューバーは最高限度に適用されてしかるべきである、極言するならば、青色申告にもならないような、どぶり勘定をしておるような働きの商人、こういうものにはできるだけの減免措置が十二分に行なわれていいと思ふ。税金の法律というものは、そういう連中を青色申告に持つていくために組み立てられてるものではない。それは一つの便宜的な手段にしかすぎないのであつて、本質的な問題ではない。本質を忘れてはいけなかつたと思ふ。便宜的に本質が変えられていかぬと思ふのですよ。だから、本質は何であるかといふと、冒頭申し上げたように、これは負担均衡の原則があるではないか、中小企業に對する保護政策が含蓄されておるではないか、こ

のような二本の柱の上に立つて判断すれば、白も青も同じように二十四万円にされてしかるべき問題であると思ふのです。この問題は、私がいまここに唐突にこられた意見を述べておるわけではない。これは業界あるいは徴税学者の間においても少なからず強調されておる理論でもあるわけなんです。政治家として大臣は、このような問題点についてどういふ判断をされますか。

○春日委員 私、これは大臣が十分しゃくされてないのではないかと思ふのでありませう。というのは、この最高限度額の設定なるものが、うんと高いものであればよろしい。ところが、実際に二万円といへば、いま二万円くらいの実質給与なんというものは、月給なんかありはしません。実際問題として二十歳を過ぎた者、あるいは三十歳、三十五歳の働き盛りの者であつてとにかく二十四万円、月給二万円以上の支払いを認められないのだから、それは不確定要素といふふうな断定して、とにかくこの程度までは払つたものとみなすといふことで、事実上二万円までということになつておるのでございませう。実際の社会通念上、サラリーの現実といふものは相当の年齢の者、二十歳を過ぎた者が二万円かれこれの給与といふようなことはあり得ないけれども、実際に支払われた額を支弁せしめるといふのであるならば、これは法人のほうと同じことになつちやうののだが、法人成りにしない、個人の形でそのような負担均衡をはかつていこうといふことであるならば、払つたか払わぬかわからぬし、家族従業員はその他にも便宜を受ける面もあるからといふことで、いろいろの要素がからみ合つて、実際の経済社会では、うんと、三万円も三万五千円も払われておるものを二万円に押えておこう、こういうことを十分念頭に置いて判断をするならば、白色においての最高限度額といふものも、これは私は青色を念頭に置かないで、経済社会において支払われておるその通常のサラリーといふものを念頭に置いて判断をすべきものであると思ふのです。そういう意味だから、私は何らかのハンディをつくらなければならぬと思ふ、いままでのハンディは三万円と六万円であつたものが、一躍ここに大きく間隔を置くに至つたわけですね。九万円という形になつてきたわけですね。一方、徴税理論をなす者たちの研究によれば、これは理論的に一緒であつていいのだ、政策的に一緒であつていいのだという理論も現存しておる。そういう中で、それに逆行して、断層を大きくするといふこと

は、私は非常に矛盾撞着が大ききここにあらわれきたものではないかと思ふが、この点どうなんでしょうか。最高限度といふものは、実際社会で払われておる月給よりもうんと下に押えられているのですよ。うんと下に押えられておるの中で、さらに青色との間にそんな三割以上の開きをつけるということは不当なことである。税法は幾分均等の原則の上に立たねばならぬのであるから、同じ個人企業であり、同じ零細業者であるものが、青色であるのと白色であるのと、色だけでそんなに大きな開きをつけるというところは、私はあまりすばら過ぎると思ふ。あるいはずさん過ぎると思ふ。この点どうですか。

○福田(越)國務大臣 専従者控除の根本趣旨は、あなたのおっしゃるようなことと思ふのです。しかし、それを具現するやり方が、これは青色と白色と違つておる、こういうところを問題にされておるようでありませう、これは制度のたまたまがそういうふうになつてしまつたのであります。つまり、青色でいいますれば、これは限度をきめておるのですから、その限度内において実際に幾ら払つたか、こういうことなんで、これは青色でいへば、ほんとうは限度を設けないで、そして現実に支払いをする、そういう額を採用すべしという議論もあるくらいなんです。そうするといふ議論も立つわけなんです。ところが、実際問題として、家族労働者だと判定困難だといふので、職務と個人との間のトラブルをなくそう、こういうことから限度といふものを引いておる、こういうことなんです。ところが、白色のような、現実に幾ら支払うのか、これはもう帳面があるわけじゃないのですから、全然わからない。これは天降りといふか、ある一定のところやらなければならぬ、こういうことになつておるわけでありまして、したがって、どうもあなたのおっしゃるやうに、かりに白色を青色と同様にすることになると、今度は青色に不利になつちやうのです。青色のほうはその限度内において実際の支払つた額、それを採用する、こういうことになつたと思ふので、これはもうあなたのお話を實際化しようと思つと、税率の変更といふようなことでなくて、もう少し根本的な改正にまで発展をする、そういう問題かと思ふのです。

○春日委員 私、これは大臣が十分しゃくされてないのではないかと思ふのでありませう。というのは、この最高限度額の設定なるものが、うんと高いものであればよろしい。ところが、実際に二万円といへば、いま二万円くらいの実質給与なんというものは、月給なんかありはしません。実際問題として二十歳を過ぎた者、あるいは三十歳、三十五歳の働き盛りの者であつてとにかく二十四万円、月給二万円以上の支払いを認められないのだから、それは不確定要素といふふうな断定して、とにかくこの程度までは払つたものとみなすといふことで、事実上二万円までということになつておるのでございませう。実際の社会通念上、サラリーの現実といふものは相当の年齢の者、二十歳を過ぎた者が二万円かれこれの給与といふようなことはあり得ないけれども、実際に支払われた額を支弁せしめるといふのであるならば、これは法人のほうと同じことになつちやうののだが、法人成りにしない、個人の形でそのような負担均衡をはかつていこうといふことであるならば、払つたか払わぬかわからぬし、家族従業員はその他にも便宜を受ける面もあるからといふことで、いろいろの要素がからみ合つて、実際の経済社会では、うんと、三万円も三万五千円も払われておるものを二万円に押えておこう、こういうことを十分念頭に置いて判断をするならば、白色においての最高限度額といふものも、これは私は青色を念頭に置かないで、経済社会において支払われておるその通常のサラリーといふものを念頭に置いて判断をすべきものであると思ふのです。そういう意味だから、私は何らかのハンディをつくらなければならぬと思ふ、いままでのハンディは三万円と六万円であつたものが、一躍ここに大きく間隔を置くに至つたわけですね。九万円という形になつてきたわけですね。一方、徴税理論をなす者たちの研究によれば、これは理論的に一緒であつていいのだ、政策的に一緒であつていいのだという理論も現存しておる。そういう中で、それに逆行して、断層を大きくするといふこと

○福田(越)國務大臣 春日さんが、二十四万円、つまり月二万円ではどうも低過ぎる、そういう議論なら議論として私はわかりませう。しかし、最高限度額である二十四万円と、そうじゃない一律にどぶり勘定下においてきめなければならぬ白色の場合の控除額、それとを一緒にすべしという議論は私にはわからぬ。

○春日委員 とにかく、青色申告は家族労働であり、同一生計の中にある者に対象が限られておるわけですね。だから、親とその子供ぐらゐのものじゃないですか。女房ぐらゐのものじゃないですか。そういうような親子関係で、給料が幾ら払われておる、幾らもらつたかという立証は事実上できない。一方的に言うたものを取り上げていくから、そのような意味において、その所得を得るに必要な経費といふものが法人では見られておるが、はたしてその経費がかかつておるかどうかが立証できないから、実際は、最高限度をこの限度に押えていこうという二十四万円の設定であるから、これ以下であるという場合は少ないであらう、こういうことで、うそをついたって、それはつきやうがないのだ。そを見破るといふのはなく、うそをついたところではそれは全然効力のないうそである。こういう形にするために、経済社会における一般的給与よりもうんと下に二十四万円

ということが設定してある。だから、その立場に立って、白色と青色とをどうするかという判断を求めていけば、こんなものは同じであっていいではないか、こういうことになるんじゃないですか。これは主税局長の答弁を求めてもよろしいが、私は、この点は大蔵がもう少し実態に即してよくの質問をそしやくされて御答弁にならぬと、いつまでたってもこれは解決がつかぬ問題だと思つて、ぼくは思ひつきで言つておるのじゃない。これはひとつの徴税学者たちの意見を根拠に——全部の意見がそうだとはいわれないけれども、そうして、多くの中小企業者の要望もそこにあるので申しておる。このようにならぬと、やはりその気になつて判断をするのと、拒絶の気がまえの上で答弁するのではだいたい違ふと思つて、こういう問題は非常にアローアンスのある問題ですから……。

○塩崎政府委員 たいだいま私も申し上げましたように、この制度は現在のわが国の中小企業あるいは農業の実態に立っている制度だと思つてございします。おつしやるように、企業と家計が完全に分離し、さらにまた、その分離のもとにおきまして、家族労働に対して適正なる報酬が支払われる慣習がつきましますれば、あるいは春日委員のおつしやるようなことが私はでき上ると思つてございします。そういう意味では、外国におきましてはこんなような特殊な制度はございしません。しかし、ドイツなどの例を見ますと、家族労働報酬がはたして適正であるかどうか、自分の事業主に帰属する利益が、子供に相続税の目をかすめて入っているのではないかとというような判例がきわめて多く出ているのが実情でございします。私は現在の制度は完備だと思いませんし、青色と白色の区別があること自体、決していい制度であるとは思いませんけれども、いまの現状において、これはやはり現状に適した制度ではないかと思つてございします。青色申告者に対しては二十四万円となつて、その低さがまだ訴えられ、完全給与制度の声はあるのでございします。しかしながら、家事労働をしなから、同事に店の手伝いを

する配偶者等につきまして、はたしてこれがどの程度引かざるべきかどうか、盛んにいろいろな面から批判もございします。ことに、配偶者控除は、いつも議論になっておりますけれども、家事労働しか扱わない給与所得者の配偶者は十三万円である、ところが、家事労働の合い間手伝う中小企業者の奥さんは——そこまで労働の認定がまさしく良心的にいざますればいいかもしれませんが、二十四万円までいき得る、このあたりに私は税務のいまの現状においてなかなかむずかしさがあろうかと思ひます。さらにまた、白色者につきまして、これを青色申告者というふうな帳簿をつけさせて給与を支払ふことがなかなかむずかしい面もあり、そうかといつて、これを全く扶養親族並みに、(昭和)三十五年以前のように扱うことも現状ではむずかしい、ことに農業後継者等の問題もたくさんございします。そんなようなことを考えますと、春日委員の言われる家計と企業を分離するよりな方向、私はそういう意味で、先般大蔵委員会に申し上げましたように、青色を簡素化して、全般的に青色になつていただくのが中小企業としていい道ではないか、これはなかなかむずかしいのでございしますが、これはひとつ別途の方向で、やはり同じような帳簿をつけるようなことを進めていただく、そして、青色と白色の区別をなくする方向に税制を持つていきたい、こんなふうに考えております。

○春日委員 私はもう少し少し問題の力点を交えて伺いをいたしますが、その観念でいままでやられてきたかと思つて、ところが、二十歳未満の場合、いままで青が十五万円であった、白が十二万円であった。その差額は、白の立場からすると二割五分の差です。差が二割五分でしかなかった。ところが、今度の十五万円から二十四万円になつたということ、六割の差ということになるのです。これは現実の問題として割目すべき事柄である。青と白とは似たような立場であつて、同じような実態なんだけれども、ただ帳簿のつけぐあいによつて違うのだからということで、十八歳未満の差が二割

五分でしかなかったものを、今度はことさらに六割の開きが二十歳までの場合はあらわされてきた。特に家族専従という形になれば、私は未成年の者が多かるうと思つて、一人前の者になれば世帯を持つていく、独立の生計を営む形にもなるうし、あるいはよそへ働きに行く場合もあろうし、だから、十八歳以上二十歳までの比較的家庭専従に従事する度合いの多い面において、いままで青白の關係では二割五分の差が今回六割の差を生ずるに至つた。こんなに大きな開きをつけなければならぬという積極的な理由が政策的に私はどうしても理解できない。この点どう思ひますか。

○福田(赧)國務大臣 主税局長に答弁いたさせます。○塩崎政府委員 いま青色申告者につきまして完全給与化の運動があることは御存じのとおりでございします。したがつて、青色申告者の立場から申しますれば、まず限度を置くことと自体がいけない、こういう御要望のあることは御存じのとおりでございします。そういう御要求もございしますが、一方、私が申しました、非常にむずかしい家族労働の実態、さらにまた、家族労働の実態もさることながら、給与所得者その他の税負担のバランスも現在において国民から訴えられるところをございします。家事労働と生産労働との面の区別のむずかしさ等を考えますれば、やはりいまのところ限度を置かざるを得ない、しかし一方、家族労働報酬も最近の賃金の上がり等を考慮しなければいけない、そのあたりの悩みがございしますが、そのあたりをしんじやくいたしまして、青色申告者につきましては、税務の簡素化の見地を考慮いたしまして大幅に引き上げたのがこの二十四万円でございします。

も、費用の理論から見ると、白色のほうは企業と家計が分離してないといふれば、それでも一律的に引かざるを得ない、そういたしますと、私どもは、農業所得者を中心として、その家族労働報酬を、画一的でございしますが、一律に認定せざるを得ない。そうなりますと、二十四万円という数字はどこからも出てまいりませんし、農村におけるところの他人労働の報酬の対価は、ますます十五万円程度と見て済むのではないか、このあたりに根拠を引いて一律に控除すれば足りるのではないか、こういうふうな考えたのでございします。

○春日委員 一体、農業所得の、その所得税というのはいどのくらいあるのです。○塩崎政府委員 農業所得は、現行法で課税額といたしまして二十億七千九百万円でございます。改正後といたしましては十五億四千万円になる見込みでございします。○春日委員 それでは、その二十億円に見合う農業所得以外の所得はどのくらいです、二十億円の対象になる事業所得は。○塩崎政府委員 営業所得者の税額は五百九億六千四百万円でございます。その他の事業者は二百二十八億四千三百万円、これは現行法でございしますが、これだけの税額がございします。○春日委員 だから、この白色の制度というものの大部分のものが農業所得者だと思つて、そこに基礎を置いて制度を考へるといふことは、私は適当でないと思つて、実際問題として、わずか二十億円のものが、やはりありませんか。だからこの際、時間もこんなふうな詰まつておりますから、これはもう口げんかでないに、ほんとうに政策的な立場、根源にさかのぼつて大臣に御考慮願ひたいことは、この専従者控除というものが制度として制定されておる趣旨を忘れてはならないということなんです。だから、この法人との負担の権衡、中小企業政策がそこにあるということが主たる趣旨でありますならば、青も白も同じ資格条件を持つておるものであつて、ことにその場合、白なるものは記帳の能力のない者である。しさえすればこれだ

けの恩典が受けられるのに、なおそのことを知りながら得ていないという事は、その者自体の能力というものを判断すべきであると思う。能力のない者に重く、能力のある者に軽くという事は、やはり理論としてびっぴりしないと思う。私の論述は、少なくとも徴税理論の上からいって正確でないかもしれないけれども、政策的にはこういふことが言えると思う。青色申告記帳もできないような者は、家族の中においてもそういう能力者がいない。また、そういう帳簿係を雇うこともできないというようなことで、実に衰れたことだろうと思う。そういう者に対して不利益を与えていくのは、一体どこが悪いのか。しかも、その二十四万円の設定というものは、現実に支払われておるものよりもはるかに下に押えられておる。なぜか。それはほんとうに払ったか払われぬかわからぬから、立証ができないから下に押えられておる。うんと下へ押えたならば、おそれなくそれを言ったところで効果が無いというところが一つのきめ手になされておる。だとすれば、白の諸君だつて、こんなに二十四万円まで見たからといって、それが一体どうなるのでありますか。理論がそこで何かくずれてきたりする心配は断じてないと思はる。だから、この問題については、時間もこんな状態でございすから、大臣において、もう少しこの中小企業政策のデリカシーをあなただが……。(発言する者あり) 実際問題として、いいことはここではございすというところで、従来、伝統的に大蔵委員会は、幾つかの税制の改善、改革の実をおさめてきたと思うのです。だからこの理論も、私がいまここで唐突に思いついて言う理論ならば、未そくな理論として、いまのような原始的な答弁、在来の既成観念に基づいた答弁が繰り返されておつてもいいと思はるけれども、これはすでに何回か年月をかけて論じられてきたことである。そうして、いままでだつて、制度に格差があったのだから、格差をなくしようと言つておるものを、二割五分の格差から六割まで格差を広げてしまふというようなことは——まさに異様

なことをなくしようと言つておるものを大きくするなんて、そんな意地の悪い仕打ちがありますか。そういう意味で、ひとつ大蔵大臣もこれは過去のいろいろな記録や主張や学者の意見も聞かれて、あなたの心にやはりこたえるところがあつたら、真剣に将来の制度改革としてこの問題を検討してほしいと思はるが、御所見いかがですか。

○福田(赴) 国務大臣 この制度がある根源は、あなたのおっしゃるとおりなんです。しかし、その適用の対象が、ちゃんと帳簿をつけているところと、どんぶりのところと、こういう違いがあるのです。これを技術的にどうするかという、一方においては最高限までいく、一方においては一律主義でいく、こういう違いが出てくるわけなんです。しかし、そういう制度が実態を見てどうだ、こういう問題はあろうかと思はるが、そういうことから、なお今後の検討問題としてよく考へてみる、かようにいたします。

○春日委員 それでは、考へてみるということでございますから、ひとつぜひ御考慮を願いたい。この問題は、実際問題として、あなたのほうが農業所得者を対象に置かれておるのだけれども、実際には、事業所得者という白色申告者がたくさんあるのであるから、事業所得者の白色申告と事業所得者の青色申告との均衡の上において、この問題は再検討がなされることがきわめて望ましいと思はるので、ただいまの大臣の御答弁もありましたから、この点については十分御検討を願いたい。

なお私は、二点ばかり伺ひをし、要請をいたしたいと思はるけれども、時間がこんな状態でございますから、この問題は、法案が上がつた後においても、今後の税制改革の問題点として、後日の時期を選んで質問をすることにいたしました。本日は、この時点で私の質問を終わることにいたします。

○三池委員長 次会は、来たる二十二日午前十時より理事会、十時十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時三十九分散会

昭和四十一年三月二十五日印刷

昭和四十一年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局